

令和 6 年

富士川町議会 9 月定例会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 開会

令和 6 年 9 月 20 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 6 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 6 日

令和6年第3回富士川町議会定例会（1日目）

令和6年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 | 令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 | 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について |
| 日程第 6 | 議案第 5 1 号 | 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 2 号 | 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5 3 号 | 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5 4 号 | 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 10 | 議案第 5 5 号 | 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 5 6 号 | 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 5 7 号 | 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議案第 5 8 号 | 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第 5 9 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 15 | 認定第 2 号 | 令和5年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 16 | 認定第 3 号 | 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 17 | 認定第 4 号 | 令和5年度鰯沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	代表監査委員	岡 本 昭 二
会 計 管 理 者	河 原 恵 一	教 育 次 長	秋 山 忠
政策秘書課長	中 込 浩 司	財 務 課 長	深 澤 千 秋
管 財 課 長	渡 辺 成 昭	税 務 課 長	望 月 聡
防災交通課長	長 田 博 幸	町民生活課長	原 田 和 佳
福祉保健課長	遠 藤 悦 美	子育て支援課長	一之瀬 三 千
産業振興課長	望 月 奈緒美	土木整備課長	山 形 謙一郎
都市整備課長	井 上 勝 彦	上下水道課長	長 澤 康
教育総務課長	小 林 恵	生涯学習課長	井 上 誠

6 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 直 子

午前 10 時 00 分

○議会事務局長（依田正紀君）

開会の前に、表彰の伝達を行います。

富士川町議会だより第 51 号が、令和 5 年度山梨県広報コンクール議会広報紙部門町村の部で、最優秀賞を受賞しました。ここで伝達を行います。

深澤一幸広報常任委員長、前にお進みください。

○議長（堀内春美さん）

（以下、賞状の朗読）

○議会事務局長（依田正紀君）

以上で、伝達を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。

議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第 61 号をもって招集されました、令和 6 年第 3 回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和 6 年第 3 回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川 CATV が、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第 3 回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9 月に入り、秋の訪れを感じる季節となりましたが、日中はまだまだ厳しい暑さが続いております。今年の夏は例年以上に厳しい猛暑が続き、各地で記録的な高温が観測され、熱中症への注意が毎日呼びかけられました。

気象庁の予報では、9 月からは気温がやや高めで推移する可能性があり、日中の暑さは続く一方で、朝晩は徐々に涼しさを感じることができるとしています。季節の変わり目となりますので、皆様方におかれましては、引き続き体調管理に務めていただきたいと思います。

さて、台風 10 号による被害が各地で報告されており、今回の台風は特に風雨が強く、一部の地域では浸水や土砂災害が発生しました。被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

幸い、富士川町においては、大きな被害は発生しませんでした。いざという時のために、常日頃からの心構えや準備を怠らないことが大切だと感じております。

さらに、宮城県日南市で発生した、震度6弱の地震では、南海トラフ地震に関する臨時情報も発表され、改めて防災意識を高める必要があると感じています。皆様には、これを機会に災害対策を再確認していただければと思います。

9月の内閣府の月例経済報告によりますと、日本の経済の現状は引き続き穏やかに回復していると判断されています。特に個人消費が堅調であり、住宅建設も引き上げられたことが全体の景気を支えているとされています。

しかし、中国を中心とした海外経済の減速が影響し、厳しい状況が続いているとのことです。

また、雇用情勢については、完全失業率が引き続き低水準で推移しており、労働市場は厳しい状況が続いていると分析されていますが、賃金上昇が限定的であり、今後の消費の持続可能性に課題が残るとしています。

県内における経済は、一部に弱さが見られるものの、持ち直しをしていると評価がされており、景気は徐々に回復していると言えます。山梨県の経済を支えている主な産業には、観光業、農業・食品産業、高度技術産業があります。特に観光業は地域経済の重要な柱であります。観光業の脆弱性も指摘されており、観光客の変動や自然災害の影響に対する耐性を強化する必要があります。

こうしたなか、パリオリンピックにおける、日本の活躍は目覚ましいものがありました。日本は合計で45個のメダルを獲得し、その内訳は、金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個でした。これらの成果により、日本は、オリンピックにおける競技力の高さを改めて証明してくれました。

また、山梨県では、メダルを獲得した県出身のレスリング男子グレコローマンスタイルの60キロ級で金メダルの文田健一郎選手、柔道女子57キロ級で銅、混合団体で銀メダルの舟久保遥香選手、卓球女子団体で銀メダルの平野美宇選手、3選手に山梨県は県民栄誉賞を贈りました。この3名の方の努力と成果は山梨県のスポーツ振興に大きな影響を与えることと思います。

このような中、富士川町議会では、こども条例制定やこども議会、また町民の意見をしっかりと聞き、町民に開かれた議会を目指すための地域地区懇談会開催に向けて協議を進めているところであります。

また、行政視察として、令和4年4月の議会の改選後コロナ禍で訪問できなかった、友好都市である大洗町へ親善訪問をし、大洗町および大洗町議会の取り組みの研修を行うこととしております。引き続き、議員一丸となり、町の皆さまに信頼される議会、開かれた議会に向けて、改革を進めているところであります。

今定例会でも一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。

本会議では、令和6年度補正予算、条例改正をはじめ、令和5年度決算などについて、審議をお願いすることになります。決算の審査については決算特別委員会を設置し、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論することを予定しております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な論議をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により１番宇田川朱恵さん及び２番神田雅也君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第２ 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から２０日までの１５日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から２０日までの１５日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３ 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、岡本昭二代表監査委員には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今定例会までに受理した請願は、先に配布しました、請願文書表のとおりです。

請願は、所管のひとつくり常任委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては１０日の本会議で、議事日程により審議をお願いします。

なお、報道機関から、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和６年９月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から町政推進のため、格別のご理解とご協力を賜っていることに、深く御礼申し上げます。

はじめに、７月２６日から８月１１日までの１７日間にわたり開催された２０２４年パリオリンピックでは、日本選手がブレイキンやスケートボードなどの新しい競技で素晴らしい活躍を見せ、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。

特に、若い世代の選手たちが世界の舞台で才能を発揮し、未来への可能性を感じさせるものでした。

私たちの町においても、この新たなスポーツ文化の高まりを受け、富士川いきいきスポーツ公園南側にアーバンスポーツ施設の建設を計画しています。この施設は、未来のオリンピック選手を育成する場であるとともに、町全体の活性化にも寄与するものと確信しています。アーバンスポーツの発展とともに、町がさらに活性化し、未来のオリンピック選手を輩出する基盤を築いていきたいと考えています。

また、道の駅富士川の魅力を更に高め、地域の魅力や価値を体験できる拠点となる施設となるよう、県と連携をして道の駅富士川のフラッグシップ化を図っていきます。道の駅富士川を中心としたリバーサイドエリアが、地域のランドマークとしての役割を担い、更なるにぎわいをもたらすエリアとなることにより、地域全体のブランド力は向上していくと考えております。

これにより、私たちの町が、地域間交流の結節点としての役割を担うとともに、町民の皆様にとっても、全世代が楽しめる交流の場となっていくことが期待されます。富士川町は、これまでの伝統を守りつつ、新たな挑戦を果敢に挑み続け、未来を切り拓いていきたいと考えております。

次に、南海トラフ地震臨時情報についてです。8月8日午後4時42分、宮崎県日南市で震度6弱の地震が観測されました。この地震は南海トラフ地震想定震源域に近く、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。

これを受け町では、翌朝緊急課長会議を招集し、災害への備えを再確認しました。

さらに、8月9日午後7時57分には、神奈川県西部を震源とする地震が発生し、町内でも震度4を観測しました。政府の地震調査委員会によると、この地震は南海トラフ地震とは関係がないとの見解が示されましたが、私以下、関係職員が迅速に参集し、町内の被害状況を確認しました。幸いにも大きな被害はありませんでしたが、今後も注意を怠らず、災害への備えを一層強化してまいります。災害はいつ発生するか分かりません。常に備え、迅速かつ適切に対応できる準備が必要です。引き続き、地域の皆様には防災意識を高め、防災対策を再確認していただくようお願いいたします。

次に、令和5年度の決算に伴う財政状況についてです。令和4年度に予測した財政シミュレーションでは、将来負担比率は令和5年度には90.2%となる予測でした。しかしながら、普通建設事業費が減少できたことにより、地方債借入金が増加され、また、標準税収入額は予測値より増額となりました。あわせて、ふるさと納税の増額などにより、当初予算で予定していた5億円の財政調整基金の取り崩しを回避できたことや、基金に積み立てることができたことから、令和5年度の決算における将来負担比率は61.7%にとどめることができました。今後も不断の歳出削減に努めながら、あらゆる施策と工夫を駆使して、職員が一丸となって財政の健全化を図って行く所存であります。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。

はじめに、富士川町アーバンスポーツ施設整備検討委員会の設置についてです。

昨年度策定した「富士川リバーサイドパーク構想」の第2弾として、富士川いきいきスポーツ公園のアーバンスポーツ施設の整備について、8月6日に「アーバンスポーツ施設整備検討委員会」を設置しました。委員会には、国土交通省や山梨県、アーバンスポーツの見識を有する各種団体、地元代表者にご協力をいただいております、12月までに提言書を取りまとめ、明年度には施設整備に着手する予定です。このアーバンスポーツ施設は、地域活性化や住民の健康促進、若者の居場所づくりに寄与し、町の未来を築く重要なプロジェクトと位置づけます。2024年のパリオリンピックで日本選手がスケートボードの競技で金・銀メダルを獲得したことを踏まえ、富士川町でも未来のオリンピック選手を育てる環境整備に努めてまいります。

次に、子育て環境の充実を図る施策についてです。まず、ハード面の整備として、天神ゆづっこ保育園駐車場の完成について説明します。天神ゆづっこ保育園の駐車場は、リニア中央新幹線の建設ルート上に該当したことにより、従来利用していた町民体育館及び、ますほ児童センターの駐車場が令和2年8月から使用できなくなり、その後は園舎北側の利根川公園の一面に駐車場を確保して対応してきました。昨年度、園舎東側に駐車場用地を取得し、今年度の整備工事により、新たに30台が駐車できる専用駐車場が完成し、8月5日から供用を開始しました。園舎の近くに専用駐車場が完成したことで、より安心安全な園児の送迎が可能となりました。

次に、子育て環境の充実を図るソフト面においての新たな施策として、富士川町病後児保育利用料軽減事業及び、町内児童の病児・病後児保育利用料の無償化について説明します。10月1日に開始となる「山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業」と併せて、富士川町の子育て支援施策のさらなる拡充策として、町では病後児保育料の無償化を実施していきます。これは、町内に住所を有する児童が、富士川町病後児保育所および町外の病児・病後児保育施設を利用した場合の利用料のうち、県事業による軽減額を差し引いた残りの利用料を町が負担し、利用者の負担を無償化するものです。これは町独自の事業として実施していきます。事業実施のための、必要な関係条例の改正および要綱の制定、所要額を補正予算として計上し、今定例会に提案しました。今後も、子育て世帯のニーズに応え、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

次に、町制施行15周年記念の山車巡行祭りについてです。町制施行15周年を迎えるにあたり、記念すべきメインイベントとして、町の有形文化財である山車巡行祭りを5年ぶりに実施いたします。開催日は10月27日で、県道42号線の富士橋西交差点から青柳5丁目交差点までの1.5kmの区間において行います。本イベントについては、沿道にて芸能パフォーマンスや模擬店を設け、賑わいを創出する予定です。

また、ふるさと納税事業においては、山車曳き体験を返礼品としてご用意し、来場者の皆様に楽しんでいただけるよう企画しています。地域の皆様と共に、15周年のお祝いを大いに盛り上げるため、現在、実行委員会が準備を進めております。

次に、県と町が連携して行う、やまなしフラッグシップ道の駅プロジェクトについてです。中部横断自動車道の山梨静岡間の全線開通により、様々な効果が見込まれています。こうした中、県では、峡南地域のブランド力の向上に向けて、峡南地域のゲートウェイである道の

駅富士川のフラッグシップ化を図ることについて、昨年度、株式会社ビームスクリエイティブに企画案作成を委託しました。この企画案に基づき、県と町では、道の駅富士川が地域の魅力や価値を体感できる拠点として、今年度、具体的な施策や事業を進めるため計画をしており、道の駅富士川周辺エリアの魅力を広く情報発信し、地域ブランドの認知拡大に努めていきたいと考えています。こうしたことから、事業を実施のための必要な所要額を補正予算として計上し、今定例会に提案いたしました。

次に、宅配ボックス購入費補助金についてです。物流業界では、「2024年問題」として、2024年4月から働き方改革関連法施行によりトラックドライバーの時間外労働時間の上限が年960時間と規制され、労働時間が制限されることでドライバー不足や輸送力が低下し、モノが運べなくなることが懸念されています。こうした状況を受け、県と町では、消費者の行動変容を促し、宅配の再配達削減による事業者の負担や環境負荷の軽減を図るとともに、町民の日常生活の利便性向上に寄与するため、戸建住宅や集合住宅に設置する宅配ボックスの購入費用の一部を補助することとし、今定例会に予算を計上いたしました。

次に、富士川中学校新校舎建設に伴う町有林活用に関する協定締結についてです。町では、やまなし森づくりコミッションを通じて、東海旅客鉄道株式会社様から多大なるご支援を賜り、令和4年から5年間の計画で「南アルプス育みの森 in 富士川町」による町有林整備事業を実施しています。この事業で調達した町有林材を、現在建設計画を進めている富士川中学校の新校舎に活用する方針として8月5日に峡南森林組合との協定を締結いたしました。

本事業は、町の貴重な財産である森林資源の有効活用のみならず、町の豊かな自然環境を次世代につなぐための環境教育の象徴となる学び舎を創出するものです。また、木のぬくもりと安らぎを感じることができ、生徒が愛着を持てる学び舎は、郷土愛の育みにも寄与すると考えています。この取り組みを契機に、森林を大切な資源として次世代に継承するため、森林行政の推進と環境教育の普及促進に努めていきます。

次に、富士川町農村RMO中部・五開地域づくり協議会の設立についてです。町では、町内の中山間地域を対象に、昨年度から農村RMO形成推進事業の導入に向けた検討を重ねてきました。本年2月には畚米・平林・穂積の3地区において協議が整い、「ふじかわRMO未来会議」を設立しました。そして昨日、2つ目の協議会となる「富士川町農村RMO中部・五開地域づくり協議会」を設立しました。農村RMO形成推進事業は、地域内の様々な団体が一つになり、協議会組織として農用地保全、地域資源の活用、生活支援の3つの活動を展開し、集落の機能を維持しながら地域の活性化を目指す事業です。地域の皆様のご理解とご協力により2つの協議会が設立され、事業を推進する体制が整いました。この事業の導入にあたり掲げた将来ビジョン「持続可能な農業・農村の確立、次世代につなぐ魅力と活力あふれる地域づくり」を目指し、地域の皆様とともに取り組みを推進していきます。

次に、山梨みらい農業協同組合JA山梨みらいの現金自動預け払い機ATMについてです。

JA山梨みらいと調整を進めてまいりましたATMブースが完成し、9月1日から営業を開始いたしました。JA山梨みらい青柳支店にあるATMと同様、平日夜9時まで営業しておりますので、多くの皆様にご利用いただきたいと思います。なお、詳細につきましては、町広報「ふじかわ」9月号でご案内していますので、ご覧ください。

次に、官製談合防止法違反に係る損害賠償請求についてです。昨年度から進めてまいりました官製談合防止法違反に係る損害賠償請求の訴状が、このたび整いましたので、訴訟提起を考えています。なお、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決をいただくため、本定例会に訴訟提起の議案を提出しています。

次に、定額減税補足給付金の給付開始についてです。国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として本年6月から実施しております定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、差額を給付する定額減税補足給付金ですが、本町においては、迅速な対応により8月9日から県内自治体のトップを切って給付を開始し、順次実施していく予定でございます。

以上、今定例会に提出いたしました主な案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。今定例会には、報告案件2件、条例改正案件3件、補正予算案件5件、訴訟案件1件、決算認定案件3件、合わせて14件の議案を提出しております。提案理由につきましては、議案ごとに申し上げることとしておりますが、何卒ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 報告第6号 令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

を議題とします。

町長から本案について報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第6号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、報告第6号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページの次のページ、3ページをお願いいたします。令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率の状況についてでございます。項目、比率、早期健全化基準について説明いたします。まず実質赤字比率並びに連結実質赤字比率は、赤字が生じてございませんので、横棒で表示してございます。実質公債比率は10.4%で、前年度と比較し0.5%の減でございます。なお、早期健全化基準は25%であります。将来負担比率は61.7%で、前年度と比較し6.5%の減でございます。早期健全化基準は35%でございます。

次に、令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化資金不足比率の状況についてでございます。全ての会計におきまして、資金不足が生じてございませんので、横棒で表示させてい

ただいているところでございます。なお、経営健全化基準は20%でございます。以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

次に、監査委員から令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の岡本昭二君から報告を求めます。

代表監査委員 岡本昭二君。

○代表監査委員（岡本昭二君）

本日は大変お疲れさまでございます。議長から指名をいただきました代表監査委員の岡本でございます。よろしくお願い申し上げます。ただいま町長及び担当課長から報告・説明がございました、令和5年度富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎係数について審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それではお手元の資料に意見書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。朗読をもって報告に代えさせていただきます。タブレットの4ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町財政健全化等審査意見書、令和5年度富士川町公営企業（水道事業）財政健全化審査書の朗読）

以上で令和5年度富士川町財政健全化等審査意見書についての報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で代表監査委員からの報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 報告第7号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

を議題とします。

教育長から本案について、報告を求めます。

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第7号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、報告第7号の補足説明をいたします。タブレットの8ページからが報告書になってございます。まず、目的、制度の概要をご説明いたします。

11ページをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は毎年主な事務事業について、管理および執行状況を自ら点検評価し、その結果を議会に報告するとともに公表することとなっております。

そうしたことから、令和5年度に行いました事務事業について点検評価を行いましたので、今定例会にご報告するものでございます。

次に、点検評価の方法ですが、「第二次教育大綱」および「第二次教育振興計画」に掲げる各政策の項目のうち、教育委員会の権限に属する事務について、自己点検と評価を行いました。報告書においては、1 教育委員会の活動、2 教育委員会各課において執行した事務事業として、大まかに分類して表記してございます。12ページから13ページにかけましては、教育委員の構成とともに、教育委員会の開催回数、それに伴い審議しました議案件数等を挙げ、委員会の活動の経過をまとめてございます。タブレット14ページからは、教育委員会各課において執行した主なる事務事業の成果と課題を、教育振興計画の目標ごとにまとめたものであります。

今回の点検評価の結果を踏まえまして、課題の解決に向けてさらに検討し、本年度以降の事業実施に反映させるとともに、よりよい教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上で、報告第7号の補足説明を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、教育長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 6 議案第51号 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第52号 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第53号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第51号から第53号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第51号及び第52号について、補足説明を求めます。

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

それでは、承認第12号の補足説明をさせていただきます。タブレット37ページをご覧ください。

それでは、議案第51号 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレット35ページをお開きください。

富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。改正の主な内容は、10月1日から山梨県が実施する「山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業」の実施に伴い、

県事業を実施する市町村に居住する児童の利用料を1,000円軽減し、町内に住所を有する児童が利用する場合は全額免除するものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。タブレット36ページをお開きください。

新旧対照表第6条「病後児保育利用料」を「利用料」に、第2項に、前項の規定にかかわらず、山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業を実施する市町村に居住する児童の利用料は、別表に定める利用料から、1,000円を減額した額とするを加え、第7条で、前条第2項の規定により、利用料を減額する児童が町内に住所を有する場合は、利用料の全額を免除するものです。タブレット35ページに戻っていただき、附則につきまして、令和6年10月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第52号富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレット38ページをお開きください。

富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。今回の改正は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行による改正で、第4条第2号中「令第2条の4第8項」を「令第2条の4第7項」に、改めるものです。附則につきまして、令和6年11月1日から施行するとしております。

以上、議案第51号及び第52号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第53号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

それでは議案第53号富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレットの41ページをご覧ください。

今回の一部改正につきましては、富士川町国民健康保険条例の第131条において2か所を改正するものでございます。詳細につきましては新旧対照表にて説明をさせていただきます。次のページをご覧ください。富士川町国民健康保険条例新旧対照表一つ目につきましては世帯主が法第9条第1項若しくはの後の第9項で、資格喪失に届け出が必要であることを定めておりますが、国民健康保険法の改正により、第5項から第8項までが削除されることから、現行の「第9項」を「第5項」に改めます。

二つ目につきましては、その後の「若しくは虚偽の届け出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」場合は10万円以下の過料に処すると罰則を規定している部分でございます。こちらも国民健康保険法の改正により被保険者証の返還に応じないものに対する10万円以下の過料の基礎規定が削られるため、被保険者証の返還に関する部分を条文から削除する改正でございます。1ページ前に戻っていただきまして附則をごらんいただきたいと思います。施行期日1 この条例は令和6年12月2日から施行する。経過措置に、この条例の施行の日前にした公費および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

の一部の施行に伴う関係政令の整備等および経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとなっております。

以上で議案第53号の補足説明とさせていただきますご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（堀内春美さん）

それでは、休憩を解いて再開します。

日程第9 議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第55号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第56号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第57号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第58号 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第54号から第58号について補足説明を求めます。

まず、議案第54号について、補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、令和6年度富士川町一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。タブレット45ページをお開きください。議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号、次のページをお願いいたします。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書においてご説明いたします。事項別明細書52ページをお願いいたします。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページからは人件費の異動がございましたので、給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。それではタブレットの50ページまでお戻りいただければと存じます。タブレット50ページは、第2表地方債補正でございます。

(以下、第2表地方債補正朗読説明)

次に、一般会計の最終ページをお願いしたいと思います。90ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧ください。90ページをお願いいたします。90ページは年度末における地方債の現在高に関する見込みの調書でございます。この表の右下の数字が当該年度末の現在高見込額となります。94億3363万9千円となります。

以上で、議案第54号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第55号及び第56号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

それでは、議案第55号及び第56号について補足説明をさせていただきます。タブレットの91ページをご覧ください。議案第55号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第2号、次のページをご覧ください。

(以下、令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの96ページをご覧ください。

(以下、令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

タブレットの99ページ以降は給与費明細書となっておりますのでご参照ください。

次に、タブレットの110ページをご覧ください。議案第56号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、次のページをご覧ください。

(以下、令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの115ページをご覧ください。

(以下、令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第55号及び第56号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第57号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは、タブレット117ページ議案第57号令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお開きください。

(以下、令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明をいたします。タブレットの121ページ、事項別明細書表紙の、次のページをお願いいたします。

(以下、令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費に異動がございましたので、給与明細書を添付してございます。

ご参照ください。

以上が、議案第５７号の補足説明でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第５８号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

それでは、議案第５８号 令和６年度富士川町水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。タブレット１３７ページをお開きください。

（以下、令和６年度富士川町水道事業会計補正予算の朗読）

次のページ詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。次の次のページの次のページですね、ページ１４１ページをお開きください。

（以下、令和６年度富士川町水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以下のページにつきましては、水道事業の予定キャッシュフロー計算図、また、人件費に伴います給与明細書となっておりますのでご参照ください。

以上で、議案第５８号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１４ 議案第５９号 訴えの提起について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第５９号について、補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第５９号の補足説明をさせていただきます。タブレット１５７ページをご覧ください。
本案件につきましては、入札官製談合防止法違反および過重収賄事件において、富士川町が被害をこうむったことから、損害賠償請求訴訟を提起するため、地方自治法第９６条第１項第１２号に基づき、議会の議決を求めるものであります。

１、訴訟提起の内容といたしましては、平成３０年７月１０日執行の富士川町学校給食センター実施設計業務委託、令和３年１月２６日執行の道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託、令和３年４月２１日執行の富士川町農業体験宿泊施設建設工事

設計業務委託、いずれも契約日は翌日となっております。3件の指名競争入札において、当時の町長と設計事務所長が共謀して不正行為を行い、落札させ、入札の公正を害しました。

また、関連する二つの随意契約、平成31年4月24日契約の富士川町学校給食センター施工監理業務委託、令和3年4月12日契約の道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事実施設計業務委託においても同様に、不正行為の結果であると考えます。

以上のことから、適正な入札を阻害し、町に対し大きな損害を与えたことが考えられるため、2名を請求の相手方とし、入札談合等に関する損害賠償請求訴訟を提起するものであります。2、請求の相手方につきましては、前志村学町長と総合建築設計事務所小林一所長であります。3、弁護士の資格を有する者、訴訟の代理人になりますが、土橋順弁護士、梅村大樹弁護士であり山梨県甲府市丸の内1丁目16番10号トラストワンビル19 3-B 弁護士法人F o r P E A C E法律事務所の所属であり、土橋弁護士につきましては、第三者委員会の委員でもありました。

以上議案59号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 認定第2号 令和5年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第3号 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第17 認定第4号 令和5年度鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上の3議案は、決算認定案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について決算の概要説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 「令和5年度決算について」を朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第2号から第4号について、補足説明を求めます。

説明者は、簡潔明瞭な説明をお願いします。

まず、認定第2号について、補足説明を求めます。

会計管理者 河原恵一君。

○会計管理者（河原恵一君）

それでは、認定第2号 令和5年度富士川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。決算概要の次のページ、タブレット199ページから一般会計及び14の特別会計の総括表を掲載してありますので、この総括表にてご説明申し上げます。

（以下、令和5年度富士川町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表朗読説明）

なお、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は各会計ごとに掲載してありますので、ご参照ください。

以上、認定第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第3号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

それでは、認定第3号 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について補足説明をさせていただきます。タブレット521ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町水道事業決算報告書朗読説明）

次の527ページ以降は、令和5年度富士川町水道事業報告書となっておりますので、ご参照ください。

以上で、認定第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第4号について、補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、認定第4号 令和5年度鰯沢財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。タブレット544ページをお開きください。

（以下、令和5年度鰯沢財産区特別会計決算報告書朗読説明）

以上、認定第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの決算概要説明並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ただいま議題になっております、認定第2号から第4号については、委員会条例第6条の規定により決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から第4号の決算認定については決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ここで、委員名簿を配布します。

(書記が特別委員会名簿を配布)

お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

ここで、暫時休憩します。

決算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため議員控室にご参集ください。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

決算特別委員会の委員長に井上光三君、同副委員長に秋山仁君がそれぞれ互選されました。

議案付託表については、本日の議会終了後、配布しますのでご了承願います。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を提出します。

○議長（堀内春美さん）

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ただいまの、決算審査に必要な資料の提出を求める動議に賛成いたします。

○議長（堀内春美さん）

ただいま、12番井上光三君から、決算審査に必要な資料の提出を求める動議が出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を議題とします。

ここで、動議提出者から提出理由の説明を求めます。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

ここで、書記に提出資料一覧表を配布させます。

(書記が提出資料一覧表を配布)

○12番議員（井上光三君）

決算審査にあたりまして、ただいまお手元に配布されました一覧表にある28件の資料を参考にしたいので、提出を求めるものであります。これが、動議提出の理由であります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、提出理由の説明が終わりました。井上光三議員、自席にお戻りください。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を採決します。

お諮りします。

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査に必要な資料の提出を求める動議は可決されました。

提出資料については、本日の議会終了後、配布しますのでご了承願います。

次に、監査委員から令和5年度富士川町一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算審査に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の岡本昭二君から報告を求めます。

代表監査委員 岡本昭二君。

○代表監査委員（岡本昭二君）

まず報告に入る前に、この度実施いたしました決算審査におきましては、町長はじめ関係職員の皆さまには、大変忙しい中ご協力をいただき、日程どおり終了することができました。ありがとうございました。それでは、はじめに一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査に対する意見書について、一括して報告をさせていただきます。なお、時間の関係もありますので、1ページと25ページの結びのみ朗読させていただき、報告に代えさせていただきます。省略させていただきますページにつきましては、後刻確認をお願いいたします。タブレット162ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道事業会計）・鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書1ページ、25ページ朗読説明。）

以上で、令和5年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計（水道事業会計）決算審査意見書報告及び令和5年度鰍沢財産区特別会計決算審査意見についての報告といたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、代表監査委員からの決算審査に対する意見書の報告が終わりました。

岡本代表監査委員、誠にご苦労さまでした。厚くお礼を申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時31分

令和 6 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 9 日

令和6年第3回富士川町議会定例会（2日目）

令和6年9月9日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1 番	1 番	宇田川	朱 恵	議員
通告	2 番	3 番	依 田	誠 司	議員
通告	3 番	8 番	小 林	有紀子	議員
通告	4 番	9 番	齊 藤	欽 也	議員
通告	5 番	1 2 番	井 上	光 三	議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	宇田川	朱 恵	2 番	神 田	雅 也
3 番	依 田	誠 司	4 番	深 澤	一 幸
5 番	小 林	和 良	6 番	秋 山	仁
7 番	望 月	眞	8 番	小 林	有紀子
9 番	齊 藤	欽 也	1 0 番	青 柳	光 仁
1 1 番	鮫 田	洋 平	1 2 番	井 上	光 三
1 3 番	堀 内	春 美			

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19人）

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一										
教	育	長	古	屋	三千雄	会	計	管	理	者	河	原	恵	一								
教	育	次	長	秋	山	忠	政	策	秘	書	課	長	中	込	浩	司						
財	務	課	長	深	澤	千	秋	管	財	課	長	渡	辺	成	昭							
税	務	課	長	望	月	聡	防	災	交	通	課	長	長	田	博	幸						
町	民	生	活	課	長	原	田	和	佳	福	祉	保	健	課	長	遠	藤	悦	美			
子	育	て	支	援	課	長	一	之	瀬	三	千	産	業	振	興	課	長	望	月	奈	緒	美
土	木	整	備	課	長	山	形	謙	一	郎	都	市	整	備	課	長	井	上	勝	彦		
上	下	水	道	課	長	長	澤	康	教	育	総	務	課	長	小	林	恵					
生	涯	学	習	課	長	井	上	誠														

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	依	田	正	紀
書		記				井	上	直	子

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和6年第3回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願います。

なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送をするため、議場内にカメラを設置して撮影いたしますので、ご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は5名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問はパブリックコメントについてでございます。パブリックコメントとは行政が重要、もしくは町民に大きく関係する政策や条例を定める際に、事前に広く意見を募集し、その意見を公表し、意思決定に生かしていく手続きのことです。こちらのパネルにも書きましたのでご覧ください。

富士川町には、パブリックコメント手続きに関する要綱というものがあまして、そこにですね、パブリックコメントの目的を三つ書いてあります。一つ目が、町民への調整の参画の機会を提供すること、二つ目、町の政策形成過程これは条例や計画を作っていく過程ということです。この政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図ること。三つ目が、町と町民との協働による開かれた町政の推進に資すること。この三つの目的はどれも

非常に素晴らしいものが書かれていると思います。我が町では町長が町民との協働によるまち作りを掲げておりますので、ぜひこのパブリックコメントも推進していただきたいと思いますが実際ですね富士川町に寄せられたパブリックコメントは、この5年間で一応18の計画で募集されたのですが、そのうちたったの2件のみでした。

パブリックコメントの数は多ければ良いものではありませんがこれは非常に少ないのではないかと感じました。そこでパブリックコメントについて町民の方に聞いてみたところ、パブリックコメントという言葉は知っているけれども、この計画についてパブリックコメントを募集しているということを全く知らなかったとの意見がほとんどでありました。しかしながら町ではホームページや広報などでパブリックコメントについて募集期間を1か月ほど大体設けてはあります。しかしながら町民の皆様にそれが届いていないというところが現実なのではないかと感じました。町民の方に行き届く工夫が必要であると考えられます。

そこでですね、(1)の質問になりますが、(1)一番小さい(1)ですね。パブリックコメントを募集していることを、町民の方にさらに周知する方策を町で考えられないか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、パブリックコメントの募集については、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づき、町ホームページまたは広報誌に掲載することにより周知しております。パブリックコメントは、広く町民などから意見をいただき、町政への参画の機会を提供することを目的としておりますので、今後は、ホームページや広報誌に加え、町の公LINEを活用するなど、有効な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、富士川町で5年間に意見があった2件というのが、教育振興計画についてです。これはですね住民説明会でパブリックコメントを実施することを伝えたとも聞いております。町民の方にとって影響が大きい計画は住民説明会を行うと思います。

例えばですね隣町の市川三郷町なんですけれども、市川三郷町は非常に話題になりました行財政推進計画でこのパブリックコメントになんと小さい町で51名245件のパブリックコメントが寄せられました。

また、神奈川県海老名市では、ゴミを有料化すると提案した計画がありまして、この計画でも59名244件のパブリックコメントが寄せられております。いずれも町民の方に非常に生活に影響がある、そういった計画であったことはもちろんなんですけれども、この2件とも住民説明会を開いておりまして、そのときにパブリックコメントを募集することを伝えております。

そこで再質問なんですけれども、このように住民説明会を開くときに例えば町の大きな

計画であれば総合計画であるとか、そういったときにパブリックコメントを併せて募集することも伝えてもらうことはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。住民等の説明会を行われるときに周知することは、今後も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はいあともう一点ですね。再質問になるんですけれども、パブリックコメントが毎回集まっているような市町村はですね、ホームページ等広報だけではなくて例えば関係する機関ですね、例えばですね富士川町で募集しました子どもの読書計画であれば図書館や保育所などにパブリックコメントを募集している旨のチラシを置くなどの工夫をしております。このようなことを、富士川町でもできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどのチラシ等を置くということでございましたが、各関係課の方とも協議する中でどのような周知、また工夫ができるのかは今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

次に（２）の方の質問に移らせていただきます。パブリックコメント手続きの政策の計画書についてなんですけれどもこちらのですね、説明書がやはりどうしても正確を期すために長いことが多い。そしてあと専門的な用語がどうしても多くなってしまうということがあります。他市町村のパブリックコメントの意見にも町民の方から多く寄せられているものの一つが、用語が専門すぎてわからないというものがあります。正確を期すためには、非常に長くなってしまうということが必要であるということは十分承知しておりますけれども、一般町民の方は忙しい中時間も割いてそのような資料を読んでいただくということで、非常にわかりやすい言葉で、また要件をまとめるということも必要になってくるのではないかと思います。それがまた、パブリックコメントに繋がらなかったとしても、今町がどのような計画に着手していてどのような方向で行うかっていうことを考えているかっていうのは、町民の皆さん、多くの町民の皆さんにぜひ知ってもらった方が良くと思います。

私がちょっと神奈川県寒川町というところの資料をですね参考にちょっとパネルを作ってみましたのでご覧ください。このように非常にシンプルなんですけれども、ここで興味を持った方が次の詳しい資料に誘導できるような形でぜひ目を引くような形の資料を作って

載せていただきたいと考えました。(2) 番の質問に移りますけれども、このようにパブリックコメント手続きを行う政策に町民の方がわかりやすいように、予定や経緯を簡潔に記した資料を添付できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントを募集するにあたり、要綱では、政策案の他必要と認められる資料等を町が指定した場所での閲覧または配布、町ホームページの掲載等により公表することとされています。

こうしたことから、今後も町民等に政策案をわかりやすく伝えることができる資料等の作成に努め、添付してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっと担当の方も大変かと思えますけれども、やっぱり長い時間をかけて思いを込めた計画を作ってくださいますので、ぜひ多くの方に知っていただけるように広報の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) 番の方に移らせていただきます。富士川町のホームページでのパブリックコメントのページなんですけれども、各課の担当の方がきつと作っていただいていると考えられるのですけれども、現在どのようなパブリックコメントが募集されているのか。あと過去にどのようなパブリックコメントが募集されていたのかということが一覧で見ることができず、非常にちょっとわかりづらひ形になっております。(3) の質問になりますが、ホームページや公式LINEに、パブリックコメントの専用ページを作ることはできないか、お伺ひいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在パブリックコメントの募集等に関しては、町ホームページ内の各種計画及び各担当課のページに掲載しておりますが、実施状況を一覧で表示しているページはありません。

こうしたことから、今後は実施状況を一覧にまとめたパブリックコメントの専用ページを開設し、町民にわかりやすく周知することで、多くの方からの意見を聴取できるよう実施してまいりたいと考えております。また、公式LINEにつきましては、新たに専用ページを開設するには費用がかかることから、パブリックコメントを実施する際には公式LINEにおいて周知し、開設予定の専門ページへ誘導するなど、募集方法を検討してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

ある計画で計画を作る前にアンケートを募集したときにその際は公式LINEでアンケートを募集したんですけれども、そのときはアンケートはやっぱある程度の数集まっていた。しかしながら私ちょっとその計画をとっても興味を持って追っていたんですけれども、パブリックコメントになったときは0件だったんですね。きっとアンケートに答えた方は、その計画が出来上がって自分の意見がどのように計画に生かされたか、そしてそれを多分見て、またパブリックコメント多分意見をしたかったんじゃないかと推測するんですけれども、やはりアンケートをしてくださったっていった方に聞いたところは、パブリックコメントを募集してるのは知らなかったっていう答えでしたので、ぜひ公式LINEをぜひ有効に活用していただきたいと考えております。

それですね、神奈川県寒川町というところで、パブリックコメントに関する調査を行っております。それによりますと、アンケートに回答した半分の方、正確に54.4%の方が、パブリックコメントというものが何かを知らないという回答をしていらっしゃいます。これがですね20代ではなんと87.5%の方がパブリックコメントという言葉自体を知らないという結果になっております。

パブリックコメントが町政に参加する町との協働の一つの方法、しかも公的かなり手軽にできる誰でも参加できる手軽な方法だと考えますと、多くの町民の方が、まずパブリックコメントが何かっていうことを知っていただくということがやっぱ前提になってきます。

（4）の質問になりますが、パブリックコメントについて、広報でわかりやすい特集を組むことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントの実施にあたっては、より多くの意見をいただくことが、政策や計画を策定する上で大変重要なことと考えております。広報ふじかわにおいてのパブリックコメント手続きの制度に関する特集の取り組みは、制度の周知については期待できますが、多くの意見を聴取するための効果はあまり得られないと考えております。

こうしたことから、今後、パブリックコメントの実施に合わせ、手続きや制度について詳しく広報に掲載し、より多くの意見をいただけるよう工夫してまいりたいと、考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

では次5番の質問になるんですけれども。5番と6番はパブリックコメントの回答についての質問になります。

町民の方からですね回答があった場合、その回答をどのように町が対応したかということを示すこと、これが非常に必要になってくると思います。せっかく回答を書いたけれども、

それがどういうふうになったかわからない、また意見を言ってもどのように対応されたかわからないというのでは、やっぱりちょっと協働のまちづくり、お互いの対話ができているとは言えないのではないかと思います。町が意見を集約して、意見をどのように計画に取り入れたか、もしくはどのように対応したか、どのようになぜ計画に取り入れなかったのかっていうことを、きちんと町民に公表するまでがやっぱパブリックコメント手続きの一環だと思います。あともう一つですね、他の町民の方がどういった意見を載せたのかっていうことを、町民の皆さんが見られるっていうことも、やっぱり協働の機運を富士川町で高めていくために非常に大切なことだと考えております。

(5) 番の質問になりますが、パブリックコメントで意見があった場合ですね、回答件数と回答内容を公表できないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントにおいて意見をいただいた場合の取り扱いにつきましては、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定により提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方並びに政策案を修正したときには、その修正の内容を公表しております。

こうしたことから、今後も要綱の規定に基づいた回答件数や内容を公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。募集をする段階でですね、この皆様からいただいた意見に町がどのように対応するかっていうこともやっぱ事前に書いていただけると、町民の皆さんも非常にわかりやすいのではないかと思います。それがホームページにももちろんお名前は載りませんが、掲載されるですとか、あと役場に来ればどこかで見れるなどのように書いていただくと、このように自分の意見がどうなったのだろうっていうことを皆さんもすごく心配されずに済むのではないかなと思いました。

相模原市ですね、あと先ほどの寒川町、また市川三郷町など多くの市町村で、例えば計画を変更した後計画は変更しない、その他などのように回答への対応が一目でわかるようにこれらの市町村では書かれております。中にはですね、なかなかパブリックコメント出してもどうせ何も変わらないっていうおっしゃる方も多いと思うんですけども、やはりこれらの市町村ではきちんと計画を変更しております、先ほどの市川三郷町の財政改革推進計画では245件中22件が新しい計画に反映をされておりました。

町民の声をこのようなことがあれば、町民の声を聞いて対応しているということが町民の皆様にもきちんと伝わってくると感じます(6) 番の質問になりますが、パブリックコメントの回答に町がどのように対応したかもしくははしていく考えかを公表できないでしょうか。こちらをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町の対応につきましては、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づき、いただいた意見に対する町の考え方や対応などについて、町の皆様に公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、現在の富士川町のホームページはパブリックコメントを募集しましたというページから、そのパブリックコメントがどのようなになったのか回答ことが今非常にちょっと難しい状況になっております。身延町ですとか、あと寒川町ではパブリックコメントの専用のページがありまして、募集から回答までが一覧で表示をされております。なので募集のページを見てそれを下にスクロールしていくと回答のページがしっかり見れるという形になっております。町で令和5年度何件のパブリックコメントを募集したかっていうこともすぐわかるようになっておりまして、その回答一つ一つにどのような回答が何件該当があってどのような回答があって町がどのように対応したかということも非常にわかりやすくなっておりますですね。市川三郷町では専用ページじゃないんですけどもパブリックコメントを募集したページの下にやっぱり同じページで回答が掲載されております。

富士川町でも再質問になりますけれども、このようにホームページ上で回答がより見やすいように工夫していただければと思うのですけれどもそちらについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントの実施にあわせまして、先ほど手続きや制度について詳しく候補に掲載しながら、パブリックコメント町民の方から意見を募集するときに、この制度、またその流れについても、より多くの意見をいただけるように周知の仕方については工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵）

はい。再質問の方での質問なんですけれども、回答についてですね回答をもう少しホームページ上で見やすいできないでしょうかということなんですけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。出された意見をわかりやすく表示ということでは

ので、先ほど議員さんがおっしゃられました近隣町のホームページの上げ方、周知の仕方、こちらも参考にしながら町といたしましても、工夫の方法を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

パブリックコメントはですね、基本的な骨組みを作り審議会などで何度も会議をしてほぼ完成形を作ってから意見聴取を行うものなので、基本的な部分はなかなか変えられないとも言われておりますけれども、計画のですね審議委員会を作るときなどにぜひ公募委員を募集しているなどそういったこともぜひ伝えてほしいと思っております。

パブリックコメントは私達町民が参画する一つの方法として年齢制限も国籍制限もありません。町と町民を繋ぐ非常に気軽な方法の一つだと思っております。

パブリックコメントが寄せられるということは、町民が町政に参加する手段を知っていてそれを活用しているということであると思います。

前述した神奈川県寒川町では私がちょっと確認したところ、1 年間に大体 8 ぐらいの計画を作成してパブリックコメントを募集しているんですけれども、ゼロっていうことがやっぱりないんですね。2 件とか 3 件っていうときはあるんですけれども、0 件っていうパブリックコメントがなかったんです。やっぱりこれは町の広報次第で、町民の方々がパブリックコメントを募集してるっていうことが気づきやすいかどうかだと思っております。

我が町では、町民との協働をうたっておりますので、ぜひパブリックコメントについても一つ的手段として積極的に活用していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告 1 番 1 番 宇田川美恵さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告 2 番 3 番 依田誠司君の一般質問を行います。

3 番 依田誠司君。

○3 番議員（依田誠司君）

それでは質問に入らせていただきます。今日は一問だけですけど青柳町東部開発についての質問です。

富士川町増穂地区の東部は 1997 年の富士川大橋の開通、甲西バイパスの整備、そして中部横断自動車道の山梨南北間の全線開通により、かつては 30 万平方メートル 30 丁歩と言われてました。農地が広がる田園風景から一変し、街の賑わいの中心として発展を遂げてきています。2021 年 8 月 29 日、中部横断自動車道の山梨南北間の全線開通により、沿線市町では、企業誘致、商業施設の開業などの施策を展開し、経済の発展に力を注いでいます。

一方、富士川町を見ると、中部横断自動車道の開通を起爆剤とした企業誘致や、土地利用

計画などの施策が展開が見えてきません。乱開発が進んできて、遊休農地も放置されています。フォレストモール周辺の市街化をさらに進めていくのか、それとも町の玄関口を大規模農地や農園として生かしていくのか。居住地域にするのか、工業地域にするのか、その他の活用を考えているのかを、町の計画が見えません。中部横断自動車道が静岡まで繋がり、リニア中央新幹線は、品川名古屋間が2034年に開通予定です。品川甲府間はそれよりも早く先行開業が見込まれます。このような状況も加わり、企業活動、観光などの人的交流、物流などの活動が非常に活発になっていくのは明白だと思います。この機会に基本的な開発が決まっていないのは我が町の大きな損失であり、早急に方向性を決めていくことが肝心だと思います。

それでは最初の（１）の質問に入ります。年々住宅開発などが進んでいるが、町はどのような開発をしていきたいのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。町の東部地域につきましては、平成21年度に中部横断自動車道や一般国道52号の整備が進展する中で、大型商業施設の計画が進行し、それに伴い、建築物を誘導規制する措置として、約19ヘクタールの用途地域を拡大してまいりました。

また、令和3年度には、中部横断自動車道の山梨静岡間が全線開通し、県内の施設並びに道の駅富士川にも県内外から多くの観光客が訪れている状況であります。

さらに、中部横断自動車道沿線地域においては、高速道路への良好なアクセス性を背景に、近年は工場や物流センターなど、多くの企業の進出があり、地域の雇用創出や産業振興への貢献が見られております。こうした背景から、中部横断自動車道沿線では、経済の波及効果を生む多様な展開が期待されていることを踏まえ、東部地域においても発展に向けた方針を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。ということは、今の時点では計画はないということですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。現時点においては、計画はございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

わかりました。次の質問に入ります。（２）農振農用地に設定されている土地が多くあるが、除外をどのように図っていくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では農業の振興の農業、失礼いたしました。町では農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることを目的に富士川農業振興地域整備計画を策定しております。

この計画において、農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域、いわゆる農振農用地を設定しております。現時点で、町の施策として、青柳町東部の農振農用地に設定している土地を、農業以外の目的で活用するための土地利用の物具体的の方針が定まっていないため、除外を図ることができない状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。では、土地利用の具体的な方法方針をどのように定めていくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。今後の開発については、地権者や農業者の意向を最優先に考慮し、地域の実情や希望をしっかりと把握した上で土地利用審議会において、土地利用の方向性を検討する必要があります。

こうした背景を踏まえ、実現可能で、地域に根ざした具体的な土地利用方針を策定し、良い地域作りを目指してまいります。地域の皆様と協力し全体の調和を図りながら、実効性のある施策を推進していく所存です。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。今の状況を考えると、開発計画を描いていくことが近々の課題だと思いますので、スキルスピード感を持って進めていってください。さらにどのような地域にしていきたいのか、もう少し具体的な考えをお聞きしたいのですが、町長はいかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。歴史を紐解きますと、かつて富士川舟運のときにですね、我が町が繁栄したこのキーワードはですね、鰍沢河岸青柳河岸こういった交通インフラのときにですね、うちの町が拠点となるような仕掛けをですね、当時の、おそらく当時の政治に携わっている方々が仕掛けて、そして我が地域にその河岸というものを持ってきた、こういうおそらく、当時の政治が動いたからこそあの富士川舟運のときの河岸がうちの町に来た。

他の富士川沿線でもですね、例えば韮崎の方も河岸を作りたいけど結局認可されなかった。こういうやっぱり政治の力ですね、しっかりとその地域に拠点もしくは賑わいを持ってくるということをですね、やらなきゃいけない今の時代に照らし合わせますと、中部横断自動車道が開通いたしました。

またリニアの開通も間近でございます。この瞬間ですね、我々は政治の責任としてですね、わが地域にそういった拠点を持ってくるこういう作業をしなければ後世のためにですね、こういう拠点を持ってくる作業をしていきたい。そのためには議員のご指摘の通り、青柳の東部ここはですね我が町の最後のフロンティアだと私は思っております。ですからここを乱開発させるのかこのままですね、それともしっかりと行政が計画を作ってしっかりと方向性を作っていくのか、こういう作業ですね。まさにスピード感をもって進めなければ大きな損失になっていくというふうに思っているところでございます。

まだ今ならギリギリ間に合うと思います。この沿線の開通効果をですね、中部横断道沿線の開通効果をしっかりと波及させるような開発をしていきたい。しかしながらですね、これを行政主導で進めていく、行政が先に突っ走ってしまうという手法、これは時代に合わないというふうに思っております。地権者の方もいらっしゃいます。また地域住民の方もいます皆さんの思いがあります。

そういった中で、ここを大規模農園ということで、今の農振の網がかかっている状況の中で農地として生かしていこう、もしくは、工業団地として生かしていこう、もしくは市街地としてまたは住宅地として生かしていこう、またフォレストモール周辺の賑わいをですね、さらに広げていくためのショッピングセンター等の開発をしていこう。こういう方向性をですね、まさに今すぐに手をつけなきゃいけないというふうに思っております。

議員からの質問をですねこれを皮切りに我々のこの地域をですね、後世に向けて、この山梨県内の中心地となるようなこういうビジョンを、しっかりと描いていけるような方向性を作っていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい町長のお考えはわかりました。ただ自分個人としては、まだ計画がないというんですから、ちょっと遅いなとだからもう早急に計画を立てて、もちろん住民地権者の意見も聞いてなんですけど、もう同時進行くらいで、4案5案でも、まず早急に取りかかってほしいと思います。決まったらすぐに遂行していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 3番 依田誠司君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告3番 8番 小林由紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん

○ 8 番議員（小林有紀子さん）

これより大きく 3 項目にわたり質問をいたします。一つ目は、防災対策強化についてです。一番目の質問ですが、今後 30 年以内に 70 から 80 % の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震、8 月 8 日宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震で、気象庁は南海トラフ地震が想定される震源域では、大規模な地震が発生する可能性が普段と比べ高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が初めて発表されました。15 日までの 1 週間、注意呼びかけを継続しました。町はどのように行動したのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。町では、8 月 8 日の南海トラフ地震の臨時情報の発表を受け、当日中に町長、副町長及び防災交通課長にて情報収集と、得られた情報の幹部職員への周知等を協議しました。翌 9 日の午前 8 時 30 分に緊急課長会議を招集して、現状で得られた情報と本町の想定震度等を共有し、各自の備えの啓発を図りました。

また、会議終了後の午前 9 時には、全職員とともに、消防団正副団長にも同内容を周知及び共有しました。さらに午前 9 時 30 分には、峡南地域県民センターの地域防災監と情報を共有し、県警戒本部の対応情報等を得たところであります。その後に午前 11 時には、町ホームページにて、町民に現状の情報提供と備えの啓発を図ったところであります。

こうした初動体制を確保実に整え、今後も引き続き防災体制の強化に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○ 3 番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、今各自の備えの啓発を図ったということでおっしゃってございましたけれども、それはどういうことでしょうか。すぐに使用するかもしれない備蓄品の確認や点検などは、行ったのでしょうか。想定以上の災害が起こるかもしれないとの危機感を持って避難所で使用が想定されるものなど、改めて確認や見直しなどはされなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。予知情報等警戒宣言が発令された際は、地域地震災害警戒本部が設置されます。さらに実際の震災が発生した際は、災害対策本部が設置されます。

こうした際、設置の本部の中で各課においては、地域防災計画の編成表に従い、それぞれ事務分掌に応じた部の業務にあたります。例えば、防災交通課であれば、防災交通部消防防災担当は消防防災班として警戒本部の設置運営、また庶務に関すること等が事務分掌となります。各課長にはこうした備えを啓発したところでございます。

また防災備蓄品等につきましては、本年度に入りまして東別館が取り壊しになる際に、別の場所、これは分散をしましたが、教育文化会館であるとか町民会館に本年に既に確認をしてありますので、今回につきまして特段備蓄品の確認等をする必要はありませんでした。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、山梨県では南海トラフ地震の発生により県内で最大震度7の地震が発生し、最大約6万棟が全壊し、最大1万9000人程度の死傷者が出ると予想されています。庁舎内の職員の対応にとどまらず、町内各地域の各区や組の対応は大丈夫なのか、更なる対策強化を努めていただくよう確認や見直しなどをする機会に捉えていただけるように、区長会長さんをとおして連携をとるなどの対応はされなかったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。今回気象庁は、次の巨大地震に注意を呼びかける南海トラフ地震臨時情報を発表しましたが、各メディアでは専門家の意見として、今回の地震があった日向灘は、元々地震活動が活発な場所で過度に恐れる必要はなく、普段どおりの日常生活を送りながら食料品を備蓄するなどの備えができていないか、見直しをする機会にしてほしいと繰り返し放送をしておりました。

区長様におかれましては、今回中止となりましたが、地震想定訓練についてもお伝えしていたところであり、実際に揺れていない富士川町にあって、影響力のある町が改めて注意喚起を行うことでかえって不安を煽る恐れも考えられたことから、あえて区長様に対してのアナウンスについては控えておりました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

あえてしなかったということでしたけれども再質問ですけれども、町のホームページですね。ホームページで南海トラフ地震に関する情報をお知らせしますと、うちの富士川町のホームページではこの1行の掲載と自分で開いて見るようなPDFの通知が添付されていて、見た人が自分で開いて見るようになっていました。

中央市のホームページを見ますと臨時情報発表について大きくわかりやすい文字で、住民の皆様へと題して、今後の対応が1週間先までの日頃の地震の備えの再確認と、揺れを感じたらすぐに避難できる心構え、次に1週間目以降と、また南海トラフ地震臨時情報とは、についても詳しく掲載をされていました。

そして参考として、中央市防災マニュアルがすぐに関開けるようになっていました。15日に特別な注意の呼びかけが終了してからも引き続き南海トラフ地震はいつ起きてもおかしく

ないことと、日頃から地震への備えの確認をお願いしますと追記されておりました。

富士川町のラインには、8日の臨時情報発表の簡単なお知らせのみだけでありました。富士川町はどこよりも迅速な初動体制を行ったのは素晴らしい点ですが、町民に対して、町民の命を守るために何をすることが大事な視点ではないでしょうか。地震への備えとして、町民への通知の仕方は十分だったとお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。町においても、いち早くホームページにて周知を試みましたが、町民に対する見せ方伝え方につきましては、さらに上手な伝え方もあろうかと思しますので、他の自治体の良いところを参考に工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

あれだけ毎日一日中臨時情報のことがマスコミで取り上げていまして、テレビの画面にも常に映し出されておりましたので、おりましたけれども、その後の対象地域住民への調査では、約2割の方が特に行動せずだったそうです。初めての臨時情報で対応に苦慮されたと思いますけれども、どこに視点を置くか町民の皆様の命を守るための最善の方法を考えていただき、掲載の方法を研究していただいて、今後に繋げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の質問ですが、国の中央防災会議は今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しました。能登半島地震で高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記されました。

避難所開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、特に快適なトイレ環境の整備を求めています。避難所の保健衛生について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。政府の防災基本計画において、福祉的支援の必要性が明記されたことを受け、本町では、大規模地震に備え、避難所における保健衛生の推進に努めております。具体的には、避難所でのプライバシーを確保するための間仕切りパーテーションや、快適な睡眠環境を提供する段ボールベッドの整備に加え、避難所での寝具類や生活用品の提供に関しては、本年7月に民間企業と災害協定を締結し、環境改善の強化を図っております。

また、これらの設置訓練につきましては、今般の町総合防災訓練において実施予定でございましたが、台風10号の接近により中止となったため、今後も定期的に行ってまいりたいと考えております。

こうした中、衛生分野であるトイレに関しましても、多様なトイレ事情を調査し、調査研究してまいりたいと考えております。今後も引き続き住民の皆様の安全で安心した避難生活の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、民間企業との災害協定を締結されたことは、本当に素早い対応として評価しております。今回1日の防災の日に例年実施されている防災訓練が、台風10号の影響で中止になりましたけれども、今答弁で定期的に行っていくということでおっしゃってございましたけれども、これは定期的というのは毎年の総合防災訓練のことでしょうか。今後、防災訓練をどのように実施するのか、町民の皆様と防災意識を高め、災害の備えを啓発する取り組みをお願いしたいと思いますが、例年同じではなくて今回中止になったこともありますし、気候も地球温暖化で猛暑が続いていたりしますので、今後開催時期の変更とか内容の検討は考えられないでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。総合防災訓練の実施時期につきましては、毎年9月1日の防災の日に開催しておりました。関東大震災の日ということで、地震に対する訓練の日として開催をしておりました。

しかしながら、区長会からも、猛暑の中での開催について検討のそろそろ時期ではないかという意見もいただいております。様々な業種との調整も必要ではありますが、明年以降はもう少し涼しい時期での開催について、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

ぜひ検討していただきたいと思います。これまで私防災運動会などの実施についても質問したことがありますけれども、本当に誰もが参加しやすく、防災意識を高め、災害への備えや取り組みを進められるよう研究していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

7月に能登半島地震の被災地の珠洲市や能登町の議員、また熊本地震の対応に当たられた熊本市長、それに東日本大震災の帰宅困難地域にあった双葉町の町長さんなどから、発災時から現在までの対応などのお話をお聞きする機会がありました。皆さん口を揃えて、災害はいつか来るのではない、必ず来るんだと、平時のときにできないことは、非常時にできないとおっしゃっておりました。災害関連死を防ぐため、保健衛生環境の整備の充実を図るよう、特にトイレの課題は大変に重要であるとのことでした。早急に積極的に整備の充実を進めていただきたいことを強調しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは3番目の質問ですが、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインには、避難所運営のリーダーの3割以上を女性にするよう求められています。これまでの震災の避難所で、固定的な性別役割分担意識で家事育児などのケアワークの女性への集中や配偶者などからの暴力、性暴力の発生などが浮き彫りになり、災害時の異常な心理状態の中、大変に深刻な問題になっています。これまでも私は平成29年6月、30年3月、令和4年3月の一般質問で何度も訴えてきました。宇田川議員も令和4年9月に質問されました。町の取り組みの進捗についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。男女共同参画の視点から防災復興ガイドラインでは、避難所運営のリーダーの3割以上は女性にすることを求めています。

こうした中、本町でも、避難所開設運営マニュアルの中で、運営主体となる避難者の中から女性もリーダーとして選出されるよう例示しているところであります。町の取り組みの進捗につきましては、昨年度開催した防災リーダー養成講座において、参加者の5割は女性であったことから、意識づけは図られつつあると考えているところであります。

こうしたことも踏まえ、避難所運営に当たっては、女性の視点が反映されるよう、適切な助言と意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。今後も引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備と啓発に努めてまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、昨年度地域防災リーダー養成講座を開催しまして、5割の方が女性だったということでお話がありましたけれども、実際にはなかなか参加者が集まらずに大変に心配をしておりました。私も声をかけさせていただいて、10人の方が申し込みをいただきましたが、広報を見て申し込まれた方は少なく今回はたまたま半分が女性の参加者になったわけでありまして。女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙オムツといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応をとった結果、女性避難者から人目を気にせず用品を取りに来られたとの声があったそうです。避難所のトイレの想定個数や設置場所は、女性や子供に配慮されているか。女性専用スペースはあるかなど避難所運営に女性リーダーがいることで、大変迅速な対応が可能になると考えます。備蓄品についても、女性の視点が非常に重要であり、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

地域防災リーダー養成講座のこの周知方法ですけれども、女性団体の方々などにも積極的に推進をするとか、若い方々にもPRする取り組みを行うなど、もっと積極的に取り組む考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。町の防災リーダー養成講座につきましては、広報ホームページをはじめ、区長会においても開催のアナウンスをさせていただいているところでございます。この講座につきましては昨年からスタートいたしましたが、女性の社会進出の視点で考えた場合、女性へのアナウンスに比重を置くことも、トータルとしてバランスがとれていくものと考えております。

こうしたことから今後は、例えば女性が活躍している団体へのアナウンスなど、周知方法を増やしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

ぜひ積極的な周知をよろしくお願いいたします。

それでは4番目の質問ですが、今年元旦に発生した能登半島地震では、古い木造住宅の倒壊が多発し、木造住宅の耐震化の重要性が改めて浮き彫りになりました。本町の昭和56年5月以前に建てられた耐震性のない住宅は約1500件、町の耐震改修促進計画では、令和7年度までの5年間で目標耐震率95%、1027戸の耐震化が必要と明記されていることで、令和5年6月にも質問をさせていただきましたが、昨年度よりは耐震診断の申し込み者が若干増加しておりますけれども、耐震改修費用の負担などがネックとなり、なかなか進まないのが現状だと思います。

そこで今年度、県が発災時有効な救命措置をと考えられる防災ベッドへの補助制度を創設しましたので、地震により万が一倒壊しても、最低限命を守るための耐震シェルター防災ベッドの設置について周知に努める意義は大きいと思いますので、周知方法をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。県では、今年度から発災時の有効な救命措置として、耐震シェルター設置事業に防災ベッドを追加するなど、木造住宅耐震化事業の補助制度を拡充いたしました。

町においても補助金交付要綱を改正し、低コストで住宅の倒壊時に安全な空間を確保することができる防災ベッドについて最大36万円まで補助金を交付することとし、ホームページへの掲載と窓口にリーフレットを設置し、情報提供を強化しております。

今後も耐震化事業補助制度については、県と連携し、広報等で周知をしてまいりまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですがけれども予算も増額し、地道に取り組んでいただいていることは承知しており

ますけれども、ホームページに掲載や窓口にリーフレットを設置しておりますけれども、見ていない方やまた見ても決断するまでの今一歩後押しをするアプローチが足りないのではないのでしょうか。その他、他のもっと周知方法を検討すべきではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

山梨県においては、耐震化事業を強化しており、9月1日には新聞の紙面に大きく耐震化の記事を掲載し、さらにテレビCMでの放送やYouTubeなどでも配信しております。町においても毎年、甲州富士川まつりで木造住宅の無料耐震相談コーナーを実施しております。今年度につきましても、実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、今の甲州富士川まつり無料相談をされるということですので、そういうことがやはり大勢町民の方々、本当に大勢いらっしゃるそういうときこそやはりしっかりとPRするということは大事だなと思いますので、こういうことを町の公式LINEの方にもその周知を掲載するとか、そうやって目につけ知っていただいて、さらにその現場に足を運んでいただくっていう、こういうことに繋げていただきたいと思いますけれどもそういうことに関してはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。LINEでの周知は効果的であると考えておりますので実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

ぜひよろしく願いいたします。町民の方々の命を守る使命を果たすとの思いで、さらに目標に向かって取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開は10分後でございます。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時18分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

次に、2項目の奨学金返還支援による若者の定着推進について伺います。令和3年6月に、奨学金返還支援制度の導入について質問いたしましたが、そのときは県の奨学金返還支援対象者が、理工系学部の大学生大学院生を対象としていて、機械電子産業への就職に限っておりました。そこで、昨年山梨県公明党青年局でアンケート調査を行い、若者の声をまとめ、知事に直接提言書を提出いたしました。その中で、奨学金返還支援の拡充を求める要望に対し、県は来年度、2025年に奨学金返還支援の対象者を全業種に拡大しますとの回答をいただきました。

現在42都道府県、717市区町村が取り組んでおります。県内では、県と甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、中央市、身延町、丹波山村が取り組んでおります。奨学金返還支援を導入して、若者の定着推進に取り組む機会とするべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。山梨県では、ものづくり人材就職支援事業において、製造業における技術系人材の県内定着のため、一部の就職者に対し奨学金返還相当額を補助する事業を実施しております。

こうした中、明年度には新たに製造業だけでなく、全業種への就職者に対し、奨学金返還相当額を補助する制度の導入準備を進めております。

こうしたことから、県において、更なる奨学金返還支援事業を進めていることを踏まえ、町では、県の制度を参考にどのような支援ができるのか研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけど確認ですけれども、県の来年度の全業種の対象拡大の内容がまだよく定まっていないわからない状態ということで、その県の事業内容を確認をして町として検討していただくということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員さんのおっしゃる通り県の事業まだ詳細が示されておりません。奨学金の返還支援この部分につきまして、様々な課題と今現時点では考えられると思います。一つは東京圏、こちらに限った学生だけになってくるのか、東京圏

以外の学生も対象としてくるのか、県の制度におきましてもその部分かなり詳細のところが決まった中で、その部分について町でもその内容を踏まえ研究を進めていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。首都圏に進学する学生が多いわけですから、その中で1人でも多く地元に戻る選択ができるよう若者定住を後押しできるよう本当に人口減少、少子高齢化、そして過疎地域の歯止めになるよう、あらゆる方法で若者の定着推進を進めるべきと考えますのでよろしくお願いいたします。受け入れてもなおすぐに転勤してしまうとか、そういうパターンもありますけれども、いろいろ想定すれば、いろいろ首都圏以外の何とか静岡とかそういうところの大学もいらっしゃるわけですがそれでも本当に奨学金を借りながら一生懸命に頑張ってきた学生に地元に戻ってきてもらえるよう、人材の確保に積極的に取り組むべきだと思います。本当にこの地元に戻って、会社に就職したら、すぐに奨学金返済が始まりますので、少ない手取りの給料からすぐにその負担が大きくなるのかかってくると、本当に将来の人生設計に不安で夢がなくなるということのないよう、将来を担う若者が地元に戻る選択肢が増えるよう、ぜひとも積極的に推進をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目目の認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてお伺いいたします。1番目の質問ですが、国内の認知症の高齢者は65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者が約584万人、軽度認知症高齢者数が約612万人に上ることが推計されております。

社会の高齢化が進む中、誰もが認知症になり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められております。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、1人1人が1人の尊厳ある人として、その個性と能力を十分に発揮しながら、ともに支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。認知症の人や家族も安全に安心して暮らせる地域への取り組みが必要です。

そこで、認知症に関する知識や認知症の人に関する理解を深める取り組みを強化すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

本町においても、全国と同様に増加している認知症の方への対策の強化が図られております。町におきましても健康長寿富士川プランに認知症対策の総合的な推進を掲げ、事業を進めているところであります。

認知症に関する理解を深める主な取り組みとしては、地域住民や関係者に向けた徘徊SOSネットワーク認知症サポーター養成講座や、声のかけ方研修を行い、認知症の症状や認知症の方の気持ちの理解、また接し方について学ぶ機会を設けております。

認知症は誰もがなりうることであり、多くの方に、我がこととして認知症を考え、行動していただけますよ、今後も周知啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

これまで様々取り組んでいただいていることは承知しておりますが、再質問ですけれども、認知症基本法で示された新しい認知症感を定着させるため、認知症サポーター養成講座の更なる展開についてはどのように考えていますでしょうか。

これまで私も何年も前に受講しましたが、過去に受講した方もフォローアップが必要だと思います。ましてや今後高齢者の5人に1人は認知症になると言われております。

認知症サポーター養成講座の更なる展開フォローアップが必要ではないでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。認知症サポーター養成講座の更なる展開ということですが、この養成講座は1回受講すればよいというものではございません。

毎年ではなくても、毎回でも受講していただいて良いと考えております。講座は各地区や学校、それから介護施設と、そちらの方に出向いて実施をしているところでございますので、またご希望等があれば、こちらの方から出向いて講座を開いていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

私などは1回受ければまた受けてもいいと思っていまませんでしたので、そういう意味でもサポーター養成講座をしっかりと何度でもフォローアップにぜひお願いしますというように、ぜひそういう周知もこれから積極的に行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは2番目の質問ですが、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際には記憶障害や認知症障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動心理症状、BPSDが発症し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことが少なくありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの方が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動心理症状BPSDの発症を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを見る話す触れる立つの

四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。認知症の方に対する接し方につきましては、認知症の方のその人らしさを尊重しその方の立場に立って理解や対応することが重要と考えます。

ユマニチュードは認知症の方に対して、尊厳と共感を持って接する方法であり、認知症の方に優しさを伝えるコミュニケーションの技術の一つで介護に携わる方の共感を得られるものと考えます。

町では、ユマニチュードという呼び方はしていませんが、認知症サポーター養成講座や認知症のご本人やそのご家族に参加をしていただけるゆずカフェを行っております。

また、町ホームページで介護に関する動画を掲載するなどして認知症の方の気持ちの理解や対応方法について周知普及に努めているところでございます。

こうしたことから、ユマニチュードを初め、様々なケアの仕方を参考に、町広報誌などを活用して、事業の周知を図るとともに、学校や地域において認知症に関する理解を深める活動に今後も積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○3番議員（小林有紀子さん）

これまで平成26年、27年に私質問をしまして、29年の9月から認知症カフェ、ゆずカフェを開催していただきまして、認知症の当事者やそのご家族の交流の場になっていることにとても嬉しく思っております。

認知症サポーター養成講座やゆずカフェなどで、認知症の方の対応方法を行っているのですが、本当に認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの方に認知症の人に対する適切な接し方を身に付けて認知症の人の行動心理症状、BPSDの発症を抑制するようもっと多くの方にこのユマニチュードを知っていただき、家庭や地域で認知症の方も住み慣れた地域で住み続けることができるよう、取り組むべきと考えます。

最後に先進事例をご紹介します。福岡市では2016年度に、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象に、ユマニチュードの実証実験を実施しました。

その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市は町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座など本格で展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童生徒の他、市職員や救急隊員など多岐にわたります。

講座を受けた市民からもっと早く知っていればよかった介護に笑顔があふれ出したとの声が寄せられ、こうした取り組みを継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中に、ユマニチュード推進部を新たに設置しています。

人生100年時代、誰もが自分らしく住み慣れた地域で生きていくことができるよう、

ぜひ先進的に取り組んでいるところを研究していただき、本町でも取り入れていただければ
と思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に沿って質問をしていきたいと思います。まず初めに、富士川ゼロプロジェクトということについて大きくは質問したいと思います。

当然皆さん町はそうなんですけど、8月ですね富士川ゼロプロジェクト始動という大きな見出しで乗ったんで、これ見たときにちょっとあれ、ゼロプロジェクトって何だろうなんてこともちょっと私は思ったりもしました。この中にですね、プロジェクトの説明として、またこれは新たな2番目の方でも説明を受けますんで、その説明はいいんですけども、町の方から納税された町税などの一般財源を一切使わずと、民間企業から受ける寄付やふるさと納税を活用して展開する事業と、それが富士川プロジェクトだということなんですけれども、これを読んだときにちょっと私違和感を持ちました。というのは、一般財源を使わないという表現なんです、あまり私議員でありながら、一般財源か特定財源かということについては日常あんまり区分けをしないで、予算を見たり、決算を見たりしております。

私からしてもですね実はふるさと納税ってのはいわゆる国が新しく始めた制度。この間もちょっと話題になってましたけども、企業版ふるさと納税については、さらに5年間延長しようということのようなんですけども、市町村の財源を確保すると、少しでも貧しい地方の税収というか財源を増やすために活用できるようにということで実施されている制度だというふうに私は思ってるんですけども、この財源というのは私にとっては、いわゆる町の一般会計、これ全体の財源だというふうな認識なんですけども、この説明でいくと一般会計とは、なんていうかな、ちょっと切り離れたようなイメージを持つ財源みたいな表現だなというふうに思ってますんで、その辺の私のですねふるさと納税ってのは市町村の財源確保のための制度であるという、今言った点を踏まえて、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふるさと納税制度は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度また自ら選んで自治体を選んで、納税できる制度ということになってございます。納税という言葉がついてございますが、実際のところは自治体への寄附金収入、地方財政法上寄付金収入として扱わなければならないこととなっております。本町のふるさと納税が行われる場合は、納税者から寄附金の使途を使い道を指定していただいているところで、ございます。

こうしたことからですね、本町におけるふるさと納税制度は、歳出の特定財源として有効なものと理解してございますので、その取り扱いについては、納税者の意向に沿った事業に充当していくということで考えているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問させていただきます。今の説明でいきますと、ところで一般財源ではないという表現が果たして適切なのかどうなのかということについてちょっと疑問を持っています。確かに財源の分けでいけば、特定財源、一般財源あるいは両方兼ねたようなものもあるのかなと思いますけれども、この一般財源でないっていうと、町民はどのように受け止めるか私も含めてですけども、町のいわゆる一般会計と言われるものとは別のもののような印象、正直思ったんですね、そのような質問も私受けました。この一般財源ではない。というような事業だという言い方で表現することについての適切さについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

先ほども申し上げましたが、使途を納税者が指定してきます。これこれ事業、これこれ事業、具体的な例えばインフラ整備にしても、こういう事業にということはないかもしれませんが、使途を指定してきますので特定財源として扱われることになります。

国の地方財政措置においてもふるさと納税は特定財源として扱うように規定されてございますので、一般財源として振り分けるわけにはいかないということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再度ちょっと伺いたいと思います。特定財源、一般財源という、今これは税制上の分けということだろうと思うんですけども、いずれにしてもこれらは町の大事な収入一般会計の収入だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えします。歳入は分け方として一般財源と特定財源、それ以外にまた別に自主財源と依存財源ってあります。

寄付金は当然自主財源になりますので、一般財源とは寄付金はその自主財源の部類に入りますけれども、あくまで特定財源ということで扱われます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

すいません議長、ちょっと私の質問に対する答えがあれなんで、要するに一般会計の収入

歳入という考え方でよろしいかということだけちょっとすいません。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

大変申し訳ございません。現行制度では一般会計の歳入ということで処理すべきことです。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今が入ると3回になってしまうんですけども、今の別扱いでお願いしたいと思います。最後にですね、この大きな一番の最後にお聞きしたいんですけども、ふるさと納税制度ってのは、町の努力によって寄附金、いわゆる指定寄附ある指定のない給付も含めた寄附金を集めやすくすると、集めやすくというか努力によって何て言うかな、集めてこれるものだというふうに私は思ってるんですけども、納税とはなっていますが先ほどおっしゃったように、あくまでも寄附金だということであるだろうと思うんですね。そういうことで考えると、広報に書かれているね、ふるさと納税は一般財源じゃないふるさと納税っていう言い方っていうのは、私は町民に誤解を与えるのかなと。要するに、町民ってのは町の収入から、いろんな事業をしてくれてるよと、そこにはふるさと納税があって、町長を初め一生懸命集めてくれて、それでいろんな事業もまた展開できるようになっているというふうに多分理解すると思うんですよ。だからそこんところはどうなんかなと少しちょっとその辺の認識、私のおっしゃっていることが理解できるかどうかわかんないですけど、その辺の認識ってのはどうなのかなと思うんですけども、あるいは広報に書かれているこのような表現ってのは本当に適切なのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたがあくまで用途を指定してこられる納税者というところと、それから国の指導という国の方針というか、国の扱いの中でも特定財源扱いということになってございますので、確かに全体を見ればお金には相違はないんですけども、やはり目的、そういう用途を限定されているということであれば、特定財源という扱いをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。ありがとうございますございましたでは、

○議長（堀内春美さん）

挙手してください。

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

それでは二つ目のゼロプロジェクト、ここにあるゼロプロジェクトっていうのがあるわけですが、これ全体を見たときに、このゼロプロジェクトって一体何なんだろうなど。確かにゼロゼロ、ゼロゼロゼロみたいなことが書いてあるわけですね。これちょっとわかりやすくこのプロジェクトの説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、町民税や固定資産税などの町税や、国から交付される地方交付税や地方消費税交付金などの総称を一般財源と呼んでおります。

これらの財源を一切使わずに、民間企業や個人の方からの寄付やふるさと納税などを活用して展開する事業を、富士川ゼロプロジェクトと命名し、施策を進めていくこととしております。

こうしたことから、今後もふるさと納税や、国、県の補助金などを組み合わせた中で財源を確保し、富士川ゼロプロジェクトの事業モデルを構築していきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

正直あまりよく私に対する説明もそうなんですけども、多分これを今日聞いているテレビで見られる町民も、ちょっとよくわからないのではないかなという感想を持ちます。というのはここに載っているいくつかの例っていうか、実際やったものということで載ってるわけなんですけども、いろんな形のものが性格あるいはいろんな性格と言っていいかな種類のものが一括して載せられているというのを見るとちょっと戸惑うかなという部分はあります。これを見てですね、例えばドッグランを作りましたとこれもまあいいでしょう。保育料無償化しましたというのもこれもいいだろうと。そこでちょっとねお聞きしたいというのは、いろんなものをこのいわゆるふるさと納税できた指定寄附も含めてですね、指定寄附の場合には例えば社会福祉に使ってほしいとか、教育に使ってほしいとか、地域の活性が何かあるんだと思うんですよね。その趣旨がそれをいろんなところに振り分けると。その中にですね例えばこの中で言えば、園児の保育料無償化、これ出来ましたということなんであれなんですけども、この金額っていうのはいくらだったのかちょっと教えてもらえますか。おおよそです、これ1千万とか何百万とか何十万というそういった雑駁な数字で構いません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。今の質問は通告にはありませんので、通告に沿って質問をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

お言葉ではありますけれども、このプロジェクト始動ということについて、これ何かということで具体例として保育料無償化というのが載っていたんで、ちょっとその無償化の費用

ってどのくらいあったのかなということをお聞きしたかったんですけどもどうも今事務方の方ではすぐ多分出せないということだと思いますんで、質問のやり方を少し変えたいと思います。それでよろしいですか。

ここの中にですね、町長の顔写真と、何ていうかな言葉がですねちょっと載ってるわけですけども、その中に実はこういう表現があります。ふるさと納税制度、町の努力によって、これじゃないですすいません。すいません。これまで町の難題であった財政の健全化、あるいは新しい事業展開っていうのが、同時に実現することができたといったような表現があるんですけども、これはそういうその財政の健全化っていうことに直接繋がっているのかどうか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。ただいまの質問も通告にはございません。通告に沿った質問をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ふるさと納税プロジェクトということについてお伺いしていて、その説明として、ここには、今言った公と町、民間、あるいは企業や町をしてくれる人々の方々と連携することにより、難題であった財政の健全化を新しい事業展開を同時に実現することが可能になりました。という表現があるんで、これは事実かどうかを伺いたいというただそれだけです。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。通告ではですねプロジェクトとは何かという質問ものなのですが。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ですから、プロジェクトっていうのが結局こういう結果をもたらしたということが表現されてるんで、それについてお伺いしています。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。本来制度等を聞くというのは、一般質問にはそぐわない。また通告にないものは本来答えないんですが今回運営上のもので、進行ということで答えさせていただきます。財政等をですねふるさと納税を増やすことによって財政を助けているのかと、こういう趣旨のご質問だというふうに思っております。

ご承知の通り先ほどの説明の通りですね、町民税や固定資産税。ですから町民の皆さんからいただくお金を町税としてます。今までは一般財源として徴税をストックしていたものですから皆さんの方からいただいた税金を事業として使っております。そこの枠をですね企業もしくは個人からですね、寄付としていただいてきて、プラスアルファの財源をいただいてきて、皆さんの町民の皆さんからいただいた税金に手をつけずに事業を展開するのを、ゼロプロジェクト。ですから皆さんからいただいた町民からの税金は、手をつけない。それで

事業を進めるというこういう新しいプロジェクトを、今回のふるさと納税制度と絡めてやっていく、その財源構成の考え方の一つとして、ゼロプロジェクトというのがですね、進行しているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

わかりました財源構成の一部とを活用すると、その活用の財源構成の使い方が今回のいわゆるゼロプロジェクトだよという説明なんだろうと思います。ちょっとその辺のその辺がちょうど町の全体の財政との絡みの中でどういう、その位置づけがいいかどうかということとはまた別の議論になるんで今回は取りやめておく。

それでは次にですね、大きな二つ目に移りたいと思います。よろしくをお願いします。株式会社富士川まちづくり公社について。先ほどのふるさと納税に関わるわけですが、いろんな町の特産物なんかを紹介してふるさと納税制度を使って町内の方たちに購入していただいて、同時に購入した方たちは税上の措置がある。非常に町と購入される方にとっては本当にウィンウィンの制度だと。ただ、一方大きな都会とかにとってはちょっと不満になる制度っていうことなんですけども。それをもっとやっていこうということで、私達も町長もそうですけども境町なんかをいろいろ見て、これいいよねということなんですけども、ただねそれでこの富士川まちづくり公社っていうのを一昨年設立しました。昨年の6月から株式会社として出発して今年の6月かな、新しいちゃんとした社長さんを迎えたというところまだわかってますし、そこまではいいんだろうなと思ってます。ただ問題はですね、この公社に今もって役場職員を2名ですかね、出向させているとこれは設立するための準備という段階では私も良かったらと思うんです。あるいは今年ぐらいまではいいのかなどうかなということなんですけども、少なくともそれ来年あたりには自立していかなくちゃいけないだろうと考えてます。常任委員会でもその点についてちょっと不安もあるんで公舎の方に来ていただいていろいろお話を伺ったという経緯もあります。

現在そういったいわば町が丸わりの状態でやっているんですけども、これ、私が承知している限り、これではいつまで経っても自立できないよねと、公舎がいう不安を持っています。聞いた内容ではですね、以前はふるさと納税を集めるためにいわゆる宣伝広告部門の会社と、実際にふるさと納税を返礼する会社を請け負う会社、それぞれに何か4%ずつの手数料払ってた。公舎になったときには今度は一括で4%みたいな話を伺ってるんですけども、これではもう自立できないなというふうに思いますし、社員が出向が2名もずっといってる状態があるわけですが、この現在の町と公社との関係、あるいは今後も含めてですねどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川まちづくり公社は、昨年6月30日に富士川町が全額出資をして設立した株式会社でありますので、町は株主として取締役の選任解任

や事業運営について、議決権を持っております。

また、公社は設立当初、ふるさと納税業務を町と共同で行っていましたが、本年度からは、町からふるさと納税業務の全てを受託するとともに、富士川町というふるさとを未来へ繋ぐことをコンセプトに、観光振興や地域おこしを推進していく観光地域作り法人として、町と連携しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の話をよくわかります。ちょっと先ほど話の中にも出させていただきましたけれども、現在の具体的な人のですね、要するに委託契約というかその状況、それと職員の出向の問題、これについてどのように今後していく考えがあるのかちょっとその辺を、あるいは現状についての認識と今後について向かってどう考えるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川まちづくり公社こちらを立ち上げるにあたりまして、当面は観光振興、この部分について活動していく中で、営業を営業部分で収入を得ていければというそういう目標を持って動いて設立いたしました。

最初の段階では、まだこの部分が完全に動けてないことから、町のふるさと納税業務を請け負う中での観光地域作り、この部分についてどういったことができるか研究等を進めていくということで設立当初に大体3年くらいを目処にこの会社がうまく自立していけるのか、そういった形で町の方も協力していくそういった説明をさせていただきました。

今回ふるさと納税業務を受託する中で、先ほど議員さんが言われましたとおり受託をする、その委託料の中で収入を得る、ということを当初考えておりましたが、昨年の秋以降の国の制度改正の中で必要経費の部分、かなり細かく多く取るようになったことから、当初この委託料で儲けを出そうとは考えてございましたが、なかなか大きくはちょっと取ることがまた難しいという現状も現在のところあります。

当初の目的であります観光地域作り法人この部分で会社として公社として何ができるのか、そういった中でふるさと納税業務、こちら絡めることで体験型の返礼品こういったことの開発に開発研究開発に進めており、今現在、国の方からも認可を得る中で今年度後半の方から体験型がどこまでできるかというところを、現在進めている状況になってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いろいろ考えてらっしゃるってことわかる。多分町長も考えてる。私もそういう期待を持ったんですけども、というのはこの公社がある程度自立して、それなりの収入を得ることができれば、町が100%出資ですから、町との関係の中でさらに独自の事業展開を積極的

に行政だとちょっと躊躇するようなものもやっていけるんじゃないかな、という期待を実は持ってました。けども、この間話を聞いて、いやちょっとこれじゃあそもそもいつになったら収入が得られるのかわかんないと、ちょっとね今度こられた社長さんいろんな話聞いたらよく考えてらっしゃるし、私とは違ってやっぱりいろんな見方をされてる方だなということで、頑張れる方だろうとは思いますが、今の町との契約関係4%って契約関係だけでは正直収入はほとんどない。むしろ赤字だろうと思うんですね。やっぱりこの契約を例えば新しい先ほど観光の話をされました。新しいものを作ったんならば、それに対するリベートっていうのはもっと大きくしていかないと、努力して新しいものを開発しふるさと納税を活用して収入が得られるのであれば、そういうものについてはもっとね、大胆な発想で、いわゆるリベートっていうか契約金の割合というのは考えていかないと、あるいは考えていかないと、その新しいスタッフたちもやる気がなくなるし、もっとやる気を持ってやってもらわないとならないんだろうと思いますけども、その点について、その辺まで踏み込んで考えていこうというお気持ちがあるのかどうか、それだけちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在受託しておりますこのふるさと納税で先ほどお話をしました体験型返礼品も含めまして、本年度目標にしております納税額これを上回っていく。そういった見通しが立ってくるようであればこの納税額が増えてきたことによって、また新たに町と公社の中で先ほど言いました委託の4%のお金、これ以外等でもまた検討する余地があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい、ありがとうございます。もっと積極的にこの事業、公社がですねやる気を持ってやれるような形をですね、町としても考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それでは三つ目最後に、大法師公園の再開発計画についてと。実はこれ令和4年に私が議員になった6月と実は9月に2度にわたって質問させていただいてます。

ある会社がパークPFIを使って町との中で公園を管理していくと。大雑把に言うと、今ある大法師公園の一番メインになって広場に温泉施設を最初作ってグラウンドを芝生広場に、テニスコートからセンターハウスというちょっとした建物がありますが、そういったところに全部更地にして駐車場にすると。温泉施設をメインに集客を図るというような計画で、金額的には確か10億円ぐらいだったと思うんですけども町との協議の中でお願いします、引き受けますということで来てたわけですけども、コロナがあって一旦計画中断してました。しかし、終わった後もうどうも聞いてると、あの計画から縮小したという話を伺ってるんですけども、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和2年3月に認定しました大法師公園便益施設等設置事業の公募設置等計画につきましては、計画認定直後に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、認定者から新しい生活様式に対応した計画への変更の申し出がありました。

その後、特定公園施設や公募対象公園施設の区域など、その変更内容について、認定者と協議を重ねてきたところでございます。

こうしたことから、今後、変更計画書が提出され次第、候補者設置選定委員会を開催し、協議を進めていく予定です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

何回かこの事業者と話し合いを進めているというふうに聞いて、現在は事業者としてはどんな計画を持っているのかお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、事業者につきましては、管理棟の周りの広場を使ったキャンプ場を計画を示されているところで、現在協議をしているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要はあれですね、例えばグラウンドとかテニスコート、センターハウスという部分については、一切手をつけないというふうになっているということによろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君再質問ですか。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。認定者からは先ほど説明させていただいたとおり、管理棟等周りの広場で計画をしていきたいということで進めておりまして、こちらについてまだ確定したものではございません。今協議を進めている段階です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欣也君）

コロナもあってという、それで計画が延び延びになったと。その過程で業者の方から今の時代に合わせた形に、もう1回再度練り直したということで協議を進めているようなんですけども、要は、グラウンド、テニスコート、これ、あるいはこれも含めて次の2番目にもかかりますけども、桜のもう朽ち果ててきている桜の木の植栽もそうなんですけれども、こういったことはずっとこの間ストップしてきたわけです。

私はもう最初の計画と明らかに今回の計画は、規模も全く違うということをも感じているので、そうであるならば、これはもう1回白紙に戻して、別の形で町としての新しい考えも入れる中での再公募っていうことをやるべきではないかと思うんですけども、その点についてはどうお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君それは再質問でしょうか。それとも2番ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。国のパークPFIのガイドラインでは、認定者の申請に基づき、変更の認定を行うことができることとなっておりますので、変更を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再公募は考えないと。変更計画の協議を今後もっと続けていくということのようですね。はい、わかりました。

二つ目の桜の名所として、今後の維持管理計画についてということを伺いたいと思うんですけども、今言った、パークPFIに基づく事業計画が結局コロナ前のもびのびとなったためにですね、例えば運動施設、グラウンドあるいはテニスコートなんかの改修もずっとのびのびになって行われなかった。桜の植栽も行われてきてないわけなんですけれども、これらの管理計画っていうのはこれまでもあったのか、あるいは今後、今から作るのかその点を伺いたしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。大法師公園の桜については、植栽から50年以上経過していることから、樹木医の診断に基づき、適切に維持管理を実施しているところで

あります。作業については、剪定や枯れ枝の除去を定期的に行い、さらに受精が衰えた樹木の伐採や、新たに植栽を行っているところであります。

今後の維持管理につきましては、老木がさらに増加することが予想されるため、引き続き樹木医の診断を行い、定期的な維持管理を継続しつつ、計画的に桜の上替えを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の説明でいくと、例えば公園の一番上のメイン会場周辺の桜なんかもいくつか駄目になってると私は思ってます。その下のテニスコート使用も駄目です。これは早急に植栽を樹木医の判断を仰ぎながら、予算をつけながら、植栽をやっていくという考えでいるということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

植栽の植え替えにつきましては樹木医の判断を仰ぎながら、また過密にならないような形で計画的に植栽をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

最後ですけれども要は私が懸念しているのは、桜の名所って本当に町にとって、多くの方が町外、県外から来ていただく町を知っていただく上でも非常に重要な公園です。公園自体収益はないけれども、でもその公園の持つ意味は非常に大きいというふうに思ってますし、私も誇らしく思ってます。そういった場所をやはりしっかりと維持管理していくときにですね、このパークPFIでの、要するに事業計画がずっとのびのびになっていくことによって、周辺の管理が例えばおろそかになるようなことがあってはならないなという思いで今質問させていただきました。

そのことを述べて私の質問は終了したいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は11時22分いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて通告５番 １２番 井上光三君の一般質問を行います。

１２番 井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

それでは早速ですが質問をさせていただきます。項目としては二つ用意させていただきました。

一番目はふるさと納税を活用したゼロプロジェクトについてですね。この、ふるさと納税あるいはゼロプロジェクトにつきましては、先ほど齊藤欽也議員の質問がありまして、ふるさと納税の財源につきまして、またはゼロプロジェクトのとは何かという大枠につきましては説明をいただきました。それを受けて私の方から説明を質問をさせていただきますが、まずゼロプロジェクトとは先ほど説明がありましたけれども、ふるさと納税を活用し、町の一般財源を使わない事業として説明されています。私これを大いにいい施策であると思えますし、町長もこれまでふるさと納税を大幅に増額させていただきましたけど、非常に私は評価をしております。ただしですね、今後の事業決定変化は非常に期待しているんですが、この企画がいつどの段階で決定され、今後どのように方向づけされていくか不明な点があるため、何点か質問をさせていただきます。

まず（１）ですね。ゼロプロジェクトは現行の総合計画ではどこに位置づけられているか不明です。以前町長就任時のときに、町長の公約等における新規事業につきまして、総合計画を見直す必要があるのではないかという質問をさせていただきました。それに対して、現行の総合計画と大きく乖離していないので、現行計画をもとに、施策を実施するという答弁をいただいております。

そこですね、今回そのゼロプロジェクトプロジェクトの事業が、現行、総合計画へどのように位置づけされたのかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川ゼロプロジェクトにつきましては、民間企業からの寄付やふるさと納税、国県からの補助金などを活用することにより、町の一般財源の負担を軽減することを目的としております。

本プロジェクトにつきましては、第２次総合計画における基本計画内の行財政改革の推進において、自主財源の確保や財政の健全化、ふるさと納税の推進などが明記されており、主な施策事業として、行財政改革プランの見直し推進に位置づけされております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

確かにですね先ほど答弁いただきましたように、第２次総合計画の中では、先ほど自主財源の確保であるとかですね、ふるさと納税の推進などについて触れられていますが、町民

目線というか、私ら議会からしてもですね、これがなかなかゼロプロジェクトには繋がっていくというふうに判断は難しいんですね。

そこで第2次総合計画のこれ再質問です、申し訳ないです。第2次総合計画の見直しがされていない現状でですね、どの段階でゼロプロジェクトが総合計画に位置づけられたのかその段階的なところを再質問として伺いたいします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの再質問にお答えいたします。まずですね、私の立候補時の公約の中にですね、財政の健全化という部分を歌わせていただきました。そんな中ですね、当選させていただきました先ほど議員からもご質問いただいた中の答弁の中で、当時の今現行の総合計画と私のやりたい施策乖離してないと、方向性是一緒だということで大枠の方向性是一緒だというふうに解釈していただいているところでございます。そんな中ですね、私もずっと温めていたやり方、財源構成の一つとしてのゼロプロジェクトですね、先ほど齊藤欽也議員の答弁のときに今あったようにですね、できるだけ町民からいただく税金を使うのではなく、よそから財源を確保してきてそれを我々の町の施策として展開していくことによって、財政の健全化が図れるんじゃないかと、こういうのをずっと温めていたところ、そして役場内ですね幹部職員また担当職員と議論をして、ゼロプロジェクトというふうに銘打ってですね、財源更正のやり方をゼロプロジェクトという形でですね、銘打って進んでいけばですね町民の皆さん、また議会の皆さんにもご理解がいただけるんじゃないかということで進めていく方向性を決定したという次第でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

私は町長の考え非常に素晴らしいと思ってるんですよ。いろんなことが新しい施策を展開していただいて非常に私も評価はしているんですが、ただ私からするとその計画性が見えないのでなかなか判断できない部分があるんですが、再質問よろしいですか。

一般財源を使わずにふるさと納税を活用して事業を推進すると、これ去年のドックランの整備事業でも説明を受けていますけれども、このゼロプロジェクトについてはですね、6月議会で町長の挨拶、それからおよびその後の広報等で要旨が示されて初めて公にされたというふうに私は理解してるんですね。私がしっかりと計画が位置づけられているか気にするのはですね、私達議会は執行機関のチェック機能も有しているわけですね。そのため、例えば事業のPDCAサイクルに基づく評価を行っていく使命も、私達議会は持っているというふうに思ってます。

そこでですね、総合計画等で判断できないとすると、改めて議会や住民への周知が必要ではなかと思ってるんですがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに住民への周知ということですね、一般財源また町税を使わずに事業を展開する新しい事業モデルですと、こういう周知をしていくことは非常に大事だと私も考えております。ですから今回広報で発信もさせていただきました。またこれからもですねなるべく町税お金に色はありませんが、できる限り、今現状の、要は簡単に言うと懐具合からプラスアルファの財源をよそからしっかりと様々な形でですね、うちの町の財源として確保しながらですね、事業展開をしていくことでですね、財政の健全化今定例会で皆さんに審議をしていただく、かなり町の財政が良くなった。これはやっぱりよそからの財源をしっかりと持ってきて、その財政の全体のベースを固いものにしていきつつあるということで、健全化に向かっているということでございます。こういうことを加速していきたいというふうに考えているところでございますし、議員の質問のとおり、これから町民の皆さんに、理解していく努力をですね、私もしっかりとやっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ちょっと再質問させていただきたいんですが、町長の説明いただきましたようにですね、非常に素晴らしい事業だと思ってるんで、私が議会とか町民への説明が不足してるっていうのちょっと多少思ってますのはですね、今これから説明いただきましたけれども、町民に対してはですね、さらに詳細な説明が必要だと思うんですが、昨年の3月議会で総合計画の周知に関する質問を私がしたときに、総合計画の見直しこれ1年前倒しで今やってますし、ワークショップを開かれてますよね。その見直し等で地域を歩く機会が増えるので、町の政策施策を説明していきたいという答弁がされているんですが、このゼロプロジェクトの中の説明はですね今町民に対してどういうふうになっているのか、そこだけ伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。ゼロプロジェクトにつきましては、本年6月定例議会の挨拶の中で触れさせていただきましたが、町民の皆様への周知につきましては、まず町広報での周知を実施したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

広報だけで周知されたということですから、先ほど地域を歩くときということは、ぜひやっていただきたいと思います。それではですね（2）に移ります。このプロジェクトですね、これ政策決定をしたうえで進めているはずですけども、何年計画で進めていくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。富士川ゼロプロジェクトにつきましては、一般財源の負担を軽減させることを目的としております。

町の財政運営におきましても、常に一般財源の負担軽減についての検討を行う必要がありますので、一般財源を一切使わない本プロジェクトは、期間を設けず進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問をお願いします。この一般財源を使わなくてこのプロジェクトを進めていくということですから、期間を設けないという説明いただきましたけれども、この今の説明のあった考え方というのは、町の中では政策決定されたものとして判断してよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回のゼロプロジェクト、これまでも答弁させていただきましたが、この制度自体の命名という形ですので、これから先、ゼロプロジェクトに該当する事業、そういったものがどんな形、どのような事業が該当するのか、この部分につきましては今後、町の中で検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ぜひ町全体です、固まって決めて進めていただきたいというふうに思ってます。では（3）の質問に移らせていただきます。計画している事業はですね、ドッグランが第1弾の事業で次がロボットによる案内っていうふうに新聞とか広報に掲載されていましたが、今後の計画も含めどのような事業の内容なのか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。富士川ゼロプロジェクトは、個別の具体的な計画や事業をゼロプロジェクトとして位置づけているものではなく、財源確保によって一般財源としている支出を抑えることを目的とした方針を示すものであります。

こうしたことから、本プロジェクトにつきましては、各種事業計画の策定時に充当すべき財源を考える中で、その都度判断していくものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

再質問をお願いしますが、そうしますと、富士川ゼロプロジェクトは最初の計画で事業を決めていくということではなくて、今後計画される事業を見ながら、その時点でこれはゼロプロジェクトとして取り扱っていく。そういう考え方でよろしいでしょうか、確認のためもう一度お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。各事業計画の策定時にその財源を考える中でその都度という形になりますので、議員さんのおっしゃるとおりとなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

再質問をお願いします。そうしますと新たにこういう事業出ましたっていうところで、改めて誰が判断するのかそのときに、政策決定というかですね、幹部間会議であるとか、町長の指示とかってそんな形で、最終的には政策決定で決められていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今後のこの事業を進めていく中でのその財源確保、その部分におきまして、議員さんのおっしゃるとおり、町全体の中で考える。また、町長の指示から町の中で判断して政策決定していくという形を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

（４）に移ります。ふるさと納税はですね、寄付する際に先ほどこちよっと私町からの執行部からの説明がありましたけども、町のどの事業を希望するか、申込書に記載しているはずですね。どのメニューをどのプロジェクトの財源としているか、はっきり決まっているようでしたら伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。ふるさと納税の寄付金は、申込書にある寄付者の意向や目的に応じた６項目の使途が指定されております。

こうした中、ゼロプロジェクトにおいては、一般財源の負担軽減を図るために、適宜活用可能な寄附金を充当しております。

こうしたことから、富士川ゼロプロジェクトの財源として活用するふるさと納税のメニューにつきましては、特定のメニューに限定はされておられません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですが、特定のメニューに限定されていないということですが、この活用可能な寄附金を充当しているということですが、例えです、例えばドックランの事業がこの特定の事業に限定されていないというふうな判断がされます。それは執行部の判断でしようけれども、寄付者の意向が反映されないというふうなことにはならないのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の例えばドッグランという形で議員さんの方で事例が出ましたが、六つの意向に対しまして、この中にふるさと応援という形のメニューがございます。こちらの部分について充当しておりますので、寄付者の意向に沿っておるものと町では考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは（5）に移ります。（5）ですね、広報は8月号によりますですね、全ての園児の保育料を無償化に、企業版ふるさと納税を活用していくというふうに掲載されておりました。私もこれも非常に良い施策だと思いますし、私としても応援をしていきたいと思いますが、企業版ふるさと納税は、将来にわたって財源を確保することができるのか、今後の見通しがわかればお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。企業版ふるさと納税につきましては、地方自治体にとりまして大変重要な財源であり、本制度は、地域の活性化や公共サービスの充実に寄与しているものであります。

こうした中、現行の制度は本年度末に終了することから、町としても、全国町村会を通じ、国に対して継続の要望を行っているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問いたします。答弁にありました企業版ふるさと納税は現行制度では、本年度終了ということになってますが、この前の齊藤欽也議員からもちっと話がありましたけれども、5年間延長という話がありました。これ最近の山日新聞にですね、特例の延長を内閣府が明年度の税制改正要望に盛り込む旨、これ掲載されていたんですね。これ本年度終了となれば、納税者のメリットもなくなりますね。町では、先ほどの5年延長という情報も含めて、どの程度状況を把握しているのかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町といたしましても、新聞報道による中で、内閣府が5年延長ということで税制、国の税制改革ですか、はい、そちらの方に要望していくという流れでございます。

またそれ以外の企業等の団体からもこの制度につきましての要望等、また他のニュースなどからも読み取れることから、おそらくこの制度続いていくという形では考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

この5年延長というのはまだ確定はしていないんですよね。確定はしてないけど、私も5年延長していただきたいというふうに思いますけれども、これもしですもし仮にですね、5年以上できませんでしたってなると企業のメリットもなくなるんですね。これ、仮の話で申し訳ないです。

これ再質問ですね。もし、財源が確保できなくなった場合ですね、例えば、これ恒常的にやっていこうとしている。保育料の無償化等の将来予測ですけども、これ一般財源を投入するようなことが出てくるのかどうかその辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。仮にという話でございますが、この企業版納税メニューとしましては、この若い世代の結婚出産子育てを希望するを叶える事業として、という目的では納税されておりますが、もう一方一般のふるさと納税では、健やかで笑顔あふれるまち作りこういった六つの中の一つ項目がございます。こういったところで町の方を応援していただける、そういったふるさと納税の財源が確保できる中では、この部分を充てていきたいと考えております。

また、この部分につきましても、やはりずっと確保できるのかっていうところにつきましては、まだ見通し等はついておりません。事業を今後継続していく中で、議員さんがおっしゃられました一般財源こういったことも不足分については、検討しなければならないという

ことも考慮しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これさっき企業版にしてもですね一般のふるさと納税にしても、確実に何年後も増えていくっていう保証はできないんですよ。ですから財源が確保できない状況についても、やっぱり執行機関としては十分にその辺のところを管理していく必要があるかと思います。時間もですので、6番、（6）番の質問に移ります。ふるさと納税はですね、この予算書の中ではどのように処理をされているのか、明確にわからないのが現状ですよ。ゼロプロジェクトの財源にふるさと納税を充当していますってこれ予算書で明確にすることはできないんでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。予算書の様式はですね、地方自治法施行規則で定められております。ですので、それにふるさと納税の項目を加えることはちょっと規定上できないということと、予算書の説明資料として事項別明細書がございます。事項別明細書の財源内訳がございますが、これも規定で施行令で定められておりますので、これも直すことができないということが現状でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これは我々がですね、予算が補正予算にしても予算が出てきたときに、判断するのに、この事業が確かに事項別明細でね再質問ですね。すいませんいつも事項別明細で判断するのにも非常にわかりにくいというところがあったんですね。前回ね、ドッグランの時も非常に私質疑でもさせていただきましたけれども、実際にはふるさと納税がいくら入りました。これをこのドッグランに使いますっていうことは、非常にわかりにくいというか、そのこの事項別明細では全く別なことがあったんですね、ですからその質問させていただきましたけれども、法令で決まったということですからそれ以上言いませんが、再質問でももう一つでね、広報による記載では一般財源を一切使わずにふるさと納税や寄付の寄付などの資金を活用するため、このこれはこの通りの先ほどの齊藤欽也議員の時もあったので、この通りの解釈でよろしいんでしょうか。寄付金など一切使わないということで、再度確認をしたいんですがお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。ゼロプロジェクトは、施設整備や物品の配備にかかる費用全てを企業版ふるさと納税およびふるさと納税や寄附された物品で賄っておりますの

で、一般財源を使っている形にはなってございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですけれども、寄付された金額はですね、この返礼品や必要経費これ5割弱かかっている。いますけれども、そうしますと、普通に考えてですね、細かく会計的なところではなくて普通に考えると一般財源を一切使わないという表現がですね、これ違うんではないかなと思うんですがこれは執行機関でどういうふうに捉えているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。ゼロプロジェクト、こちらの第1の目的は先ほど町長が述べましたとおり、財源構成この部分をよく検討してその事業を進めていくというところになります。

そういったことから、ふるさと納税業務に関わるこの必要経費が5割弱かかっているということですが、この部分を除いた部分こちらにつきまして財源を活用しているところから、今回も町の皆様にこの広報を使って周知をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

はいわかりました。じゃあ次は（7）は（7）に移らせていただきます。（7）はですね来年10月から民間サイトのポイント付与がなくなるという情報が入ってますが、これなくなった場合ですね、納税の減額も考えられるんですけれども、この納税額への影響をどのように予測しているのか、町としてですねお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。総務省は令和7年10月から、ふるさと納税ポータルサイトのポイント禁止を発表しました。今後ポイント禁止により、令和7年9月末までに駆け込み納税による増額と、10月以降は減額も見込まれますが、ふるさと納税額市場は年々増加しておりますので、減額は一時的なものと考えております。

こうしたことから、ポイント付与がなくなった場合でも、ふるさと納税額の影響は少ないものと予測しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ質問になるんですが、影響が少ないというお答えをいただきましたけれども、これまた仮にの話になって申し訳ないんですが、これもし減額となった場合ですね、ゼロプロ

ジェクトへの執行がですね、どのように執行が影響があるのかどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。減額となった場合この限られた財源の中でゼロプロジェクトは町の中で展開していきたいと考えておりますので、この入ってきた金額をもとにゼロプロジェクトについては今後も進めていきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、（8）に移ります。まちづくり公社において、ふるさと納税を集めている。この公社への運営費の他、運営費と運営資金ですね、の他、報償費等、ふるさと納税の経費率に換算しているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。まちづくり公社への報奨は、公社が富士川町を訪れたことのない方々に町を知ってもらうための観光PRの費用として、観光体験コンテンツの商品開発SNSやドローン動画作成など、町の観光情報発信を行っております。対価として支出しておりますので、ふるさと納税の経費には算入しておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ経費に算入してないということですのでけれどもこれはここでよろしいといたします。（9）の質問に入ります。ふるさと納税の経費率は5割未満を維持しているということで、だと思いますが、どの項目を経費として扱っているのかをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。総務省のふるさと納税現況調査では、返礼品などの調達費用返礼品などの送付費用広報費用決済などの費用、事務費用が経費として算入することとなっております。決済などの経費は、主なものとして、クレジットカード決済手数料、電子マネー決済手数料などがあります。また、事務費用では主なものとして、ポータルサイトの使用料ふるさと納税業務委託料納税証明書などの送料、ふるさと納税業務に従事する町職員の人件費などがあります。

こうした経費の合計が、ふるさと納税受け入れ額の50%未満になるよう、総務省から通達されており、町では基準を遵守しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

再質問をお願いします。まちづくり公社に対してですね、一般会計から支出している項目がございすけれども、この中でどの項目を経費として扱っているのかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まちづくり公社に対して一般会計から支出している部分ということでございますので、ふるさと納税業務を委託している委託費この部分と町の職員の人件費この部分は政策推進担当で、今窓口の電話を繋いでおる会計年度職員の部分、この部分が入ってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

もう一度再質問をお願いしますが、これ例えば５割を超えた場合の経費率ですね、５割を超えた場合、どのようなペナルティがあるのかお伺いをします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。５割を超えるとどのようなペナルティがあるかということですが、現状国の方で示しておりますのが、ふるさと納税制度から除外されるということが示されております。ただこれまで昨年の１０月以降ルールが厳格されたことによりまして、国の方でもこのルールを厳格に対応していくことは発表しておりますが、実際全国の事例を見る中では、返礼品本体の３０％を超えたものにつきましては、何かしらのペナルティ等与えておりますが全体の必要経費５０％を超えているこの部分に対しての、ペナルティがあったかというところでは今のところ例はない状況でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○１２番議員（井上光三君）

ふるさと納税を財源としてですね、様々な事業を展開すると、これは財政の負担を考えると非常に重要なことだと思っております。一方でふるさと納税は、これ寄付者の意向により増減が見込まれますのでね、これ減少した場合には、現在執行しているゼロプロジェクトの各事業にも影響が及ぶんですね。一つとして、保育料の無償化は今後もこれを継続して実施していかなければならない。これふるさと納税が減減少した場合には一般財源の投入も予測しなければならぬんですね。このようなことから、ふるさと納税を財源として推進執行する事業は、より慎重に判断していただく必要があると考えてますので、今後ともよろしくお願

いしたいと思います。

それでは、次に、大きな2番、国際交流につきまして、お伺いをいたします。国際交流につきましては、現行総合計画には詳細施策が示されておりません。その中で町長がですね、3月議会の議員の一般質問、これは子育て政策の一般質問だったんですが、その中で国際交流の考え方について触れておられました。また、6月議会の議員の一般質問、これは国際交流についてということで質問があったんですが、ここでさらに町長の考えた具体的な考え方が示されました。私も国際交流を積極的に進めていただくことは大いに賛成でありますし、議会としても推進に協力すべきであると考えています。今回ですね、英語圏の国との交流を進めているんですけども、全体計画が示されておりません。こうした事業を推進するにあたっては、その目的、内容、目指すべき方向を具体的に示す必要があるのではないかと思います。

そこで2点ほど質問させていただきます。まず、(1)ですがラプラプ市との交流にあたりまして、これ通常事務方による交渉を数回重ねる中で、首長の訪問ということになるかと思うんですけども、ラプラプ市を交流先として選定した経過の中で、事務レベルでの交渉というのはどのように行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。本町に関わる方々のご協力を得て、情報収集を行った結果、オセアニア圏2か国の関係者と話ができることとなり、その方々の紹介で、両国の大使館に出向いて事務レベルでの交渉を行いました。その中で、フィリピンのラプラプ市長への訪問の機会が得られましたので、町では町長が、ラプラプ市を訪問することといたしました。訪問後は、市長秘書の方とメールにより情報交換を行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

交流の今回のですね、段階的なことか私らもなかなか不明なんですけれども、再質問をお願いします。今回のラプラプ市との交流を進めるにあたりましてですね、このような事業推進は町の幹部職員の協議によって、決定されると私は認識しているんですけども、今回の国際交流はどのように決定されたのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の訪問にあたりましては、政策秘書課職員がラプラプ市、関係者とのメールによる調整を行うとともに、フィリピン大使館職員との電話及びメールによる大使館への訪問日程、調整また大使館への訪問を行いながら、政策秘書課及び教育委員会と協議を経て、ラプラプ市の訪問を行いました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

もう一度再質問ですが、その最初のメールってのはいつ頃こう開始されたのか、時期的なものがわかりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。一番最初のメールのやり取りになりますが、フィリピンに行くまでの段階は年が開けました、1月くらいに行ってございます。

またそれ以降につきましては、町長が訪問後3月の後半くらいから相手側の市長市長さんの秘書の方、その部分との情報交換を進めてございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですが。通常ですね、首長が訪問する際は担当課長が同行することが、事務方の役割と考えているんですが、これ同行する必要があったんじゃないでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回本格的な交流を行っていく前段階としての訪問でありましたことでしたので、町長1人で会うことを考えておりました。そういった中で、町の職員は同行いたしませんでした。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ちょっともう一つと思っていたんですが、3回という試行が示されていますので、次の(2)に移ります。今後ですね、例えば児童生徒の交流、現地への訪問など様々な事業が考えられると思いますが、どのような段取りで交流を進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。国際交流の取り組みには、友好都市交流、教育交流、観光物産交流、文化交流など、様々な手法が考えられます。このような中、町が進めていく国際交流の段取りといたしましては、関係機関などの協力を得る中、メールやオンライン会議による情報交換を行うことで交流を深め、信頼関係を築いていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、まずはお互いの市町を理解し合うことから始め、次のステップとして、町国際交流協会や各種団体、企業などと連携し、幅広い世代から意見を聞く中で交流を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

国際交流というかですね外国の都市との交流は、これ富士川町になっては初めてだと思いますけれども、非常にいいことだと思いますし、先ほどその今後のですね、次のステップについてはまたいろんな機関と情報交換しながらというふうな答弁いただきましたけれども、これ、今後事業を執行するにあたりましてですね、何年計画で事業費をどのように、どの程度見込んでいるかということは、今の段階でわかっていたらお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。交流事業の内容によりましてこれからお互いに情報交換をしていく中で、その内容が決まってくる形になると考えております。そういった中で事業費につきましても、現段階では概ねその方向性まだ固まっておりませんので、事業費計画等はまだ揃っておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですね。今回のラプラブ市との交流協定、私は非常に上手く進めばいいかなと思っているんですけれども、実は訪問団の歓迎のときに前日ですね大洗町の知り合いの議員さんから電話がありまして、そちらに行くんですね大洗町はラプラブ市とは交流協定を結んでるんですよどうするんですか、って富士川町でも協定結ぶんですか、いやそこまでまだ進んでないと思います。と話をしたんですが、先ほどまでの答弁の中ではこの協定とかっていう話が出てこないんですけれども、今後、交流協定等の締結を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今後の交流内容につきましては、交流協定その部分につきましても、その可能性も含めて事務レベルで協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

はい国際交流を進めていくということは、非常に富士川町にとっても大変重要なことだと

いうふうに認識しておりますそれが故にですね、しっかりと計画を充実して、財源を確保するなど円滑な事業執行をしていくことが望まれるんだというふうに私は思っております。町民の中には、なぜラブラブ市に選定したのかっていう意見もございますし、経過を疑問視する声もあるんですよ。議会の中で議論していくということも、また町民への説明をしっかりとするっていうことも今後必要ですし、国際交流がより活発に進んでいくということを、執行部機関の努力をお願いを申し上げて、私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告５番　１２番　井上光三君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労様でした。

散会　午後０時９分

令和 6 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 1 0 日

令和6年第3回富士川町議会定例会（3日目）

令和6年9月10日
午前10時開議
於議場

1 議事日程

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 6 号 | 令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 7 号 | 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について |
| 日程第 4 | 議案第 5 1 号 | 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 2 号 | 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 3 号 | 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 4 号 | 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 5 号 | 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 6 号 | 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 5 7 号 | 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 11 | 議案第 5 8 号 | 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 5 9 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 13 | 認定第 2 号 | 令和5年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 認定第 3 号 | 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 15 | 認定第 4 号 | 令和5年度鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政策秘書課長	中 込 浩 司
財 務 課 長	深 澤 千 秋	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	望 月 聡	防災交通課長	長 田 博 幸
町民生活課長	原 田 和 佳	福祉保健課長	遠 藤 悦 美
子育て支援課長	一之瀬 三 千	産業振興課長	望 月 奈緒美
土木整備課長	山 形 謙一郎	都市整備課長	井 上 勝 彦
上下水道課長	長 澤 康	教育総務課長	小 林 恵
生涯学習課長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 依 田 正 紀
書 記 井 上 直 子

開会 午前10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第3回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっております。

また、認定第2号から第4号の決算認定案件については、本会議の初日に決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 報告第6号 令和5年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足の報告について

日程第3 報告第7号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

以上の2議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第6号及び第7号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

報告第7号、富士川町教育委員会の事務の管理執行状況の点検及び評価報告の提出について詳しく読ませていただきました。何点か質問したいのですが3項目について質問いたします。一番目の質問です。

2. 教育委員会において執行した事務事業（1）豊かな感性創造性を養い、社会を生き抜く力を育成する①姿勢と徳育体育を中心にバランスのとれた生きる力の育成に関わる質問します。議案書17ページ、報告書では7ページになります。不登校児童生徒に対する教育

支援体制の充実の課題として、また、フリースクールの利用も増えていることから、学校保護者及びフリースクールとの密接な緊密な連携を図る必要があると記載されています。本町のみならずフリースクールの通学者がかなり増えている状況があることは私も承知しています。そこでですね、フリースクールとの緊密な連携とは具体的にどのような連携が必要とされているのか、必要と考えているのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。

○議長（堀内春美さん）

マスクを外してください。

○教育総務課長（小林恵さん）

失礼しました。ただいまの質疑にお答えいたします。具体的に申し上げますと、主に学校と保護者または保護者とフリースクールの間で、家庭の子どもの状況やフリースクールでの生活、学習経過などを定期的に関係者が情報共有を行う中で、子どもさんがまた学校に戻る、行きたいっていうふうになったときにはスムーズに受け入れられる体制を整えていくような共通理解のもと、支援ができるような連携が必要と考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

必要に応じた情報共有情報交換をする中で、そのフリースクールへ通学している子どもたちがまた学校へ通学して、勉強学習に励めるように、そういう連携体制を整えていきたいと、こういう理解でよろしいですか。

2番目の質問ですが、同じく2教育委員会において執行した事務事業（1）豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する③家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進に関わる質問します。

議案書21ページ、報告書では11ページですが、d. 安全・防災教育の充実の課題として、見守り活動については教育委員会が警察・学校がさらに連携を深めるための施策を展開していきたいと記載されていますが、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進を掲げるのであれば、見守りボランティアや、地域住民との連携も、私はそれ以上、学校・教育委員会・警察以上に必要なことだというふうに、これは私の思いですが、思っているわけですが、見守りボランティアや地域住民との連携をどのように連携の必要性についてどのように考えているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。見守り活動については、現在保護者をはじめ地域の方々には児童生徒の登下校や放課後時において子どもの見守りをさせていただいており、学校、

町とも日々感謝をしておるところでございます。こうした活動は今後もなくてはならない活動だと町でも考えておりますので、地域の方々ボランティアの方々の協力を得る中で、子どもの見守り活動をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

一般質問でも行いました。質問でもちよつと言ったことがあります、やっぱり点から線、線から面、面から空間、町全体で普段の日常的な普段絶えることのないやっぱり見守り活動、これをやっぱり図っていくべきだというふうに思います。これは質問ではなくて、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

3番目の質問です。同じく教育委員委員会において執行した事務事業（3）自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える②ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実に関わる質問します。

議案書27ページ、報告書17ページ、b. 社会体育施設の有効利用と環境整備の促進、概要に町民大会の促進が記載され、成果として町民体育館の建設について場所、規模などを体育館建設検討委員会を中心に検討していくと記載されています。

旧増穂商業高校体育館を当面の間、町民体育館として活用できるようになったことは大きな成果だと考えています。体育館建設検討委員会の検討進行状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。同検討委員会につきましては、令和6年1月15日に第6回富士川町民体育館建設基本計画検討委員会を開催いたしまして、これまでの経緯を報告し、今後の方針をお示しさせていただいたところでございます。

この委員会以降は、この同委員会を開催してはおりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

確認しますが、令和5年1月15日に第6回の検討委員会を開催をした、6年でそれ以降は検討委員会が開催されていないと、そういうふうに理解してよろしいですね。

はい、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

望月議員と同じく報告第7号教育委員会の事務の管理執行の点検及び評価報告書の提出について質疑をさせていただきます。まずですね、タブレットの15ページになります。

b. 健やかな体の育成の課題のところ。近年の物価高騰により、適正な栄養価の献立

を維持することが困難であると課題に書かれておりますが、これに対して今年度来年度以降どのような方策を考えていくのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。物価高騰により、給食の賄い材料費も上がっているというような状況でございますが、栄養価が同じような安い食材を見つけるなどして、今も苦慮しているところであります。そういった努力を続ける中で、子どもに提供する食材については、栄養価の不足がないよう、これからも努力してまいる所でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ぜひよろしく申し上げます。もう一点ですねタブレットの17ページになります。すいません16ページの不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実というところで、先ほど望月議員の質疑がありましたけれども、私の方でもちょっと関連的な質問になりますが、まずですね、フリースクールを利用している児童生徒さんは何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在把握している定期的に通所している子どもさんは5名でいらっしゃいます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。また同じフリースクールの質問になるのですが、その生徒さんに対して出席例えばフリースクールに出席した場合に、学校の出席として認めているのかどうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長 小林恵さん。

ただいまの質疑にお答えいたします。フリースクールに通っている保護者の方から学校に出席日数に認めてもらいたいというような申請を受けて、その場合において先ほども望月議員の質疑でお答えいたしました、学校とフリースクール、保護者が連携を取る中でその子に対してフリースクールの状況がその子に合っていて学校に戻るための取り組みがなされていると校長が判断した場合は、教育委員会と協議をして、出席日数に認めているというようなケースもございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ生徒さんにとって良い環境になるように、これからも努力の方をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

10 番 青柳光仁君。

○10 番議員（青柳光仁君）

同じ教育の執行状況についてですけれども、タブレットの18ページ。1点だけお伺いしたいと思います。少子化に対応した望ましい教育環境の実現という中で課題として、小学校の統廃合について検討を始める必要があるとまとめてありますけれども、この執行状況をまとめてから約半年経っております。小学校の統廃合について、検討はどの程度進んだかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。小学校の統廃合のあの部分がどのように進んでいるかというような質疑でありますけれども、ただいま富士川町学校教育規模適正化基本方針に基づきますと、統合の検討を始めることということ課題として取り上げておりますが、統合を始める状況にあるかどうか検討を始める必要があるということでありまして、現在のところは、報告書の記載のとおり小規模の南小学校についても継続配置というふうな、としております。今後検討する際には、学校の保護者、教育に携わっている教職員の皆様、地域の皆様方のご意見を十分にお聞きすることとしまして時期を見定めながら慎重に進めることとしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10 番議員（青柳光仁君）

適正化基本方針では、確か1学年4クラスということだったと思うんですよね。

少子化でもって本当に1学年1クラスにも満たないというような状況がきてますんでぜひ早めに手を打っていただくと、それから鰍沢小学校については、借地になっておりますんで、しかも、耐用年数といいますか50年近く築50年たっているということもあって、あるいは将来的には鰍沢中学校で教室数は足りるんで、そちらへということ考えた場合には、小学校と中学校ではおそらく建築段階で階段一段の高さも違ってくると思うんですよね。

ぜひたくさん検討しなきゃならんことがあると思うんで早めに委員会を立ち上げたりして検討に入っていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

5 番小林和良君。小林和良君、マスクを外してください。

○5 番議員（小林和良君）

はいそれではですねやっぱり教育委員会関係で、ページ、タブレットのページでいうと、23 ページですね。夢と志を持ち新時代の可能性に挑戦する力を育成するという項目の中の I C T を利用したですね I C T 活用の推進というのが挙げられています。

この中でタブレットを概要の中にですね、タブレットを用いた回路形成のプログラミング等に取り込んだとあるんですね。タブレットと、その回路形成っていうのはどのようなことなのか私が認識しているのは、プログラミングはタブレットの中でシミュレーションで動くこともできますけど回路となると実回路になってしまうので、センサーとかですね、あとはそういう駆動系のものとか、この辺の連携は教育委員会では、何を目指してやってるのかまらずお聞きしたい、と思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。タブレットを用いた回路形成のプログラミング等に取り組んだっていう部分でございますが、学習指導要領に基づいて子どもたちにプログラミングの初期段階のものを授業等に用いて、教えたというような状況で、そんなに難しい回路形成というようなものは想定していない。そのように理解しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

段階を踏んでやってると思いますね。

おそらく最終私がお聞きしたいのは、最終目標は、実回路とタブレットの作ったソフトとの連携で何かすることを目指してますか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。教育現場で取り組むものはそのような専門的なものではなくてタブレットを利用するに関していろんな使い方があるんだよというような広い範囲での学びを促進するというような考えのもとでやってるプログラムでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

今ですね日本はこれは教育で決まってるでは、しょうがないんですけど、もの作りで生きてきたんですけど、人材が不足しているとその、ここに回路形成ってあったので、回路形成っていう言葉を言った限りは、そういう回路との連携が必要だと思うんですね。

でなかったら実際にプログラミングだけでいいのに、あえてここに書いてあるからお聞きしたんですけど、その辺の把握はされてないということですか。

○議長（堀内春美さん）

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

今議員のご質問にお答えいたします。今質問がございましたように、失礼しました。

本来であればそういう形の中で実際に活用できるような形に想定をしていくわけですが、子ども、子どもたち全体の底上げをしていくというふうなことの中で、先ほど課長の方から説明がありましたように、基本的にこういうものが活用できるっていうようなことを子どもたちに知らしめると、または子どもたちにそういうふうな技術が使っているいろんなことができるんだ。例えばロボットや、そういう簡単な回路を使って行って戻るとか、それから曲がるだとかっていう、そういう指令を出したりというようなことができるようなことまでもできるんだというようなことを、子どもたちに実感してもらうような、その基礎をどう繋いでいったらいいのかっていうようなことの中での学習を、しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はいわかりました。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは報告第7号教育委員会の報告について、まずタブレットの14ページですね。

確かな学力を伸ばす教育の充実というところで、概要の中で、全国学力学習状況調査等と書いてありますが、先般新聞にですね、全国学力テスト、山梨県小学校の国語他全国を下回っていると、非常に気になる記事を読んだんですが、これ公表できる範囲で構わないんですけども、本町のその部分がどういう状況なのか、これ公表できないということであればよろしいんですけど、そここのところの状況についてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。町内5校の全てで国語、算数、数学において、国、峡南の平均得点を全て超えた結果が出されている状況でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それは非常に良かったですねありがとうございます。

次に同じところで、タブレットの15ページですね。c.の教職員の指導体制、指導環境の充実というところで、概要の一番上のところで各学校に配置した、町費負担講師等々書いて

てありますが、これいつも町で手当していただいて非常にありがたく思っているんですが、ここ数年町単のコーチの先生方の確保が非常に難しい厳しいという状況で、私も地元の学校、何とかならないかということで毎年苦慮しているんですが、今年度は2分の1、手当をしていただいたということで、当初は全然駄目ですよというところを2分の1確保していただいたということで、これ今後のことも含めてですね、条件というか人材不足もあるでしょうけれども、県単のと比べると報酬が低いというふうなことも伺ってますので、その辺のところはもう少し県単に近い報酬を検討するとかですね確保について、もう少し条件を良くするっていうふうな検討をされているんでしょうかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。町の町単教員の場合の手当給与という部分になるのかと思いますが、その部分については上げることはできないかというようなことは教育委員会でも検討しているところでございますが町の中では教員だけではなく、他の会計年度さんも大勢働いてくださってましてそことの均衡の部分もございまして引き続き、財務課の人事担当と情報共有する中で給与の上昇ができるかどうか、その部分は今後も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

この報告で3回ですからまだ聞きたかったんですがもう一点ありますので、タブレットの19ページ、いや18ページですね。18ページ一番下の学校を核とした人作り、地域作りの推進で概要の一番上に、管内小中学校へのコミュニティスクールの導入促進とありますよね。もう南小はだいぶ前にコミュニティスクールで非常に私はこれ成果を得て地域とかなり関わって学校作りをしていると思ってます今回、鰯沢小学校導入したということですね。

これ他のところもということになると中学校は今度一つになります。一つになった中学校をこれ導入するとこととなると、そのコミュニティ地域というのは町内全域を考えているそういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。富士川中学校となった後には、旧鰯沢・増穂両方地域が一緒になりますので、コミュニティスクールも両方の地域と一緒に考えていくことと、なると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

教育委員会の報告についてはまだまだ聞きたいところがたくさんあるんですけどもこれ

は質疑の他のところでまたお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第6号及び第7号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第51号 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第52号 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第53号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条令改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第51号から第53号までについて、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

議案第53号富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお伺いしたいと思います。これは12月2日でこれまでの保険証が発行されなくなり、マイナ保険証に切り替えるための条例改正ということでもありますけれども、一番目の質問ですが12月2日時点で有効な保険証はいつまで有効になるのでしょうか。すいませんいいですね。議案第53号ページ、ページは40ページです。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

ただいまの質疑にお答えいたします。現行の保険証ということだと思いますけれど、富士川町では来年の7月31日まで使えることとなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員 小林有紀子さん。

2番目の質問ですけれども12月2日時点で12月2日以降ですね保険証利用登録されたマイナンバーカードを保有していない方には今後どのような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 原田和佳君。

マスクを外してください。

○町民生活課長（原田和佳君）

ただいまの質疑にお答えいたします。マイナンバーカードが紐付けされていない方につきましては資格確認証というものを発行しますので、そちらの方で対応していただくことになります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

最後ですけど本当に12月2日ということで町民の方がちょっと混乱をしないよう国でも周知はすると思いますけれども町としても、正しいあの情報を発信が必要だと思いますけれども、今後どういうふうに周知はされるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

ただいまの質疑にお答えいたします。マイナンバーカードの保険証との一体化につきましては既に広報でもお知らせをしておりますが、11月25日発行12月号の広報によって、またさらに詳しくお知らせをする予定でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

以上になります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第51号から53号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第55号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第56号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第57号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第58号 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第54号から第58号までについて、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○議長（堀内春美さん）

1番 宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

議案第 5 4 号補正予算についていくつか質疑をさせていただきます。まず、タブレット 6 7 ページになります。6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林道費 1 4 節工事請負費の林道立石清水線路側改修工事について質疑をさせていただきます。まず改修工事のこの理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。改修工事の理由につきましては、林道立石清水線の路側路肩ですけれども谷川が崩落しており、危険な状態であることから、路側の改修工事をするものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

同じ場所に同じ部分になるのですけれども、こちら崩れたのはいつになりますか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。町で確認されたのは令和 4 年度の 4 月頃でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ここは何か今まで工事がされてなかったんですけれども、今これからちょっと使用するというようなそういった目的があるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。この立石清水線は、旧増穂地区増穂町と旧鰍沢町を繋ぐ連絡林道になっておりますので、今回危険な状態でありますので、路側を改修し、通行ができるようにするものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

特に木材などをこれから搬出するということではなく、崩れているので改修することで認識いたしました。はい、では続きましてタブレット 7 0 ページ。タブレット 7 0 ページ 8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 1 8 節急傾斜地崩壊対策事業についてです。これはどこの地区になりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。場所につきましては、鹿島地区の大通りになります。
以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ここの鹿島地区の状況なんですけれども、現在どのような状況なのでしょう非常に危ないですとか、予防的にするとかそういったことにお答えいただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。今回の対象地区につきましては、県の定期検査の結果、擁壁工の機能が満たしていないことから、今回改修工事、改築を行うものでございます。
以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。すいませんもう一つちょっと土木関係のがあるんですけれども、タブレットが71ページになります。8款土木費3項河川費1目河川総務費の大柳川溪流公園倒木撤去工事についてなんですけれども、こちらですね多分木が倒木があったのでそれを撤去することだと思うんですけれども、こちらのこの倒木の状況っていうのがどういう、どのような状況なのか人が通れないのかとか、ちょっとかなり危険な状況であるとかそういったことにお答えいただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。今回倒木につきましては、公園内の東屋の横の斜面にある木が10本程度倒木しております。こちらにつきましては、数本の倒木全ての木に大量の藤蔓が絡んでおり、非常に危険でございます。また、倒木も直径が太いことから、今回人力ではできず、機械を入れなければならないほどの倒木となっていることから、今回撤去工事を行うものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいその倒木10本程度ということなんですけれども、こちらの倒木はこの予算で全て撤去するのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。今回全て倒れた部分については、撤去する予算となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、では次ちょっと変わしまして、タブレット73ページになります。10款教育費1項教育総務費2目学校費12節委託料富士川中学校校歌作成業務について質疑をさせていただきます。まずこの予算の内訳について教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。予算の内訳ということですが、こちらで設計したものでお答えさせていただきますと編曲料金額もということでしょうか。編曲料が60万円、エンジニア料が60万円、ピアノ演奏料編曲も合わせてになりますがこちらが37万5千円で、ピアノの使用料と調律代が7万5千円、バイオリン等他演奏料が30万円で、ハープの演奏料15万円、スタジオの使用料楽器の録音など8時間ほどの程度を見込んでおりまして30万円、スタジオ使用料をボーカル録音そちらの部分が22万5千円、その他交通費等諸経費につきまして45万円と、ハードディスクとかそういったものの使用料も含まれて45万円となります。楽譜の作成の各種作成料としまして19万5千円、あとCDプレス印刷等をパッケージデザイン料等が合わせて100万円程度です。

そういった諸経費を含めまして49万5千円ということで計上させていただきます。

あ、495万円ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい詳しくありがとうございました。あと1点ですねCDに録音するということなんですけれども、この録音したCDはどのようなことに使うのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。これから、新しい校歌を児童生徒さんが習得するに当たりましては、クラスごと学年ごとわかれて練習することを想定しております。そういったときに、現在学校現場ではいろんな場面で、音源にCDを使っていることから、そういったところに使うものとか、あとは保存用にCDを作成したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいそうしますとCDの枚数というのはどれぐらい録音を予定しているのでしょうか？

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。教育委員会では概ね50枚程度あれば、足りると考えておりますが、これから依頼をかける中で、作成を依頼できる最低枚数というものがあるかと思いますので、そういったところを確認のうえ契約をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

これで質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ではタブレット59ページですね2款総務費5項企画費の1目企画総務費の中にですね、やまなしフラッグシップ道の駅というもので500万円ということが計上してございます。次のページですね、次のページに行きまして18節にやまなしフラッグシップ道の駅というものが計上してございますがこれにつきましては全協でもお聞きさせていただきましたので、何となくの内容はわかってはいるんですが、そうは言ってもこの500万円というものを補助金とか負担金という形で出してですね、出した中で、負担金で出した中で町の方は誰かしらそこにその話し合いの中に入るのか入らないのか、というものを確認させていただきたいんですが。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。このプロジェクト、やまなしフラッグシップ道の駅につきましては山梨県と富士川町の方で取り組む内容になります。この予算の通った後は今後、県また町の方からも職員が参加する中で、事業を検討内容を決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございます。その中には道の駅さんと、あとどこでしたっけビームスの

企業さんも入るということですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。道の駅を拠点とした事業になりますので、株式会社道の駅富士川の代表の社長にも、参加してもらうことを考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございます。では続きまして、その款項の次の6目のですね、生活推進費という中に、補助金でデマンドバスデマンド交通車両購入補助金という補助ということで補助されているものがあるかと思いますが、これはなぜ当初ではないのでしょうか。補正する理由補正で出す理由というものを教えていただきたいんですが。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質疑にお答えします。デマンドの車両の購入補助につきましては実は当初でも計上しております。この当初予算のときには、車両価格で申しますと329万6千円ということで申請がありまして、地域公共交通活性化協議会こちらの方から2分の1これを国の補助として交付する予定でありまして、その残りの補助裏を入れてある自己負担分につきましては、2分の1を町からタクシー会社の方に補助することとしまして、当初では82万4千円を計上しておりました。

しかしながら今般、協議会で国に補助金の申請を上げようとしたところ、県の方から連絡がございまして、11人乗りでなければ、補助対象ではないと補助対象とならないということが判明をしました。このデマンドで利用している車両というのは、10人乗りをしておりまして、この11人乗りになりますと、免許区分が変わってきまして、タクシー会社では対応できない車両になってしまうことが判明しました。

このため国への補助金申請、これにつきましては県の相談もしながら進めていたんですが、それができなくなりまして国からの補助金が受けられないということになりました。したがって、車両購入には、タクシー会社への補助を当初予定していない補助裏の当初予定していました補助裏である2分の1から、全体額の2分の1にしなければならないということ、それとまた車両の本体価格がここへきて上がってしまったということ、それともう一つデマンドの特性でありますスライドドア、こちらをオプションで装備しなければならなくなってしまったということで、当初予定していた車両価格よりも43万2千円ほど上昇した372万9千円こちらが金額になってしまいまして、この全体額に対してその2分の1をタクシー会社へ補助するということになってしまいました。そうすると補助額が186万5千円となりますが、当初予算で82万4千円計上しておりますので、この差額の10万4千1千円、こちらが計上額になります。これが理由でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、難しいですけども、はいわかりましたそれで当初に出したやつを買うことがスムーズにするためにということのためということですのでよろしいですね。はい。では続きましてタブレット73ページになります。これは大丈夫すいません、73ページは大丈夫です。では続きまして、タブレット75ページになります。73ではなくて75ですはい、ごめんなさい。はい。こちらの10款教育費4項社会教育費の1目社会教育総務費ということで14節に工事請負費ということでまずほ文化ホール、屋上防水シート改修工事というものがありますが、こちらは文化ホールの全体の屋根を銅板ぶきだと思うんですが、そちらの方を改修するということですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。文化ホールの屋上の防水シートでございますが、銅板ぶき以外のところに陸屋根ですね、防水シートが貼られております。そちらは北側の職員通用口と楽屋の間その上がですね陸屋根になってございますので、そちらの間で雨漏りが発生しました。その箇所が当該箇所の上の陸屋根ということでありますので、そこに防水シートが貼られております。その防水シートが老朽化が判明しておりますので、その当該箇所を含む1面ですね防水シートを貼り替えていくというところの補正予算の計上であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいわかりやすい説明ありがとうございます。ということは陸屋根ですから、足場は相当そんなにかけない感じで陸屋根に登った中で作業ができるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほど神田議員がおっしゃったとおりであります、物資なんですけどシートの現物等を持ち上げる際にやはり必要な部分はございますが、足場を組んで工事をするということは、ちょっと想定はしておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございます。安全に進めていただきたいと思います。それでは続きましてタブレット77ページですね76ページの10款教育費、5項保健体育費ですね、次のページか。だから77ページになりまして2目の社会体育施設費の委託料ということで、

町民体育館建設予定地選定業務ということで58万2千円ということでもってあるかと思いますが、こちらの方は当初予算でなぜこの委託費というものが出てこなかったのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。この委託料につきましては、実際当初予算でというようにお話がありましたが、当初予算で計上をしなかった理由というのは、まだ町民体育館の建設につきまして詳細な内容等をまだ検討してございませんでした。また体育館の規模、建設費用などのコスト計算を今後行っていく上で、どのようなことが必要かということをおどもも検討しておったところであります。今般はこの建設予定地がやはり広大になるということが想定されます。また地形上の問題が多々ありまして、おどもが机上で光線を引くことができない、こういう状況からやはり専門家にですね、現地調査等をしていただいて立地条件や許認可の抽出などを行って、町内で体育館建設に最もふさわしい場所がどの辺かということをおいくつか選定していただいて、町民体育館の建設に向けて、一歩ずつ進めていきたいということから今回計上したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは、その選定はですね、ここに予算を持っているぐらいですから今年中に何らかの目鼻をつけるぞ的な意気込みはございますか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。

今年度計上してございますので今年度中にはいくつかの候補地を挙げさせていただくという状況までは持っていく予定でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは体育館新体育館がですね、ますます進んでいくということで、本当にありがたいばかりであります。そうは言ってもスケジュール完成までのというか、完成に向けたスケジュールというものは今のところ何かお考えはありますか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。今回のこの選定業務でございますが、これからやはり先ほども申し上げましたように、この場所で本当にいいのか、細かい内容が当然必要になり

ます。また以前ですね、町長も申し上げておりましたが、体育館の規模建設費用など、現実的にかつ具体的にコスト計算をする必要があります。今後の町の財政と入念にすり合わせを行った上で数々の事業が決定してまいりますので、今現在いつまでということはお答えはできない状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ではそうですねますます進んでいっていただきたいということと、あとまた検討委員会をされると思いますのでその際にはお声がけいただければ、僕たちも見に行きたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ほかに質疑はありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい、すいません。それでは質問させてもらいます。8款の土木費タブレットね72ページです。8款土木費5項住宅費のすいません1目住宅管理費ですね。これ72じゃないですか。71からすいません72に続きますんでちょっとわからないことなんですけど、12節の委託料木造住宅耐震住宅診断業務、これは追加予算でわかるんですけど、何件余想定してるんですかね。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。耐震診断の件数につきましては、当初5件を計上しておりまして、今回30件追加しましたのでトータル35件の想定をしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

同じところで18節ですね。負担金の中の木造住宅耐震改修工事費がマイナスに75万の減になってますけど、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えいたします。耐震診断改修の補助金につきましては、当初2件分を計上しておりましたが、現在のところ相談に来てるところが1か所でありまして、補助金につきましては年度内の完了となっておりますので、今回1件分を減額させていただいております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

それではまた今度申請が出た場合は、また臨時予算に盛るんですかね。以上です。補正予算です。すいません。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。耐震診断の委託と、こちらの耐震改修工事は国からの補助金となってまして、今年度、国の方に補助金を要望いたしましたが、国の方ではもう枠がないということで、今回こちらの改修分も利用させていただいておりますので、また新たな申請がありましたら申請者と協議の上、また来年度以降、また予算の方を計上してまいりたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

わかりました。来年度以降ですねそれでは次の質問に行きます。タブレット73ページ富士川73ページの10款教育費1項教育総務費2目学校費で中の17節富士川中学校校旗購入ということになってますけど、それで140万くらいです。140万3千円となっておりますけど、これは作成する作成からデザインから起こして生地を選択からいろいろ工程があるんです。それでその他、校旗のケースとか、全てあの総仕上がりのお値段ですか、もしわかれば校旗の値段がいくらくらいかは教えていただきたいんですがお願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校旗の仕様につきましては、現在も中学校で使っているよう備えているような刺繍を施した校旗を作ることを想定しております。デザイン料というようなお話がございましたが、校旗のあのデザインはこちら側で決めてその校旗を刺繍でもしていただき、先ほどおっしゃったケースとか、そういったものについても一切含めた購入費として計上してございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3 番議員（依田誠司君）

はいわかりました。ちょっと私ちょっと専門分野なんでわかるんですけど同じ織りあれでも織り方でつづれ織にするのか、あの琥珀織にするとか錦織にするのかでも値段が違うし、あと、もっと言うと周りですね周りに付いてるのはあれも値段がかなり違うんですよ。だから1社に任してるのかわからないですけどできたら相見を取って、多分デザインが決まっていれば、1か月急げば1か月ほどでできると思うんで、間に合うと思うんでその辺は値段がどうのこうのじゃなくてちょっと心配でしたのでちょっと意見を聞かせてもらいました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 深澤一幸君。

○4 番議員（深澤一幸君）

それでは質問させていただきます。タブレット60ページ2款総務費5項企画費6目生活推進費18節デマンド交通車両購入費補助104万1千円についてお聞きいたします。補助金の金額はどのようにして決められるのですか、というようなことを聞くつもりでおりましたが、先ほど神田議員の質問に対して担当課長の方から説明いただきましたので、この点は承知しました。それでは次にですね、移りますけども、この車種の選定にあたってはですね、町の意見は反映されるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質疑にお答えします。車種につきましては、本年度対象となる事業者さんと協議をしていますけども基本的には事業者さんの方で決めてまいります。やはり事業者さんもディーラーさんと話をする中で、今回対象となっている車両につきましては、実は51万キロ走ってる車でございます。ですのでやはり長く使える車両ということで、事業者さんの方でディーラーさんと協議をしながらメーカーであるとか車種であるとかを決めてきますので、基本的にはそちらで上がってきた車両ということで考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4 番議員（深澤一幸君）

ただいまの答弁だと次の質問に非常にしづらいんですけども、富士川町地域公共交通計画、令和6年度から10年度の概要版によりますと、目標としてクリーンエネルギーの促進、電気や水素燃料電池といった環境に優しい車両の導入を促進していきますというふうな目標が書いてあります。それでは質問に移らせていただきますけれども、業者さんにですね、この点ですね、町は環境に優しい車両購入の考えを示していたでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質疑にお答えします。業者さんにつきましては、タクシー会社3社さんにつきましては、富士川町の公共交通の活性化協議会のメンバーでございますので、そのあたりも承知はしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

はい、それでは次に移ります。タブレット73ページ、10款教育費1項教育総務費2目学校費17節備品購入費富士川中学校校旗購入140万3千円についてお聞きいたします。一般的にですね、厚手の生地到校章が刺繍され、金のフサフサの飾りがついているのが大体校旗。掲揚台に掲げられる薄い布製のものを校章旗と呼んでいますがそれぞれ何枚制作作成されるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただ今の質疑にお答えいたします。今回計上させていただきました予算で購入する予定のものは議員がおっしゃった厚手の手刺繍のものを1旗予定しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

はいそれでは次に移ります。新中学校建設にあたり今まで十分時間があつたはずなのにですね、なぜ校旗の作成を補正という形で出してきたのかお聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校旗につきましては校章を模したものを、作成するんですけども、校章を決める時期をいつにするかについて調査部会案では、学校現場の意見を尊重いたしまして、新中学校開校後の令和7年度以降に、子どものデザインを使いながら決めるというような案でございましたが、そういったことから6年度の当初予算には計上しなかったというところですが、昨年度末に検討委員会を経て教育委員会で協議したところ、校章等は、校旗は学校の開校前に選定をして、校旗も作成した方がいいというふうなことになったため、今回の補正に計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

はい以上で質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

9 番 齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

それではまずタブレットの 65 ページをお願いします。4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目環境衛生費の 18 節及び 19 節に関する質問であります。まず一点お聞きします。22 節にある次のページですけど、22 節にある償還金、利子及び割引料の 49 万 6 千円過年度補助金償還金というのがありますが、これはいつでしたかね、全くもって 7 月の 25 日に上下水道課の方から説明があった。昨年度の令和 5 年度の浄化槽設置整備補助金が支払ってなかったということに伴って出納期間も過ぎて過ぎた後に発覚したということで、国及び県に返還するという話がありましたが、その金額ということで間違いないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。過年度補助金償還金につきましては議員の言うとおり令和 5 年度で収入となっております、未交付の浄化槽設置補助金の国及び県分の補助金の償還金となります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

補助申請があつて、支払わなくて返すということになったのは誠に遺憾な事態なんですけども、もう一点お聞きしたいのは、全協での説明ではですね、浄化槽新設の申請者から 74 万 6 千円の申請があつたと、これに伴って国あるいは県が一定の割合負担区分で合計でここに返還になって 49 万 6 千円というものがあつたんですけども、結局、返還したということになればいわゆる設置者ですよね、申請者へのお金ってのは出さなくちゃいけないんですがそれはもう今回の補正のどこにあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

令和 5 年度に交付できなかった設置者の補助金につきましては、当初の既設のこの環境衛生費の 18 節負担金補助金及び交付金の中でまず支払いをいたしました。今回この補正の 51 万 2 千円につきましては、既に今年 3 件申請があるわかってますので、その 3 件とその 2 件令和 5 年度に支払わなかった 2 件の合わせて、不足額を今回の補正で計上させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

3 回しか質問できないんでちょっと今は説明されたその支払いの仕方ちよっともう一度、ちよっとわかりやすく、ちよっと今うまく聞き取れなかったんで、理解できなかったんでお願いします。再度よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ご質問にお答えいたします。当初予算において3件分の補助金を計上してありました。今回その支払いができなかったことにつきまして、その3件分の当初にもってありました分を引きまして、令和5年度に支払うところの予定だった申請者の方へ払いまして、今回不足する額を補正額で計上させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ようわかりました。ようやく。さっき説明ちょっと聞いたときに一瞬わからなかったんですけど、要は当初予算、今年度の6年度に私聞く金額確認してないですけども、何件か分の補助金があってそれを回したということですね。だからもう支払ってるということの理解でよろしいんだろうと思うんですけども、それでその不足になる部分を補助負担金を補助金及び交付金という形で、3件分として51万2千円をもったということですね。これで3回になっちゃうんで、今聞いていてちょっと感じることは一言言わせてください。

ミスはミスであったんですけども、これも不適切な所なんですけど、今言ったような会計処理っていうのも、私は極めて不適切だと思います。年度は当初予算は当初予算のものなんで、今回のやつをここでも償還金があるわけですけども、同時にここでそれはそれとしてやっぱり計上すべきだろうと。もちろん申請者にはお支払いする時間的なタイムラグって、だいぶ出るんだと思うんだと思いますけども、何か聞いてて、今も説明あるいは処理の仕方っていうのは、それはそれとしてちょっとまずいんじゃないか、ということだけまず指摘させていただいて、この件については終了したいと思います。

次にタブレット73ページ、8款土木費6項まちづくり推進費2目まちづくり事業費ここにですね、財源更正で国県支出金200万円が減額されて、それに代わって200万円の地方債というのが組まれているんですけども、要はこなかったこんなことになったから地方債で補填すると補填っていうか、そういうことだと思うんですけども、その経緯についてちょっと説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。昨年今年度の事業の必要な補助金として国の方に要望しておりましたが、今年度国からの方の交付決定の補助金が少なくなったところであります。また今年度事業については予定しておりますので、その不足分について調査の方を計上させていただいております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

ちなみにこの事業は具体的になんて、どういう事業なのかちょっとお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えいたします。いきいきスポーツ公園の南側の舗装工事の事業費となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。以上で私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

11 番 鮫田洋平君。

○ 11 番議員（鮫田洋平君）

それでは一般会計補正予算で質問させていただきます。タブレット 73 ページ 10 款教育費の 1 項教育総務費ちょっとみんなが聞いてしつこいかもしれないですけど、まず備品購入費の校旗購入で校章は決まってらっしゃるんですか、ちょっと記憶で校章の説明を受けた記憶がないなっているところと、制服についているあれは校章じゃないよっていうふうに言ってたんで、その校章が決まったのかどうかお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校章はただいま、中学生から応募していただいた 86 件のデザインの中から、現在部会等を通して 8 デザインまでに絞っているというような状況で進行しております。今後その 8 デザイン等を子どもの意見を聞く中でその中から校章を決定する事を予定しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○ 11 番議員（鮫田洋平君）

はいありがとうございます。ちょっと購入と別な質問になっちゃったかもしれないですけども、これ公表はあれっすか開校時に公表するんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えします。公表の仕方につきましては、今後検討部会等の委員さん方と協議して決めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。次の質疑に移りたいと思います。その上の12の委託料ですね増穂小学校トイレ他、給排水設備改修設計業務委託のところ、当初では多分378万円くらいもらってたかと思うんですけれども、これ何か不測の事態が生じたため、補正として110万円追加になったのか、どんな経緯で追加されたのかをお聞きいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。当初、排水管等の設計の委託料をもっていたところでございますが、昨年消火ポンプを取り替え昨年から今年度初めに向けて消火ポンプの取り替えを行いました。ただその圧により消火栓の配管にも漏水があることがわかりまして、その漏水の配管の修理を早急にするようにという消防署からの指導がありました。現在は消防署の指導により、その改修ができるまで、消火器を各階2か所に増設ことで対応をしております、その後部分を来年改修と併せて行うために設計に追加業務をお願いしたところ110万円の追加がわかったところで、計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

はい丁寧にありがとうございます。ちなみに漏水が増穂小学校の漏水が、かなり進んでるってところで、配管を中の配管から変えるわけには多分いけないと思うんですけれども、この今の設計の状況ですね。どんな予定で、外配管を全部引き直すのか。どうするのか、その辺の予定というか進捗状況みたいなのがわかればお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えします。詳しくは今設計をしていただいているところですが、おおむねなところを申し上げますと、今議員がおっしゃったように、中のものを直すということは非常に困難であると思われるので、今のところを廃止して外付けにつけるというようなことを想定しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

以上で質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

それではタブレットで60ページ、やまなしフラッグシップ道の駅負担金500万について伺います。補正でもってあるということは、もう使い道が決まってると思うんですよね。だから県がいくら出すとか、決まってると思うんで、使い道をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回のやまなしフラッグシップ道の駅の事業ですが、県の方から打診があった時点ではまだ詳細は検討中ということで、その内容につきましては大まかではございますが、道の駅富士川こちらを中心にして山梨県で一番最初の拠点としたいというところで、それに関しての事業計画等につきましてその部分で一部富士川町の方に負担を求められることになります。詳細については、現在もまだ県の方で練っているという報告は受けております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今お答えいただいたことは、町長からもお話がありましたし、全協でも説明を受けましたけれども私心配してるのはですね、例えば峡南ネクストで話し合って、シェアサイクル事業というのをやりました。最初は県が2分の1出してくれて、あとは地域に任せるよということで、手を放されたことで、今それがどう回ってるかも見えてこない。順調に皆さんが利用して効果があるのかどうかもわからない。これと同じように最初だけ県が手を出してくれて、あとは地元でやれよということにならないように心配しているから、とりあえず伺わせていただきました。

それではタブレットの64ページ、3款民生費2項児童福祉費6目のそらっこ保育園の避難車兼未満児散歩車購入。1歳未満児ですから、小さい箱みたいな車へ大勢乗っかってお散歩に出かけるっていうやつだと思いますけども、これは16万7千円ですけれども、あとゆずっことかさくらっこにも備えられているのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回計上させていただきましたのは、そらっこ保育園の未満児のお散歩車の購入になりますが、ゆずっこ保育園さくらっこ保育園にも常備してあります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると、そらっこ保育園では新設ってことですか。伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、お散歩車が1台不足しておりまして、年度当初は保育士がおんぶをしていた状態でございます。今後、1歳児の入園が増える可能性もありまして、秋からのお散歩や災害時に安全に避難するために1台購入させていただきたい、ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質問をさせていただきます。まずタブレットの60ページですね、今ちょうど青柳議員からも質問がありました。負担金のやまなしフラッグシップ道の駅の件ですけども、これは確認ですけども、ゴールが見えないですけどもね。要はゴールをいつにして、例えば2年後にするのか、3年後にしてどういう形にするのか、っていうゴールが今の時点で見えているのであれば教えていただきたい。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。県の方からの説明では、今回町と県の方で補正予算を上げる中で今後事業計画等、またはそれに向けての協議会検討会などを進めていくという説明がございました。その中で具体的な事業展開に向けましては、令和7年度以降で本格展開を目指していくということになります。その事業の内容によりまして大きく展開するようなことになれば、その7年度で終了ではなくてその後令和8年度の方にも繋がっていく、現時点ではここまでの説明を受けております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はいわかりましたそれでは、質問に移ります。タブレットの77ページすいません73ページです。先ほどから何度も質問が出ているんですね、10款教育費の2目学校費の中ですね、中学校校歌の件です。主に中学校校歌作成業務についてですけども、先ほど校旗で質問が出ましたが、校旗も校歌も、これは学校を新設する上では必要な必須なものなんですね。なぜ今補正なのかという、当初からもるべきものなの、なぜ今補正なのかということ、まず一点お聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校旗につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりであります。校歌につきましては、新中学校開校検討委員会の調査部会で、作詞作曲をどなたに依頼するかを検討し、決めた案を今年度において検討委員会及び教育委員会で承認を受けて、依頼者が決定いたしましたので、この度、今回補正予算に計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。あともう一点ですね今の同じく校歌の件なんですけど、著作権というのが生ずると思うんですね。校歌の場合は特別著作権は生じないかもしれませんが作詞作曲の方に対する著作権というものはどのようにお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校歌の作詞作曲につきましては、今回予算を議決させていただいた後に、相手方と契約を正式に始めさせていただくわけでございますが、その中で著作権に関しましても教育委員会の方でも慎重に検討いたしまして、相手方と交渉する中で決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

相手方と決めるのはいいですけど、どのような、例えば著作権まで全て町がする意向なのかその辺をどういうふうにお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。そういった詳細の部分については、まだこの場でお答えできるような状況になっておりませんので今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それではわかりました。ページ77ページに飛んでいただいて2目の社会体育施設費の中ですね、備品購入費の中でトレーニング室の血圧計購入ってのがあるんですね。35万4千円結構な血圧計だと思うんですけどね。どのような機能を求めているのか。この血圧計

に求める機能について教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。この血圧計につきましては現在、MyBody 富士川町に設置してございます町所有の血圧計が故障してしましまして修繕が不可能のため同等品を購入することとしております。基本的には自動血圧計と架台ですね、専用架台置く台ですね、が備わっておりましてその他脈拍とかですねなんていうか、トレーニングで必要な機器が備わっているということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

普通血圧計は、高いところの血圧計と低いところの血圧計と、あと脈拍ってのがもう大体標準で皆さん付いてる。あとは高機能なものは記憶できたりとか、特別結構な金額なんで、ただ必要な物と思います。私も MyBody で 100 歳体操の前に確かに、ご高齢の方が測ってあまり高い場合には一旦停止するようなことをされてるので、これは必須のものだと思うんですけど、ちょっと金額が金額なんでよっぽどの機能があるのかなと思って、お聞きしたんですけども、目立って特別これだというものはないっていうことですね。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。物がですね大型でございますので、やはり業務用というような形であります。小林議員がおっしゃったように高い低い、あと脈拍そちらは十分図れます。ペーパーとかですねすいませんちょっとそこは確認はしてございませんが、いずれにしても普通に置いてある血圧計よりも大型のものということでございますので、ある程度の金額はかかってしまうというところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

以上で私の質問は終了します。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

6 番 秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

それでは議案第 54 号ですね、補正予算について質疑をさせていただきます。タブレットページがですね 53 ページですね。16 款県支出金 2 項県補助金 6 目土木費県補助金 2 節の民間木造住宅耐震改修補助金ですね。マイナスの 12 万 5 千円なんですけども、内容を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。耐震改修の補助金として、当初予算で2件分の補助金を想定しておりましたが、先ほど説明したとおり、現在耐震改修への相談が1件でありましたのでこの分を減額しまして、あと耐震診断への補助金へ流用するように減額したものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

次に55ページですね。22款町債にですね1項町債2目の土木費ですね1節の道路整備事業債いきいき公園の工事ですけども、この工事の内容を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。今年度いきいきスポーツ公園の事業につきましては南側エリアのコンクリート広場の舗装工事と、駐車場としてのアスファルト舗装工事、また、芝生広場での芝生工事となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

次に66ページですね。すいません。ページ数は73ページです。10款教育費ですね、1項教育総務費2目学校費ですね7節の報償費です。先程来出てますけども110万謝礼ということですけども、この謝礼の内容を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。校歌の作詞と校歌の作曲それぞれ1名ずつの報償費になっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

すいませんちょっと私の内容の聞き方がおかしかったのかな、例えば2人に55万ですとかってそういう内容で聞いたかったんですけどはい、すいませんね。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

大変失礼いたしました。報償費は2名分で半分ずつということで、55万円ずつを想定し

て計上しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

同じとこですけども備品購入費、やはり先程来聞いてますけども、金額の内容をゆっくり大きい声で言ってください。

○議長（堀内春美さん）

えと、秋山仁君。備考のところにですね、富士川中学校校旗購入とありますが。

○6番議員（秋山仁君）

すいません私今いいませんでした。すいません17節の備品購入費の140万3千円です。それでよろしいですね。

○議長（堀内春美さん）

それ校旗、校旗ですね。

○6番議員（秋山仁君）

校旗そうです。

○議長（堀内春美さん）

で何を聞きたいんですか。

○6番議員（秋山仁君）

この内容を聞きたいです。金額の内訳ですね。何がいくらとかそういう意味の。

○議長（堀内春美さん）

依田議員がさっき聞いてましたね。依田誠司君が、さっき聞いてましたね質疑で。

○6番議員（秋山仁君）

議長そうしますと同じことを2回聞いては駄目でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

うん、どうでしょう。

○6番議員（秋山仁君）

じゃ結構です。はい。次にですね、76ページですね。ページ77ページになるのかなと思われますけども10款教育費ですね4項の社会教育費4目の文化財保護費ですね。その12節の委託料ですけども、76ページですね75から76にかかってますはい。

ゆずの郷ほ場整備試掘調査業務ですね19万3千円このですね試掘ですけどもどのぐらい掘ってとかっていうその工事の、工事の内容っていうんですかねその辺教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。この場所は大法師公園から大法師スポーツ公園から土録に向かう山の中の畑であります。こちらにつきましては掘る規模ですね、規模につきましては、平らなところを選定しながら遺跡が遺跡というか地中に埋まっていますので、その辺が発掘できるところを順次掘っていくということであります。面積については決まっております。

ませんが、今後調査員の先生方と打ち合わせをしながら、掘っていくこととなります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと掘るどのくらい掘るとかってのは、まだまだこれからということによろしいですね。次にですね、議案のですね58号水道事業会計補正予算ですね、ここですけど、ページ数が155ページですね。貸借対照表なんですけどもその流動資産、ここにですね現金預金が3億813万582円とあるんですけども、これだけやはり保有しなければならないものでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。現金預金ですけども、3億81万3582円これにつきましては水道事業始まってからの水道事業単独での積み立てになりますので、水道事業の開預金としております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

同じくその下ですけど未収金ですけども、690万5962円この要因というか、原因ちゅうですかねこれを教えてください。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。こちらの貸借対照表ですけども、来年度令和7年3月31日の見込みの貸借対照表となっております。主なものといたしましては、水道料金の3月分水道料金の未収金となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

この未収金の項目っていうんですかね文言ですけども、これは本来は未収入金ってことじゃないんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

こちらの様式につきましては、水道事業の手引きというものがあまして。そこで未収金という定義で定まっております、未収金です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

時間がだいぶ経過しているので端的に質問したいと思います。議案第54号に関わって議案書60ページをご覧ください。これ先ほどのデマンド交通の補助金に対する質問で、その算出基準や何かあるいは国からの補助はどうなっているのかなということを、お聞きしようと思ったんですが前の質問でこういう理解できたので、それで私が聞きたいのはこれで終わりではなくて何回も続いていくこともあると思うんですけども、このデマンド交通車両購入の補助規定みたいなものは、今町の中では作ってありますか。あるいは地域交通活性化協議会の中で。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質疑にお答えします。公共交通としてのデマンド運行車両としましては、現在タクシー会社3社に対してそれぞれ1台ずつ専用車両を配備しております。対象が3社に限定されており、町の富士川町補助金等交付規程と、国の交付基準である2分の1を準用する形をとっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解しました。次ですね議案書69ページ7款商工費2目商工振興費18節負担金補助金及び交付金補助金として360万円の計上についての質問です。宅配業者のボックスの件ですね。この補助金対象者は1、2、3とあって基本的に1、3で出されているように、富士川町の住民基本台帳に登録されているものというふうになると思うんですが、2の項ですね、集合住宅所有者または管理組合の代表者も対象者になっています。この集合住宅の所有者管理組合の代表者が、富士川町住民基本台帳に登録されていなくても対象となるのかその辺を伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。対象者につきましては、所有者等になっておりますので住民基本台帳に登録がされてなくても対象とすることといたします。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

地域感情の中ですね地域自治体に属している人、属していない人その何ていうのかな、なんで理事会に属してない人たちがそういう項だけは利益を生むのかという、そういう住民感情があるものでちょっとその辺お聞きしました。再質問になりますが、補助券補助金の対象件数は県の積算根拠、1,073世帯の3分の1にあたる360件としていますが、これを上回る希望世帯が出た場合はどのように扱うのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。実施をする中で交付件数が上回った場合には、また補正等の対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解しました。次にですね、議案書と言えば73ページです。これもいろんな方からご質問が出ていましたので私の方で聞きたいのは、10款教育費2目学校費7節報償費として富士川中学校の校歌作詞作曲者謝礼110万円で55万円ずつだというふうにお伺いしたんですが、これは例えば、私達が検討委員会で新たな中学校整備検討委員会で例えばゆずに関係あるんだから、ゆずに作曲してもらったらどうかというようなことも、ちょっと言ったことがあるんですけどもちょっと値段がおそらく高すぎて駄目だということなんで、この55万円という金額が果たしてこれ一点そういうこの金額については、当事者とかなり話し合いをしたんですがこの金額で妥当だとか、どうなんですか。それと一方的に町から提示した額なんですか、その点をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。相手方等のあの値段の交渉というか打ち合わせはまだしておりません。金額の計上におきましては、いわゆるところの情報を調べた結果、作詞作曲を文化人とか、大学教授などに依頼する場合において、おおむね報酬が50万から100万程度さらにネームバリューがある方だとそれ以上になるというような情報の中から、私どもで計上させてもらった金額であります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も多分そうではないかというふうに思っていて、これは当事者の意向も当然反映されてくると思うんです。例えば、近隣で言えば身延中学校の校歌は身延中出身の元教員の方が

作曲なされていて、本当にあまり金額が確定していませんけれどもそれなりの金額でやってくると当然当事者と話し合いの中でこの金額が出てくると思うので当面はこの110万円を基準にして考えていこうと、こういうふうに理解してよろしいですか。

引き続いてもう一つお願いします。同じことをお願いしますけど、先ほど新中学校校歌作成業務の495万円について宇田川議員が質問なされたけれどもその答弁で、主にCDの制作費に関わる金額が挙げられましたけれども、私がない頭でばばばーと計算したときに387万円ぐらいかなと495万円までいってないような感じがしたんですけどもCD作成以外に、例えばレリーフの作成だとか、そういった業務内容が考えていますかその点伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

議員の質問にお答えをいたします。CDを作成する場合に、基本的にはその相調についても中に入れるものについての表紙だとかそういうふうなものについても整えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

質問もたくさんなっちゃうな。申し訳ありません。今私が聞いたのはCD以外に例えば体育館に飾るようなレリーフあるじゃないですか。ああいったものもこの中に入ってるかっていうとそれはそれは入ってないということですね。はい、わかりました。

それでは最後の質問になりますけどこれも多くの方が質問しましたけれども、神田議員の質問の中にもあったんですけども、議案書77ページ、10款教育費2目社会体育施設費19節委託料として町民体育館建設予定地選定業務58万2千円が計上されています。

この業務内容についてはわかりました。理解しました。先ほど私が教育委員会の報告のときに質問したときに、検討委員会は開催されていますかという質問に、6年の1月以降は開催されていないということをおっしゃったんですけども、やっぱりこういったことは検討委員会の中にも今後も、今こういう状況で、選定も決めた方向でもって進んでいると、ということは町としては旧増穂商業高校体育館を現在は変えてるけどいずれは、どこかへ新設していきたいという方向で考えているということをお伺いしたいんですけども、いずれ検討委員会の方にもこういったことは投げかけて開催する必要があると思いますがその点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。今議会での予算をご議決いただいた後、委員会を開催して、候補地の選定を行う上で必要な事項をですね取りまとめてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

はかに質疑はありませんか。

（な し）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第54号から第58号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第12 議案第59号 訴えの提起についてを議題とします。

これから議案第59号について質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

では議案59号訴えの提起についてとこれはもう説明も受けてますし、私達が今回議員になって以降ずっと問題になっている前町長による入札談合といういうことに絡んで損害賠償やろうということはわかってますけども今回2年間このための準備もやられてきてるんだと思いますけれども、今回ですねここに提起はされてるんですけども、損害賠償の金額や、あるいはそれに係る弁護士事業等を含む経費については記載されていない、あるいは説明にもなかったんですその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君。）

ただいまの質疑にお答えいたします。損害賠償、請求額を議案に掲載しないのは、議案としてその損害賠償額の部分について、金額以下に応じて議決を得るものではないという解釈のもと議案が成立しているという内容だと思っております。それから、損害賠償額を事前に皆様にお知らせをして提起前に金額を提示することとなると、これから裁判で争う部分のもの、損害賠償額を同金額から推測してどのような出し方をしたというような手の内というか、部分について事前に情報が漏れてしまうということなので、全協の際、また町長の記者会見においても額の提示は弁護士との相談の中しないように控えるようにということを述べさせていただいて、控えてきたところでございます。

それから弁護士費用につきましては、もう既に本年度計上してある部分の範囲内で、今年については問題ないという弁護士との話が通っておりますので、内訳といたしましては、着手金は27万5千円それから、出廷裁判に出向いていただく裁判、弁護士の費用といたしましては、1回1人3万円それから相談料、裁判の前後に町と弁護士が出向いていただいて、うち合わせと相談をいただく部分については1回、1人1万円という形になっておりその他、旅費についてはかかった分、実費弁償というような形で令和6年度の予算に計上してある

総合計でいきますと74万円ほど計上がされておりますので、今年分については、この金額で足りるであろうという判断をしているところでございます。

なので、弁護士にかかる費用の試算といたしましては、どの時点で裁判が決着するかわかりませんので、その後、先ほど言われた費用が回数に応じてかかってくるという形になるのかと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番後議員（齊藤欽也君）

弁護士費用の算出についてはですね、今の説明でわかりました。ですけどもわからないっていうのが一点あります。どうしても私理解できない、それは何かというと、訴訟を起こすときには、当然相手に金額を明示しないと訴訟にはならないんだと思うんです。それが早いか遅いかという問題は多少あるにしても、もう起こすって決めてあるんだったらそれは金額ね例えば3000万は3000万ですよと1000万2000万ですよと。別に、ここでそもそも出さなくちゃいけないもんだから向こうはそれを見て、金額を見て対抗策を考えるということなんだろうと思うんですけれどもこの間訴訟するために町長も三つばか重要な構成要件があるよということでじっくりやってきたわけですね、いよいよやろうということでこのなんていうの訴えの提起っていうのが、議案として出されているわけなんで、今何ていうか弁護士費用の部分の計算の仕方とか、今後どのくらいかかるかっていうのは、今の説明大体わかるんですけれども、わかんないのは、要はやるからには金額、その金額の算出根拠とかいうことは別途していくらくらの金、賠償金額の提訴をしますみたいなことを言っていたかかないとよくわかんないんだと思うんですけれども、今一度その点も含めてお答え願います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

損害賠償額の金額ということですが、手元に最終の訴状が届いておりませんで弁護士の方で詳細についての金額を今出していただいている最中ではありますが、前回6月に調査報告書という部分で説明がしたような記憶をしておるんですが、その際の概要の中で、最大200万円程度というような金額提示はございましたので、その前後の金額がこれに当たるんではないかと考えておりますが、今弁護士が最終の調整をしていただいているというふうに組んでいただければと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

金額の多寡は多い少ない別としてやるってことの意味っていうのはやっぱり大事なことで私も思っています。ただ、やるからにはしっかりと堂々とやっていただきたいということだけお願いして私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

6 番 秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

議案第59号ですね訴えの提起についてということで質疑させていただきたい。ここまで来るのに議会では令和4年12月ですか。損害賠償というようなことで、一応結論というですかね、町の方に提案させていただいたんですけども訴えの提起ということで立証の確定がある程度できるのかなというふうに踏んだから、こういう状態なんだと思うんですけどもその中で文書を見てみますと、不正行為の結果であると考えらるってずっとありますけども、そうすると損害賠償というよりは、返還の請求権という形の方が、いいのかななんて私はちょっと思ったんですけどもその辺いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の議案につきましては、自治法に基づいた訴えの提起でありますので、それに基づいた議案になっているものと考えておりますので、議員が言われている部分については、該当しないというか、今回の部分ではないというふうに考えております。今回は訴訟を起こすための提起でありますので、その議決をいただく議案となっているという解釈であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

そうしますとですね訴訟中にですね仮にですけども2人の請求相手方がですね、本当これからですけども、和解で何とかどうでしょうかねということがある可能性もないとも言えないと思うんですけども、その辺のそのようなときに町としてはもちろんそんなことはしないと思うんですけどもちょっとその辺、町としての考えをお聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今の秋山議員さんのおっしゃってる部分については今回の提起に訴えの提起についての部分のものと反すると思われまますので、この場で私がお答えすることは控えさせていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 59 号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 13 認定第 2 号 令和 5 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 3 号 令和 5 年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第 15 認定第 4 号 令和 5 年度鰯沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上の 3 議案は、決算認定案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本案は決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

これから、認定第 2 号から第 4 号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第 2 号から第 4 号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 0 時 34 分

令和 6 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 2 0 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度拡充、及び教職員定数改善を図るための請願書について
- 日程第 3 議案第 5 1 号 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条令について
- 日程第 4 議案第 5 2 号 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 5 5 号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 5 6 号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 5 7 号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 5 8 号 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 5 9 号 訴えの提起について
- 日程第 12 議案第 6 0 号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 13 議案第 6 1 号 町道大櫛大久保線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 14 認定第 2 号 令和5年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 令和5年度鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 発議第 1 号 議員派遣の件
- 日程第 18 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度拡充、及び教職員定数改善を図るための意見書提出について
- 日程第 19 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 20 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政策秘書課長	中 込 浩 司
財 務 課 長	深 澤 千 秋	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	望 月 聡	防災交通課長	長 田 博 幸
町民生活課長	原 田 和 佳	福祉保健課長	遠 藤 悦 美
子育て支援課長	一之瀬 三 千	産業振興課長	望 月 奈緒美
土木整備課長	山 形 謙一郎	都市整備課長	井 上 勝 彦
上下水道課長	長 澤 康	教育総務課長	小 林 恵
生涯学習課長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 直 子

開会 午前 10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第3回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議及び委員会において慎重にご審議いただきました第3回定例会も、本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として、補正予算案1件、請負契約案1件、発議案1件、意見書案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

なお報道機関から、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 請願第2号 義務教育費国庫負担制度拡充、及び教職員定数改善を図るための
請願書について

を議題とします。

去る、9月6日の本会議において、ひとつづくり常任委員会に付託しました、請願第2号について、委員長の報告を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとつづくり常任委員長の報告が終わりました。

宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、請願第２号の委員会審査報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第２号の委員会審査報告について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、請願第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第２号について討論を終わります。

これから、日程第２請願第２号について採決します。

お諮りします。

請願第２号に対する委員会審査報告は、採択とするものです。

委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、請願第２号は委員会審査報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３ 議案第５１号 富士川町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第４ 議案第５２号 富士川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５ 議案第５３号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

以上の３議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第５１号から第５３号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第５１号から第５３号について討論を終わります。

これから、日程第３議案第５１号から日程第５議案第５３号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号から第５３号については原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第6 議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
を議題とします。

9月18日付けで、宇田川朱恵さん及び小林和良君からお手元に配付しました、議案第54号令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号に対する修正動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とし、修正案の提出者の説明を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

本日の議事日程2ページをお願いいたします。議案第54号令和6年度補正予算修正案の説明をさせていただきます。

————— 修正動議の朗読説明 —————

それでは、提案理由を述べさせていただきます。まず、今回の作成委託料が他市町村と比べまして、非常に高額であるということです。我が町に限らず、多くの市町村で財政が非常に厳しいという問題を抱えております。コストを抑えて高い価値があるものを作ることが市町村には求められております。他市町村等の校歌作成委託料を、10校比較しましたところ、一番高額なところこちらのさだまさしさんがされていらっしゃるんですけども、報償費込みで300万円ほどの予算を掲げておりました。一番低かったところは予算9万円で、実際6万円で作成しております。こちらは手作りの校歌を作っておりました。その他にも、市町村のホールを利用し、録音を行い、スタジオ使用料がかからないようにしていることもありました。このようにそれぞれの市町村の特徴を生かしながら、工夫をして作成していることがよくわかりました。

次に、減額修正をした金額の内容について説明させていただきます。クラスにCDを置くと聞きましたので、本番はピアノで歌うことが多いと思います。そのため伴奏はピアノのみで構わないと思います。もう一点CDについてですが、執行部予算ではパッケージが45万円と作成料合わせて120万円となっておりますが、今はデータで音源を渡すこともできる時代です。必要であれば、CDを必要枚数焼けば全く問題はないと考えます。そして最低枚数も気にしなくても良くなります。そのため、バイオリン、ハープ、CD作成費、CDパッケージデザインは不要とさせていただいてスタジオ使用料、ピアノ使用料は執行部提出予算の単価、こちら1時間3万5千円になるかと思っておりますけれども、こちらを使わせていただいて計算をいたしました。編曲料は、ピアノ、歌のみの編曲となりますのでこちらは減額をいたしました。そういったことで内訳はピアノ伴奏者謝礼代、スタジオ使用料、録音技師料、編曲料、スタジオ使用料、編曲料ここに予備費的に進行作成料も追加をさせていただいて、200万円と見積を計算をさせていただきました。こちらの単価なんですけれども、業者の見積や他市町村の見積金額から算出しております。報償費と合わせまして310万円となり、これで十分な金額と考えました。

最後になりますが、私が考えるに良い校歌とは何かということを考えると、生徒が楽しく愛着を持って仲間と歌える校歌ではないかと思っております。金額を落としてもそれは可能です。本日請願報告もありましたが、教育現場は現在大変な状況にありまして、生徒、保護者個々

の声に応えていくために、どうしても緊急で金額をかけなければならないところもこれからたくさん出てくると思います。そのような場所にきちんとお金をかけられるように、校歌の作成委託費は私達も含め、みんなで知恵を絞り、コストを抑えて仕上げていただきたいと思います、この修正案を提出させていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん、その場で、しばらくお待ちください。

これから、議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号に対する修正案の質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

12番 井上光三君。

マスクを外してください。

○12番議員（井上光三君）

はい何点か質問をさせていただきますけれども、失礼しました。

質問をさせていただきます。今提案理由の中でですね、どの部分を削って、どの部分を削って、そう削っていくとトータルして200万円ということで説明をいただきましたけれども、当局が考えて想定している作詞作曲は既に想定している。議会で議決しないと正式にはお話はできないんですけど、想定されているいわゆる作曲者がいます。その作曲者に依頼をすると当然ここに示されている490、500万円近くは、私も高いと思ってますけれども、これは当局でもマックスでいろんな物価高とかいろんなものを人件費の上がったとかっていうのを組み合わせて、こういう金額にしたと思うんですが、そこまで削られると想定している作曲者はですね、いろんな作曲者の意向に合わせてこの作曲、こういうふうなイメージで作曲しましたから、こういう楽曲にしたいということで、この楽器を使って作品を作り上げましょうと、いろいろな流れがあるんですよね。今の聞きますと、その作曲者の意向が一切反映されないような状況になるということですから、作詞作曲のところはそのまま、ここだけそれだけ減らすという考え、作曲者の想定はそのままという考えなんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ただいまの質疑にお答えさせていただきます。はい。作詞作曲者はそのままの想定でこの金額を想定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますとですね、これ私も専門家ではないんで単純には考えられないんですが作曲者の想定している範囲内でその流れで業務をしていた、委託をして業務をしてもらうとなるとこれ、200万円が途中でオーバーするような形になったときに、もう次の事業をストップしてしまうんですよね。予算が200万しかないから。その辺の想定は、どういうふうにされてますか。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。えとですね、これこの予算が議決しましたら、契約を結ぶと思います。そのときに事前条件としてこの金額でっていう形で契約を作りますので、そのときに話し合いをしていただければ、納期も含めましてそこで契約という形になれば、補正は必要ないと考えておりますが、もし何らかの事情で補正が必要になった場合は、またしっかり執行部から説明をいただきまして、議会で可決するか否決するかをしっかりと考えていければ良いと私は考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

減額を議会がですね、可決して減らしました。減らしたけれども執行部側はこれだと途中でできなくなって、また臨時議会で補正ってこれは異例のことなんですよ。もう一点聞きたいのはですね、この流れでいくと、作曲者が私はできませんと言ったときには、降りましたと、その時そういう時点が生じたときにはどういう考えなんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。作曲の方が降りた場合っていうところですけども、その場合はもう一度作曲者の方に交渉するか、もしくは他の方を見つけていただくことで、全く問題はないかと考えております。先ほど申し上げた仕方がないので補正でっていうのは、もう本当に異例の事態と考えておりますので、私もあの井上議員がおっしゃったとおり一度議会が減額したものを、また臨時でっていうことはまずあり得ないと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の井上議員とのやり取りを引き継いだことになると思うんですけども、今のお話を伺ってみますと、まず感覚的には高いとこれ私もそう思います。感覚的にだけでも、質疑にも質問させて、多くの議員さんいろいろ質問しましたけども、当局は当局なりの試算を積み上げてこの金額、これはマックスだと思いますよね。当然こういうものはやってく中で、当然職員も当局も当然できる限り安いことをお願いしたいという思いはあるだろうし、あるいは作詞作曲の方も、場合によってはいやいや報酬いらないよという場合もありうる。と思うんですよ。特に、いずれも本町にゆかりのある方たちをお願いするということのようですから、今聞いていて感じるのは200万円に限定しましたよと、先ほど井上議員も心配されたけども、これでやれませんでしたらば、先ほどのお答えでは新しく人を探せばいいと、1から考え直せばいいという話のようなんですけれども、統合中学校は令和7年の4月

1日と要するに来年の4月1日と、もうこれは決まっています。それまでには、校歌は遅れていいのかどうかという私は送るべきではないと、やっぱりしっかり統合の開校式には新しい校歌をみんなでお祝いも兼ねて歌うということは、非常に大事なことだと思います。そういうことを考えたときに、今から全てをやり直すということは非常に非現実的な話だろうと思うし、そして何でも削ればいいという発想ではなく、やっぱり事業を進めるには、ある程度の見積があり、それはマックスとして当局提案していきますから、その辺について宇田川議員はどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ただいまの質疑にお答えさせていただきます。マックスでは執行部も予算を削ってくるだろうというお考えですけれども、しかしながらマックスを使ったとしても、私達は可決をしてしまえば何も言えません。そこが一点です。あともう一点ですね、開校式に遅れたらどうするのかというご意見ですけれども、多分開校式は4月1日というか、その始業式にはしないと思います。新入生も校歌の練習をしたりする時間があると思います。また、あのお小中学校のその開校式も私ちょっと調べたんですけれども、4月1日にやっているところは半分ぐらいでした。皆さんそれなりに5月何日等にやっぱり日程を作って、新入生が学校に慣れたところで開校式を行っているのかなと私自身感じました。はい。ということです、やはり私はやっぱり議会として、これがマックスで出されてきたということは、これマックスで使ってもいいっていうことを可決することになりますので、なので減額修正を出させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

9番 齊藤欽也君。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

宇田川議員のおっしゃってるのは、要は決めてしまえば、マックスを決めてそれいくらかでも使っちゃうと、そういうあり方ではなく、もっとしっかりと議会としては、ギリギリの中で事業を遂行する努力を当局にしてもらおうと、その上で出たらもう1回補正組めばいいじゃないかというお考えだというふうに認識します。それはよろしいですねそれで。うなずいてくれるだけでいいです質問ではないんで。というふうに、今の話を聞いていて私も認識しました。一般的にですね、私なんかよく補正予算ほとんど可決されないんですけども、出してきました。補正予算を出すときに一番最初に不安なくって何かというと、その当局が提案した予算の事業が、本当に必要なかどうかというのか。まずここを私は考えます。で必要であるならば、あとそれを必要であるかどうかということと、仮に必要であっても、減額修正を提案するときには、その予算の中に表現がいいかどうかは別として、いかがわしさがうかがえるということがあれば、調査をしながらその辺も含めて考えてやります。ですから、多くの場合には事業の見直しを求めるということで全額修正するんですね、今の高いか安いかって500万円を200万円にって話なんですけども、これのやり方っていうのは、要は事務方が一生懸命、それなりの根拠を持ってやってきた予算組みを、議会がいやいやあんたたちのやったやり方はね、

ちょっといい加減じゃないのと、これじゃ駄目だよということをね指摘して減額しているというふうになっちゃうんじゃないかなと。そのことはどういうことかっていうと、職員を信頼しないと、行政の職員を信頼しないということでは、議会と行政っていうのはうまく回っていかない。もちろん職員にですね、不正なり、いろんな事態があればやるべきだろうけども、そのように思います。ですから、その辺のことが、どのように勘案されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい今質疑の時間ですので、ここに関する内容についてと思いますけれども、そちら討論で私は思いますけれども、しかしちょっとお答えをさせていただきますが、ギリギリでとは思っておりません。かなり余裕を持たせてこの予算を組んであります。

また執行部を信頼しているか信頼していないかっていうことは、今回とはちょっと全く関係がないことかと思います。はい、以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

1点だけお伺いしたいと思います。宇田川議員は、新しく開校する中学校の校歌に対して、必要と思っているとか必要でないと思っているのか。また、校歌はどのようなものでありたいと思っているのか。先ほど、子どもたちが元気に楽しく歌っていく。そういう校歌ということをお伺いしましたが、その辺その辺を校歌に対する宇田川先生の思いをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ただいまの質疑にお答えいたします。私自身は校歌は必要だと思っております。先ほど説明のときに申し上げたことが全てなんですけれども、私自身としては、やはり生徒さんであったり先生方であったり、町民の皆さんその方たちから、ぜひ長く愛される校歌を作っていただきたい、そのようには思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、修正案の質疑を終わります。

宇田川朱恵さん、自席にお戻りください。

これから、議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号の修正案について討論を行います。

討論は、ありませんか。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

7 番 望月眞君。

○7 番議員（望月眞君）

私は修正案に反対し原案を支持する立場から、二つの視点から意見を聞きたいと思います。

まず一点目、この業務に関わる補正予算の編成のあり方です。校歌というものの作成業務あるいは歌を作ってくれる人の作詞家作曲家に報償として映るお金これは明確な算出基準はありません。そうですね。先ほどさだまさしさんの校歌の例が出ましたが、これはさだまさしさんの思いも込められて、それを中でできたと思います。私達がさだまさしさんに校歌を作ってくださいっていうことになる तोこれはまた大きな違いが出てくると思います。私達の新たな中学校整備検討委員会の中でも、ゆずに作詞作曲してもらったかどうかと、井上議員さん、地元のゆずのことも含めて、あるいは栄光にかけける架け橋ああいう歌を聞いたときに、若者たちがこれから育っていく、自分の意思を作っていく生き方を示していくのにふさわしい内容の校歌を作ってくれるのではないかなというようなご意見を、当局にも言ったことがあります。予算がかかりすぎてそれはできませんということで、実際にはなっていない、動いてませんが算出基準が明確にないわけですね。その中で原案の説明のときに、110万円報償費として出ました。作詞家に55万円作曲家に55万円というこれも、私はあつてないようなもんだと思います。そのときに私は質疑で、これは明確な予算ではないですね。その人の意向によって変動も当然起こりますよね。例えば、身延中学校の新しい校歌を作った人には、ほんのわずかしはお礼を出していない、その人、出身者であるということもあつてこう思って、そういう意味で110万円という金額は、これは校歌を進む作業として必要最低限のいろんなところの調査や統計を出した結果から、事務局がそういう形で110万円を計上したということだと思います。もう一つは、校歌の作成業務490万円これについてもいろんな明確な規定はありません。例えば机一脚買って1万2千円で何脚と明確な答えを出せるわけないです。校歌の作成というのはそういうもんだというふうに私は思っています。その算出基準となっているのが、前の町歌を作ったときの編成基準を参考にして予算編成をしたと。これも一つの目安だと思います。言ってみれば、宇田川さんもいろんなところを調べてそういう金額を出してきたということで、前例を見たり、あるいは他所のものを比較しながら相当部分の予算編成をしたんだというふうに私は思っています。この金額は、当局が予算計上した金額については先ほどちょっと出てきているように、マックスの金額だというふうに思っています。業務を行っていく以上は、やはりそれなりのお金経費が必要になってきます。途中でもって足りなくなったからこれを付け足すというような予算編成をしてはいけないと思っています。私も個人としては質疑のときに言ったように、これは他校の費用と比べて、いささか多いんじゃないとか、やっぱり金額を修正してもいいんじゃないかなというような意見を言わせてもらいました。心の中にも、そういうものを今も残っています。ただ、この開校を間近に控えたときに、やはり一定の予算を計上して業務を滞りなく遂行していく、このことも私は理解できます。したがって、今回当局が補正で編成した予算についてこの時点で修正をしてくださいということは、私は控えた方がいいというふうに思います。それが一点。

もう一点は校歌の持つ重み意味合いですね。私は先ほど宇田川議員に、校歌についてどう

思いますかという質問をしました。私自身の考え。私も学校現場にいたので10校いますが、今校歌をいた校歌を歌えといえ、はっきり歌える校歌はありません。でも、一緒に歌っていたりとか、あるいは楽譜を見たり歌詞を見てみたりすると歌えます。例えば、大明小学校初任校ですが、ここは覚えてます。「(歌) 天そそり立つ芙蓉峰夕照清き甲斐が峰」です。部分部分に忘れているところもあります。それから最後の鯉沢小学校。「(歌) 瀬音さやけき富士川の」 こういう校歌です部分部分を覚えています。私が一点、今でも鮮明に覚えている校歌があります。それは何かというと、私の母校巨摩高校の校歌です。時間がないので、歌って本当は披露したいんですけども、それはやめときます。それはですね、最後の歌詞の最後の部分にね、「安らぎいく。」なんだっけな歌ってると思い出すんですけども「平和のにじを懸けむかな」2番は、「たくましくすこやかに真理の灯かざさばや」3番は「つつましくほがらかに文化の華をひらかばや」 こういう校歌です。実は私は大変貧しい学生や高校生だったので、その校歌を励みに、あるいは自分の指標にしながら、3年間学業に励み、それから部活動で陸上活動を一生懸命やってきました。言ってみれば、巨摩高校のその校歌は、私にとっての応援歌に未だになっています。私がいろんな場面でちょっと大変だなと思ったときに、その校歌を口ずさんで、もう1回気持ちを新たにですよそういう気持ちになります。言ってみれば校歌というのは、これから学んでいく学校の子どもたちにとって、学びの応援歌であり、これから生きていく指標でもあるんです。私はそう思っています。そういう意味で、やはり宇田川議員は長く町民、皆さんから愛される校歌だってそれも大事だと思います。やっぱり子どもたちの応援歌、指標になる良い校歌を作ってほしい、そういう思いが強くあります。ある面で言えば、子どもたち、あるいは子どもたちの学校生活、あるいは未来に対する先行投資と捉えてもいいんじゃないかと思います。したがってですね、私は多少金額が伸びても、それはそれでしっかりした校歌を作って、子どもたちの心に残って受け継いでいける宇田川先生がおっしゃったような校歌を作ってほしい、そういう思いを込めながらですね、ただ、切迫した財政状況の中で、何でもかんでも対象者の言うとおりにするというのはなくて、いろんな方向が考えられると思います。例えば私は、例えば校歌もですね、スタジオで録音しなくて、子どもたちがしっかり理解をして町の町にも優れたピアノの演奏家がいらっしますからそういう人をお願いをして、文化ホールで子どもたちが合唱して、それをCDにすると、これも一つの方策だと思いますので、あくまでもマックスの予算編成という捉え方をする中で、十分この辺を検討して、子どもたちの思い、町民の思いそれから町の財政のことも検討しながらですね、良い校歌を作成していただきたいと、そんなふうに思います。以上をもちまして、私は原案を賛成する立場で意見を申し上げました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

素晴らしい歌を聞かせていただいた後なんでちょっとあれなんですけども私はですね、宇田川議員が提出された富士川中学校校歌作成業務委託料の修正案に賛成いたします。

今回の修正案はですね、作詞作曲の報償費については原案どおりとし校歌作成業務委託料

についての修正案です。この校歌作成業務とはですね、作詞作曲編曲音楽教員や生徒が使えるようにする楽譜の作成、完成した校歌を録音する業務と認識しております。宇田川議員の提案金額は根拠なく出されたものではなく、近隣市町村の小・中学校校歌作成金額のリサーチ及び公開されている全国のデータ、そして専門家からの見積金額から出されたものです。例えばですね、近隣小中学校の制作金額は、今回の補正予算の5分の1です。高額のところでも約3分の1の費用で製作されています。これから新中学校立ち上げるまでには、多様な費用が必要となります。我々議員には、予算承認については、可能な限りのチェックと予算の有効活用を行うための知恵を絞り、提案を行っていく責務があります。その目的を達成するためにいくつかの方法手段があります。目的はここです。でも、ルートはたくさんあります。我々は一つの提案あるルートの提案をしているものでございます。作詞を依頼する予定のお2人の方これは富士川町の素晴らしい歌を作られ、富士川町を愛し、町を知り尽くしたお2人です。このお2人の理解、ご理解とご協力があれば、修正案の金額でクオリティの高い校歌の完成は可能と考え、修正案に賛同するものであります。以上で修正動議への賛成意見を終了します。

○議長（堀内春美さん）

次に、修正案に反対者の発言を許します。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、修正案に反対の立場で意見を申し上げます。私は今まで皆さんの意見をお伺いして、当初予算ですよね作成の当初予算が500万近いということで、これは高い私もこれは高いなと思うんですよね。修正案を出してきた方々は、これ高いから、これだけに削れと細かく調査をしていただいて、どこが何々どこが何々という積み上げたものが200万円と、これそこまで調べていただいたのは敬意を表しますけれども、今回、当局側が考えているのは先ほちょっと出ましたけれども町の歌の作成に沿った形で計画を出したと。既に作詞作曲者は想定をしていますと、これ議会で議決しないとその方たちとは正式な話もできないんですけれども想定をしていますと、その想定の中で、町の歌をと同じような形で流れた場合は、この金額で、この金額もその当時の金額から物価高とか人件費の高騰等を含めてマックスで出したって話は皆さんも出ていると思いますけれども、私はこの金額から相当執行部の努力で減額されると思うんですが、ちょっとですねこの流れを作曲者の流れが一番重要になるんですよ。これ私芸術作品を作るというような作曲者はそのつもりで仕事をしていただけたらと思ってますけれども、その流れがですね、まず作詞者が作詞しますよね作曲者がメロディーを作るんですが、その後、前回の流れっていうか、そういう歌を作る、作品にするまでの流れを行きますと、まずアレンジャーが周りのサウンドを作ると、この作業があります。サウンドが作られましたら、各楽器担当のミュージシャンによって演奏してそれがいわゆるカラオケというようなものを作品として作るんですよ、その作品が作られますと今度はスタジオをレンタルして、ボーカリストの歌を入れるわけですよね。この流れはボーカリストの都合とかスタジオレンタルするレンタルする料金も、その都合で長引く場合もありますし、その料金がかかってくるとその後、歌のコーラスを入れる。コーラスを入れ

たのがレコーディングしてそれが終了になるんですね。その後まだ仕事があるんですよ、エンジニアの仕事ですね。レコーディングされたものをバランスよく場合によっては、いろいろな機材を使って音を加工していくっていう作業がある。これ音楽作曲者が自分のイメージに合った歌を作ろうとするとそういう作業が入ってくるんですね。その後ですね、出来上がったものが原盤、エンジニアの仕事があって初めて原盤と呼ばれるものができるわけですよ。その後、先ほどCDは要らないとかデータで欲しいとかって、通常ならば例えば子どもたちが練習するのに使うのにデータだと自分たちがデータを取り込むものがなければその辺の話はあると思いますけれども、CDを使って練習をするんですよ。ブラスバンドの練習もあるでしょうし、そういうことがあって原盤からCDに焼くと、CDのところはこれから議論があるでしょうけれども、もう一つはCDを何枚か焼いて渡すと、今までの例を言い行くとそういうことがあるんですよ、私がこの流れをなぜ話したかということ、作曲者の意向で200万円というふうに減額されました。細かく先ほど宇田川議員が言った、何がいくら何がいくらっていうのでやってくれと言え、場合によってはできませんと、この流れでは200万円以内ではできませんという言い方はしないでしょうけれどもこの流れでは、なかなか作品が作れませんか、私がイメージしている。富士川中学校の校歌、その流れでは作れませんでしたときが一番心配なんですよ。計画を作って、執行部が計画を作って計画をやり直さなきゃならない。私はその仕事できませんって必ずなってくる場合があるんですよ。200万円の範囲内で全部やってくれって言え、その折衝をしろということでしょうけれども作曲者のイメージからすると再編難しい難しいんじゃないんだったら、違う作曲者に頼んでくださいというふうになったときに計画がここ途中でずれてしまうと、先ほどですね200万円を超えたときには、臨時議会を開けばいいと、臨時議会を開いて追加予算をすればいいというような、そういう手法もできます。できますけれども校歌のいつ使うかっていうのはこれだ、ぶ、何か月もずれちゃうんですね。先ほど宇田川議員は4月1日にはないですよと言いましたけれども、例えば5月に校歌のお披露目をやりましょうと、子どもたちが練習して子どもたちにあの全部歌えるようになったらお披露目しましょうとなったとき、例えば5月とすると、それがずれ込んでしまう。何か月もずれ込んでしまっ、新中学校の開校にちょっとスケジュールが狂ってきちゃうんじゃないかというふうなことを私ずっと思いまして、200万円という金額が非常にネックになっている。私はちょっと、作曲者にこれから折衝する中で、非常に臨時議会を開かなきゃならないっていうような公算が非常に強く感じますので、むしろ当局側にこの製作費500万円を、もっともっと努力して、少なくしてくださいというようなお願いをして、これからもですね議会としては、この部分はこうなるんじゃないかという話をしていって、減額してもらうような努力をした方がいいのではないかなという思いがしまして、修正案に反対という立場で意見を言わせていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

私は当初は原案に賛成の立場でありました。本当にあの校歌ですから、私も鰯小・鰯中の歌を秋山秋紅蓼さんという人が作詞して、地元の保坂梅芳さんという学校の先生が作曲していただいて、50年間歌い継がれてきました。今皆さんの討論と質疑を聞いていて、確かにおっしゃるとおり作曲して曲が生まれるまでに金額なんてわからないんですよ。井上光三議員がこと細かく出来上りを説明してくれました。それから宇田川議員がこのくらい費用がかかるという細かい資料を、参考意見、よその町では、今出されている原案の3分の1、2分の1でできているということも、言っていただきました。そこで一番問題になるのが、この原案です。あの作曲者には10年前の倍または6割増しの依頼金額を予算化されてます。これには動議の提案者も賛成しております。要はレコーディングするところの作成費用の中で疑義があるということで、明らかに495万円を200万円ぐらいに減らしてもできるんじゃないかという提案なんですね。私が皆さんのご意見を聞いてると、みんな校歌は大事だと思ってるんだけど、しかも細かく説明してくれたから、当局が原案を作るときに、井上議員が言ったような手順でもって、積み重ねてこれだけかかりますよと、あるいは宇田川議員が話したように、わずか5日か1週間で調査したと思いますよ。これだけは少しかかりすぎるんじゃないかと、よその町に比べて、私は当初、子どもたちのために作る校歌だから、1000万円かかろうが2000万円かかろうが50年間歌い継がれていくんだからっていう思いでいましたけれども、やはり提出する根拠が10年前の町歌を作っていたら非常に素晴らしい町歌を作っていたら、だからその1.何倍をかけていくくらいかですともう少し調査がしてほしいと物価が上昇する場面、加工する場面、人件費が安くなる場面、人口が減る場面、いろいろあると思います。だからそれだからこそ、現在、近未来ではこういう情勢にあるという調査をして出してもらいたい。ただ単純に10年前の町歌の×何%という説明がありました。井上議員が言ったような説明、宇田川議員が言ったような説明は聞きませんでした。だから、議員の皆さんが、よく調査検討していただいたと思います。そんな中で、やはり町民の皆さんからお預かりしている税金をできるだけ少なく、良いものを作っていくという原点に返って、私は動議の提案者に賛成いたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、修正案に反対者の発言を許します。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

私は原案賛成、修正案反対です。皆さんがこと細かく言いましたが、私は端的に申し上げます。この作成業務495万円は今後ですね予算執行する上でですね、一つの枠みたいに考えてもいいんじゃないかなというふうに思われます。この金額は先ほども出しましたがも以前にうちの町の歌を作成したときを参考にしたということですけども、この予算をですね指針としてこれから詳しい詳細ですね詰めていくということですから、この中で数多くの資料によりますと校歌作成業務項目もたくさんあります。費用金額もですね様々であり町民のですね誰もが納得できるような作成費用というふうに私も考えておりますので、原案賛成、修正反対ということでさせていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号の修正案について討論を終わります。

これから議案第54号の修正案を採決します。

お諮りします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立：起立4名）

起立少数です。

したがって、議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第3号の修正案は否決されました。

着席してください。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

なお、傍聴者につきましては静粛をお願いいたします。

議案第54号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ な し ）

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第55号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第56号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第57号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第58号 令和6年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第55号から第58号までについて一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第55号から第58号までについて討論を終わります。

これから、日程第7議案第55号から日程第10議案第58号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から第58号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第11 議案第59号 訴えの提起について

を議題とします。

これから、議案第59号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第59号の討論を終わります。

これから、日程第11議案第59号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第12 議案第60号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第4号について

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第60号について、補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは補足説明をさせていただきますタブレット4ページをお開きください。

議案第60号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第4号この補足説明ということでこの表紙の次のページ、5ページをお願いいたします。

(以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。タブレット8ページをお願いいたします。すいません8ページは表紙だけで9ページをお願いいたします。

(以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上議案第60号の補足説明をさせていただきましたご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第60号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは議案60号補正予算ふるさと納税に関わる補正予算について質疑したいと思います。まず1点目としまして、今回定例会の最終日ですね。突然、こういった補正予算が出されました。私はこれ入れるだろうと思っていますというのは、一般的にはこれまで議会においては定例会前の説明の中で、なんだろう。補正案件、あるいは修正案件等については、事前の説明がなされ、できるだけ専決はやらないようにということで、国や県の動向に伴う事業等が入る予定があるときに組んできたというふうに認識する今回の補正はいわゆる一般的な補正予算だろうというふうに認識しておりますが、そこで一点だけお伺いしたいと思います。まず第1になぜここで急遽この補正を提案されたのか、その必要性和緊急性についてをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の追加になります。補正予算ですが、本年度のふるさと納税こちらの収入につきまして、昨年度と比較する中で、今後の当初予算で計上しました予算額、この部分と比較しながら検討し、検討というか確認をしてまいりました。その中で今回4月から8月分までのこの納税額昨年度と比較して、大きく上回ってきました。それでも町の判断といたしましては、確かに上回ってきておりますので当初こちらは12月の定例会の補正対応ということを考えてございました。ただ議会が今定例会始まった翌週になりまして、この8月、本年8月の納税額この部分がほぼ入ってくる金額がわかったことから、ここから今後12月までのかかる経費そちらの部分を確認した結果、12月の補正ではちょっと間に合わない、いろんな経費が足りなくなることがわかりますので、今回急遽追加という形で補正案を提出させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要は当初この議会が始まる頃ぐらいまでは何とか当初予算の範囲でやって、12月末に

なるとこれは足りないだろうけども、そのとき改めて臨時会なり定例会の早い段階でという
お考えだったようですけども、実際にはもう既にかなり予算が切迫して切迫って言い方
変だな、使い切ってきているという現実があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回計上させていただきましたこの歳出の予算の
中ですが現時点ではまだ使われていない部分そちら多く残っております。ただ今後9月以降
の納税額、こちらを8月までの分の増加を見ていきますと、この部分ではもう足りないとい
う形に判明いたしましたので、現時点での支出済額としては切迫している状況にはなって
ございません以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

私が理解するに、現時点では大丈夫だと、今日っていう例えば今日という意味だろうと思
うんですけど、だけどもあと1か月を見たときにはかなり苦しい状況になるということが
明らかに見込まれるということだから、ということの説明だというふうに理解してよろしい
と思うんですけども、そうであればねやむを得ないことなのかなと。できるだけ臨時会の
会議にしたい、あるいは専決にかかる部分も定例会でちゃんとやって行こうということも
ありますから、ある意味やむを得ないとは思うんですけども、ただこの提案の仕方として、
少し最終日にね、こういったいわゆる一般的な補正予算的なものが一つでも出るっていう
ことは議員としても、違和感を持ちますので今後その辺を十分注意して、そして早く出せる
ものについては、もっと早い段階で議会の定例が早い段階で説明があればなということが
あり思いがありますので、その点お願いして、私の質疑を終わりたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

2点ほどお伺いします。まず、会期中に補正予算として追加案件ってのはこれ私も異例だ
と思ってますけれども緊急性があったということなんです全員協議会の説明では4月から
8月のふるさと納税かなり多かったということで、返礼品の支払い年末に行うのが足りな
くなったというふうな説明を受けたんですがその特に8月分が多くなった。というふうに判明
したのはいつですかこれ、緊急性っていうけどもいつ判明したんでしょうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。前月の収入額、ある程度町の方でも掘んでおりま
すが、私のところにこの予算がちょっと不足しそうだという報告を受けましたのは、9月の

11日の段階でございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますと課長のところに報告があったのは、もう既に議会が始まってからということですね。確認ですけどもう一度。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。本定例会が始まった先週の9月11日ということですのでもう既に始まった時期でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

もう一点確認したいんですが、返礼品について支出するのに12月定例会では間に合わないという今の説明の中でありましたけれども、これはいつ頃から支出が始まるということなんでしょうか。12月の頭とかですね、それを大体計画的にはどういうふうな計画で行くんでしょうか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今追加補正で提案しましたこちらの費用につきましては、今後の見通しの中で、9月以降につきましてそれぞれ支払うことを予定しております。その中で一番申し込みが多くなってきます今回9月または10月以降、そして最後には年末の時期が、これあれに見ましてもここで一番大きく申し込みが入って来ることを考えております。現時点の予算内でありましたら、11月分の支払いがちょっとギリギリ間に合うのかという、ちょっと判断ではありましたが、そこがもう確実にちょっと支払いがちょっと無理だっという判断が今回つきましたので、この追加の補正案の方を提出させていただきました。以上でございます。

○12番議員（井上光三君）

はい終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

引き続きただいまのふるさと納税の件でお伺いします。数値の管理の仕方だと思うんですけどもおそらくシミュレーションをされてると思うんですね、警告のレベルがあって、もう足りなくなるレベルがあるっていう、この決め方は具体的にどのようなレベルが決まって

いて、この時点でもう足りなくなるという認識を得ることの仕組みをちょっとお聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。現時点でふるさと納税の納税額、こちらの確認は日々行う形になってございますが、実際申し込みの部分と、収入として入ってくる金額ここはかなり日数的な差が出てきており、申し込みの段階での数字は大まかではつかめるんですがその実際入金された金額これにつきましては、ある程度その対象月の終わりくらいにならないと、ほぼ概算が今つかめないの形になってございますので、今回でいきますと、やはり前年との比較をしながらちょっと伸び率、増える額がちょっとどのくらいかっていうことが見込みにつきましては、昨年度から、まちづくり公社で取り組む関係で今までの伸び方とはちょっと違う予測が必要だったことから、長いスパンでのちょっと見込みということは立てられてませんでしたので前月分と昨年度そういった比較の中での確認、または今後の予想という形を今年度は取らせていただいております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

入金を主にメインでやられてるとそれが元のデータなんですよね私がお聞きしたいのは、残が何%になればとかね、警告を出すとか、またはもう計算上0にマイナスになってしまうとかっていう、この取り決めがあるんですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。本来町で事務を進める中では、予算執行の中でいわゆる残高分その分は確認しながら執行はしてございます。今回のふるさと納税につきましては、返礼品等または輸送料サイトの使用料また前月分が翌月に入ってきますが、今回一番難しかった部分になりますと、次の月にどこまで入ってくるかその予想がつきませんでした。先ほども答弁いたしました但現時点での予算の残額としてはまだ半分以上残っておりますが、こっから先の9月、10月の支払いというものがほぼ見込めたのでそこを比較しますと、先ほど言いましたとおり11月にちょっと支払いがもう足りなくなるってということが、今回見とおせましたのでこの追加の提案をさせていただいたところです。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

いいことだと思うんですけどもね。結局、ただ予想が大事なんです。だから今回公社の役員もしっかり動いているということなんで来年はシミュレーションの仕方をね、変えて、例えばその残があってもここをくっちゃうということをもうその仕組みを少し変えた方がいいとは思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込光司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回のようなことがございましたので、来年度に向けましては公社の方の今の確認システム、そこをまた見直す中で、早い段階で納税額またそれにかかる経費等の見込みが早くわかるようなことを、今後考えてまた早くわかるような手段を見つけていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

以上で私の質疑は終わりにします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第60号について質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第60号について討論を終わります。

これから、日程第12 議案第60号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって議案第60号については、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第13 議案第61号 町道大櫛大久保線道路改良工事請負契約の締結について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第61号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第61号の補足説明をさせていただきます。タブレット12ページをご覧ください。工事名につきましては、町道大柵大久保線道路改良工事になります。工事場所につきましては、富士川町天神中條地内から長沢地内にかけてとなります。工事概要につきましては、町道天神中條長沢1号線文化ホールの北西交差点から町道金手小林2号線、通称8メートル道路までの施工延長281メートルの道路改良工事であります。入札の方法につきましては、1社の一般競争入札であり、9月17日に入札を実施いたしました。結果につきましては、株式会社天満組さんが落札しております。落札金額につきましては、税抜き4930万円で、契約金額税込5423万円であります。落札率は99.26%であります。工事期限につきましては、令和7年2月28日までとなっております。契約の相手方につきましては、山梨県南巨摩郡富士川町大久保488番地、株式会社天満組代表取締役中村武であります。

なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上議案第61号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第61号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第61号について質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第61号について討論を終わります。

これから日程第13 議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって議案第61号については原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第14 認定第2号 令和5年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 令和5年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第16 認定第4号 令和5年度鰍沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上の、令和5年度決算認定につきましては、去る9月6日の本会議で決算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

井上委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から第4号については質疑と討論を省略します。

井上委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第14 認定第2号から日程第16 認定第4号について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員会審査報告は認定とするものです。

委員会審査報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第17 発議第1号 議員派遣の件について

を議題とします。

提出者から発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、青柳議員から、発議第1号について、提案理由の説明が終わりました。

青柳議員、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、質疑と討論を省略します。

青柳光仁君、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第14 発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第18 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度拡充、及び教職員定数改善を図るための意見書提出について

を議題とします。

意見書案第2号の提出者に、趣旨説明を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 趣旨説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、宇田川委員長から、意見書案第2号について、趣旨説明が終わりました。

宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、意見書案第2号について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第18 意見書案第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、意見書案第2号について討論を終わります。

これから、日程第18 意見書案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第20 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の３議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

令和５年度の決算認定案など、重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、決算特別委員会の審査等にご協力をいただき、ありがとうございました。

議員各位におかれましては、何かとご多忙と存じますが、健康には十分留意されまして、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和６年第３回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前１１時４９分